

2019年6月7日

各位

株式会社みずほフィナンシャルグループ
取締役
執行役社長 グループCEO 坂井 辰史

「第17期 定時株主総会招集ご通知」の一部修正について

拝啓、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2019年6月3日付でご送付いたしました当社「第17期 定時株主総会招集ご通知」の一部に修正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、下記のとおり修正させていただきます。なお、当社ホームページには、修正後のものを掲載しております。

敬具

記

【修正箇所・内容】（修正箇所の下線を付して表示しております。）

ページ	修正前	修正後
6	株式等関係損益等 2017年度 <u>3,278 億円</u>	株式等関係損益等 2017年度 <u>1,918 億円</u>

以上

第17期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2019年6月21日(金) 午前10時
(受付開始 午前9時)

場所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム (ホールA)

議案 指名委員会からご提案させていただく議案
会社提案：第1号議案 (取締役14名選任の件)
一部の株主さまからご提案された議案
株主提案：第2号議案

株主総会にご出席いただけない場合



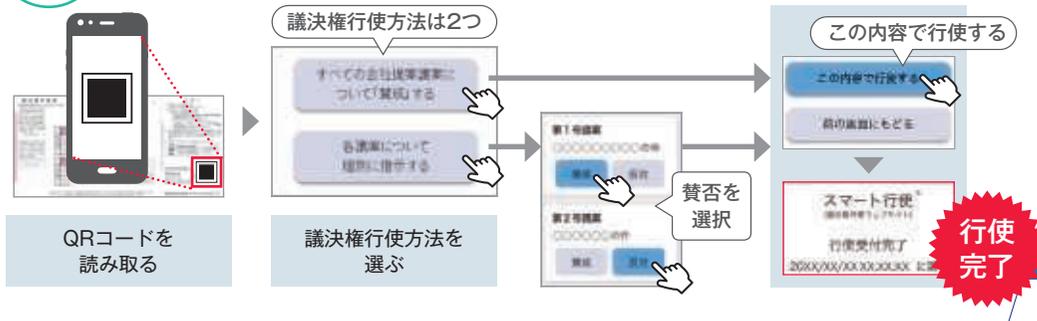
インターネットまたは郵送により、議決権行使をお願いします。

議決権行使期限

2019年6月20日(木) 午後5時まで



スマートフォンで **カンタン** に行使できます!



新しい経営計画の実行を通じて『次世代金融への転換』を進め、皆さまの信頼にお応えしてまいります

業績と配当

- Point 1** <みずほ>の構造課題を前倒しで一掃
自己資本も十分な水準を確保 P. 6
- Point 2** 期初予想どおり
年間 :7円50銭 (1株当たり)を配当 P. 8

これからの <みずほ>を創る戦略

- Point 3** <みずほ>の1年 ビジネス構造・基盤の変革に着手し、
お客さま第一の再徹底と生産性の抜本的向上を実施 P. 10
- Point 4** これからの<みずほ> 新しい経営計画「5ヵ年経営
計画～次世代金融への転換」をスタート P. 12
- Point 5** 10年後、そしてその先も株主の皆さまや経済・産業・
社会に<豊かな実り>をお届けしていくために P. 14

持続的な 成長を支える ガバナンス体制

- Point 6** 高い実効性を実現すべく、
当社ならではのガバナンス体制を構築 P. 16
- Point 7** 株主の皆さまと企業価値向上への意識を共有できる
役員報酬体系へ P. 20

外部からの評価

- Point 8** <みずほ>の取り組みは、さまざまな
外部機関から高い評価を得ています P. 21

さらなる 信頼向上に向けて

- Point 9** 株主の皆さまの声に真摯に向き合います P. 22

株主総会の議決権行使を通じて皆さまの声をお聞かせください！

株主総会へご出席いただくほか、インターネットまたは郵送にて議決権の行使が可能です。

議決権行使について



P.112に議決権行使チェックシートもございますので、是非ご活用いただき議決権の行使をお願い申し上げます。

目次

■ ご挨拶 P4

■ 株主の皆さまへお伝えしたいこと P6

■ 第17期 定時株主総会招集ご通知 P24

■ 株主総会参考書類 P26

会社提案（第1号議案）P26

株主提案（第2号議案）P44

■ 第17期事業報告 P48

1. 当社の現況 P48
2. 会社役員 P69
3. 社外役員 P80
4. 当社の株式 P82
5. 当社の新株予約権等 P84
6. 会計監査人 P85
7. 業務の適正を確保するための体制 P87
8. 特定完全子会社 P95
9. その他（剰余金の配当等の決定に関する方針）P95

■ 連結計算書類等 P96

連結計算書類 P96

計算書類 P99

監査報告書 P102

■ ご参考 P106

決算の概要 P106

政策保有株式に関する方針 P110

■ 議決権行使方法 P112

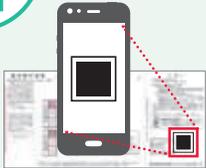
コーポレートガバナンス・コード対応表

関連コード	コードの内容	参照頁
1-3	資本政策の基本方針	P9
1-4	政策保有株式	P110
2-1、3-1(i)	経営理念・経営戦略、経営計画の開示	P12～15、P51～61
2-3、2-3①	社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題	P14～15、P54
2-4	女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保	P15
3-1(ii)	コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方	P16
3-1(iii)	取締役・執行役の報酬を決定するに当たっての方針・手続	P20、P75～P77
3-1(v)	取締役・執行役の選任理由	P28～41、P72～74
4-1②	中期経営計画の達成状況と分析	P6～7、P50
4-2、4-2①	取締役・執行役の報酬の健全なインセンティブ	P20、P75～77
4-7	独立社外取締役の役割・責務	P16～17
4-8、4-8①	独立社外取締役の有効な活用	P16～17
4-9	独立社外取締役の独立性判断基準及び資質	P43
4-11、4-11①	取締役会の実効性確保のための構成・多様性・知見等の考え方	P26～27
4-11②	取締役の兼任数	P28～41、P69
4-11、4-11③	取締役会の実効性についての分析・評価	P16

(注) コーポレートガバナンス・コードの各原則のうち、当社における取り組みを本招集ご通知に記載している事項を抜粋

NEW!

スマートフォンでカンタンに行使できます!



QRコードを読み取る

議決権行使方法は2つ

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に投票する

議決権行使方法を選ぶ



賛否を選択

この内容で行使する

この内容で行使する

スマート行権
行使完了

行使完了

One MIZUHO

未来へ。お客さまとともに

日本、そして、アジアと
世界の発展に貢献し、
お客さまから最も信頼される、
グローバルで開かれた
総合金融グループを目指します。



株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2018年度 ～〈みずほ〉の構造課題を 前倒しで一掃～

2018年度は、「抜本的構造改革への着手・実行」「次期システムへの移行」「中期経営計画の完遂」という3つの重要な課題に対処

すべく、グループ一体で取り組んでまいりました。

具体的には、本部人員の営業現場へのシフトや銀行・信託・証券の共同店舗化、次期システムへの移行を滞りなく進捗させ、自己資本も普通株式等Tier1比率が10.71%と十分な水準を確保するなど、経営基盤の強化は着実に進捗いたしました。また、〈みずほ〉が抱える構造課題を前倒しで一掃するため6,954億円の損失を一括計上いたしました。株主の皆さまには、ご心配をおかけいたしま

■ 連結普通株式等Tier1比率[※] (%)

自己資本は十分な水準を確保 **10.71**

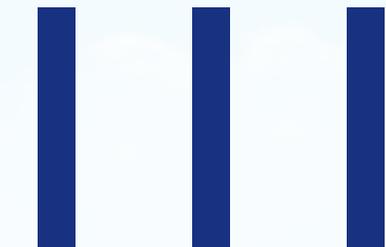


2017年3月末 2018年3月末 2019年3月末

※パーセルⅢ完全施行ベース（現行規制を前提）、その他有価証券評価差額金を除く

■ 普通株式1株当たり年間配当金 (円)

7.5 7.5 7.5



2016年度 2017年度 2018年度

新しい経営計画の実行を通じて、
『次世代金融への転換』
を進めてまいります。

株式会社みずほフィナンシャルグループ

取締役

執行役社長 グループCEO

坂井 辰史



したが、安定的な収益基盤をより強固なものとし、〈みずほ〉が前に進んでいくために必要不可欠なものだと確信しております。

この損失処理の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は965億円にとどまりましたが、自己資本が前中期経営計画目標を超過達成していることに加え、後年度に発生することが見込まれる負担を解消したことなどから安定配当を維持できる目処がたつと判断し、2018年度年間配当金は当初予想どおり7円50銭といたしました。

新しい経営計画「5カ年経営計画 ～次世代金融への転換」

当社グループは、2019年度から新しい経営計画「5カ年経営計画～次世代金融への転換」をスタートいたしました。

この計画では、「前に進むための構造改革」をビジネス・財務・経営基盤の三位一体で推進することで、前中期経営計画期間

中に課題と認識したお客さまニーズと営業体制等のミスマッチを解消し、新たなお客さまニーズに対応することで『次世代金融への転換』を図ってまいります。

具体的には、これまで培った当社グループの強みを梃子に、お客さまの利便性向上や事業成長を実現し、「金融そのものの価値」を越えて、非金融を含めた「金融を巡る新たな価値」を創造することで、お客さまとの新たなパートナーシップを構築してまいります。

この取り組みを通じ、2019年度からの3年間で「構造改革への本格的取り組みと次世代金融への確かな布石づくり」、2022年度からの2年間で「成果の刈取りとさらなる成長の加速の実現」を目指します。

全役職員一丸となって、この取り組みによる企業価値向上に努めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、引き続き、変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株主の皆さまへ
お伝えしたいこと

Point 1

〈みずほ〉の構造課題を前倒しで一掃 自己資本も十分な水準を確保

■ 決算ハイライト（連結）

(億円)	2017年度	2018年度	前年度比
親会社株主純利益 ^{※1}	5,765	965	△4,799 
連結業務純益等 ^{※2}	5,379	4,083	△1,296 
与信関係費用	1,563	△195	△1,758 
株式等関係損益等	1,918	2,598	+680 
普通株式等Tier1比率 その他有価証券評価差額金を除く	10.15%	10.71%	+0.56% 

※1. 親会社株主に帰属する当期純利益 ※2. 連結粗利益－経費（除く臨時処理分）＋持分法による投資損益等連結調整（ETF関係損益等を含む）

■ 前中期経営計画（財務目標）

CET1比率（普通株式等Tier1比率）

自己資本の内、特に資本性の高い普通株式等で構成されるもの（普通株式等Tier1）のリスク・アセットに対する比率で、健全性を示す指標です。

CET1比率^{※1}

連結ROE^{※2}

連結ROE

資本に対する利益水準により算出され、資本の効率性を示す指標です。

親会社株主
純利益RORA

親会社株主純利益RORA

リスク・アセットに対する利益水準により算出され、リスクに対する収益性を示す指標です。

これらの指標により、
健全性・効率性・
収益性を意識した
財務運営を推進

取締役 執行役常務
財務・主計グループ長（グループCFO） 梅宮 真



親会社株主純利益は、構造改革への取り組みを踏まえた損失の計上を主因に、前年度比大幅に減少
この一時損失処理△6,954億円を除いた場合は5,818億円となり、前年度を上回る水準

連結業務純益等は、国内外ともに顧客部門が増加した一方、外債等のポートフォリオ健全化を進めたことを主因に市場部門が減少し、前年度比減少

前中期経営計画の目標を超過達成

決算ハイライトの詳細はP.106をご参照ください

	前中期経営計画 2018年度目標	2018年度(実績)	2018年度(実績) (一時損失処理前)
CET 1 比率 ^{※1}	10%程度 ▶	10.71%	—
連結ROE ^{※2}	8%程度 ▶	1.2%	7.4%
親会社株主 純利益RORA	0.9%程度 ▶	0.1%	1.0%
非金利収支比率 ^{※3}	60%程度 ▶	56%	—
政策保有株式の削減 ^{※4}	5,500 億円削減	5,430 億円削減 (応諾ベース約5,800億円削減)	—
経費率 ^{※5}	60%程度 ▶	78.8%	71.1%

- ※1. パーゼルⅢ完全施行ベース（現行規制を前提）、その他有価証券評価差額金を除く
- ※2. その他有価証券評価差額金を除く
- ※3. 2017年度より管理会計の対象会社の範囲を変更（2015年度実績は変更せず）
- ※4. 国内上場株式、取得原価ベース、2015～2018年度の累計額
- ※5. グループ合算

（ご参考）構造改革への取り組みを踏まえた損失の内容

固定資産の減損損失	5,007億円
有価証券ポートフォリオ 再構築等に伴う損失	1,947億円
合計	6,954億円

株主の皆さまへ
お伝えしたいこと

Point 2

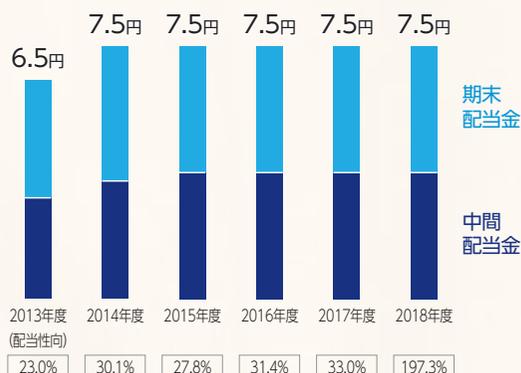
期初予想どおり 年間：7円50銭（1株当たり）を配当

■ 2018年度配当金について

1株当たり年間配当金

7円50銭

	2018年度 年間	うち期末
普通株式1株当たり配当金	7円50銭	3円75銭
配当金の総額	1,903億円	951億円
親会社株主に帰属する当期純利益	965億円	



- 2018年度の当社の株主還元方針は、連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施するとしております。
- 当社取締役会は、構造改革への取り組みを踏まえた損失を計上した結果、2018年度の当期純利益は965億円と大幅減益になりましたが、安定した金融機能発揮の源泉となる普通株式等Tier1比率が前中期経営計画目標10%を超過達成したこと、当社は安定的な配当を行う方針であること等を踏まえ、将来の業績見通し、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制を始めとした国内外の金融規制動向等、事業環境を総合的に勘案のうえ、しっかりと検討を重ね、2018年度配当は7円50銭を維持することといたしました。



2019年3月末時点

新たな株主還元方針

当社は、「**安定的な自己資本の充実**」と「**着実な株主還元**」の最適なバランスを図る「**規律ある資本政策**」を遂行しております。

このたび、新しい経営計画を踏まえ、株主還元方針を改定いたしました。

(新) 株主還元方針

当面は現状の配当水準を維持しつつ、
資本基盤の一層の強化を進め早期の株主還元拡充を目指します

各期の株主還元については、当社グループの業績、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制を始めとした国内外の規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、決定

改定のポイント

- 従来から掲げていた安定配当方針をこれまでよりも明確化
- 将来的に株主還元拡充を目指すことを方針として明記
 - ― 株主還元の拡充は、資本・収益の状況に応じ自己株式取得も含めて検討

改定した理由・考え方

1 安定配当を支える資本基盤を確立

- 普通株式等Tier1比率の前中期経営計画目標達成により、経営環境が不透明な中でも、安定配当維持のベースとなる財務・資本基盤を確立

■ 普通株式等Tier1 (CET1) 比率^{*}の推移



※バーゼルⅢ完全施行ベース（現行規制を前提）
その他有価証券評価差額金を除く

2 株主還元拡充の早期実現を目指す

- 新しい経営計画の着実な遂行による資本基盤の一層の強化により、早期の株主還元拡充を目指す

■ 株主還元拡充へのロードマップ



今回の改定は、当社取締役会にて、これまでの株主還元実績の評価や新しい経営計画を踏まえた適切性等、しっかりと検討を重ね、決定いたしました。

取締役一同、株主の皆さまの負託を受けることの責任の重みをしっかりと認識し、引き続き、株主還元に関しても株主の皆さまの中長期的な利益の観点から最適な判断を行うことを強く自覚し、当社の経営に取り組んでまいります。

株主の皆さまへ
お伝えしたいこと

Point 3

〈みずほ〉の1年

ビジネス構造・基盤の お客さま第一の再徹底と

2018.11

LINE株式会社と以下の2件について合意

- ・個人向けスコアリングサービス「LINEスコア」および、個人向け無担保ローンサービス「LINEポケットマネー」の提供に向けた、LINE Financial株式会社、みずほ銀行、オリエン트コーポレーションを引受先とするLINE Credit株式会社による第三者割当増資の実行
- ・新銀行の設立に向けた、LINE Financial株式会社および、みずほ銀行の共同出資による準備会社の設立



JTC Holdings

2018.10

資産管理サービス信託銀行は、日本トラスティ・サービス信託銀行との共同株式移転によりJTCホールディングスを設立

2019.1

「手書き・非定型帳票の事務処理業務」について、AI/OCR/RPAの活用により高い精度で文字情報をデータ化するソリューションの実証実験に成功するとともに、本ソリューションを活用した地域金融機関との協働による金融業界全体の生産性向上への取り組みを開始

2018.6

環境・社会に対する負の影響を助長する可能性が高い業種に関し、業務特性を踏まえた対応を実施の上で取引判断を行うよう定めた「特定セクターに対する取り組み方針」の運用を開始

MIZUHO
Membership One

2018.4

みずほ銀行とみずほ総合研究所が運営主体となり、邦銀系最大の法人向け会員制サービス「MIZUHO Membership One (通称MMOne (エムエムワン))」を創設

2018

4

5

6

7

8

9

10

11

変革に着手し、 生産性の抜本的向上を実施

2019年度～ 新しい経営計画へ

詳細は次ページ

2019.3

みずほ証券の独現地法人Mizuho Securities Europe GmbH（みずほセキュリティーズヨーロッパ）が2019年3月に営業開始し、英国のEU離脱交渉の状況に関わらず、欧州を含む全世界のお客さまへサービスを提供できる体制を整備



2019.3

約60の金融機関と協働し、“銀行系デジタル通貨のプラットフォーム”として、QRコードを活用したスマホ決済サービス『J-Coin Pay（ジェイ コイン ペイ）』の提供を開始

2019.3

わが国産業・経済の持続的成長を金融面から牽引する「次世代の金融プラットフォーム」を共に構築することを目的とし、興銀リースの持分法適用関連会社化を実施。興銀リースは、2019年6月に開催予定の定時株主総会での承認を前提に、商号を「みずほリース」へと変更することを予定

銀行・信託・証券連携の実績

共同店舗（国内）

共同店舗 （国内）	193拠点 （2019年3月末）	銀行 464店舗	信託 60店舗	証券 259店舗
銀・信・証共同	40拠点	●	●	●
銀・証共同	148拠点	●		●
銀・信共同	4拠点	●	●	
信・証共同	1拠点		●	●

共同店舗例（同じ建物内に銀行・信託・証券の相談窓口を設置）



みずほ銀行吉祥寺支店一階

株主の皆さまへ
お伝えしたいこと

Point 4

これからの〈みずほ〉

新しい経営計画 ～次世代金融への

■ 〈みずほ〉が計画に込めた思い

新しい経営計画では、「前に進むための構造改革」をビジネス・財務・経営基盤の三位一体で推進することにより、人員や店舗などの経営資源配分等のミスマッチを解消し、新たなお客さまニーズに対応することで、『次世代金融への転換』を図ってまいります。

そのために、これまで培った〈みずほ〉の強みを最大限に発揮するとともに、デジタルイノベーションへの取り組みや、外部との積極的な協働を加速することにより、非金融を含めた「金融を巡る新たな価値」を創造することで、お客さまとの新たなパートナーシップを構築してまいります。

こうした取り組みを通じ、『来るべき時代において、お客さまから今まで以上に必要とされ頼りにされる、より強力で強靭な金融グループ』を形作ってまいります。

■ 新しい経営計画の骨子

5カ年経営計画～次世代金融への転換

基本方針	<p>「前に進むための構造改革」をビジネス・財務・経営基盤の三位一体で推進 ～経営資源配分等のミスマッチを解消し、新たなお客さまのニーズに対応することで、「次世代金融への転換」を図る</p>
基本戦略	<p>顧客との新たなパートナーシップを構築すべく、「金融そのものの価値」を越えて、非金融を含めた「金融を巡る新たな価値」を創造</p> <p style="text-align: center;"> オープン & コネクト 熱意と専門性 </p> <p>ーこれまで培った強みを最大限発揮</p> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>〈みずほ〉の強み</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 顧客基盤・ネットワークと信頼・安心感 ② 金融機能・市場プレゼンスと非金融領域への対応力 ③ グループ一体的なビジネス推進体制 <p style="text-align: right;">等</p> </div> <p>ーデジタルイノベーションへの取り組みや、外部との積極的な協働を加速</p>
〈みずほ〉のあり方	<p style="text-align: center;">来るべき時代において、お客さまから今まで以上に必要とされ頼りにされる、より強力で強靭な金融グループ</p>

■ 『次世代金融への転換』に向けた5年

計画期間	<p>フェーズ1 2019-21年度 構造改革への本格的取り組みと次世代金融への確かな布石づくり</p>	<p>フェーズ2 2022-23年度 成果の刈取りとさらなる成長の加速の実現</p>
------	--	--

「5カ年経営計画 転換」をスタートしました

『次世代金融への転換』に向けたデジタルイノベーションへの取り組み

〈みずほ〉は、グループ外・異業種とも協働しながら、『次世代金融への転換』に向けたデジタルイノベーションへの取り組みを進めています。

スマホ決済サービス『J-Coin Pay』の提供開始

約60の金融機関と協働し、“銀行系デジタル通貨のプラットフォーム”として、QRコードを活用したスマホ決済サービス『J-Coin Pay (ジェイ コイン ペイ)』の提供を開始しました。

『J-Coin Pay』は、『送る』、『送ってもらう』、『支払う』というお金に関するさまざまな行為がスマホ上で完結できることに加え、金融機関の預金口座との入出金についても、スマホ上のアプリを使い、『いつでも・どこでも・無料』で、できるサービスです。今後も、接続金融機関の拡大およびユーザー・加盟店の開拓を順次進めていきます。



人工知能等を活用した業務効率化ソリューション

「手書き・非定型帳票の事務処理業務」について、AI（人工知能）、OCR（文字認識技術）、RPA（ロボットによる自動化）の活用により高い精度で文字情報をデータ化するソリューションの実証実験に成功しました。口座振替依頼書を対象にした実証実験では、人による手入力作業がおおよそ8割削減できる効果が認められています。

また、本ソリューションを活用した地域金融機関との協働を開始しており、金融機関全体における生産性向上を目指します。



株主の皆さまへ
お伝えしたいこと

Point 5

10年後、そしてその先も 株主の皆さまや経済・産業・社会に

■ ステークホルダーにもたらす価値

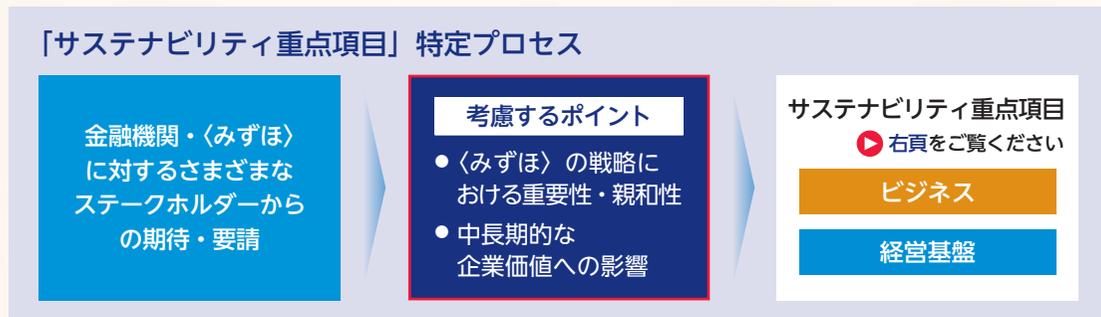
〈みずほ〉は、新しい経営計画における取り組みを通じ、ステークホルダーへの新たな価値を創出し
てまいります。

株主	お客さま	社員
構造課題の一掃と 成長の加速による 企業価値の向上	「金融を巡る新たな価値」 を創造し、利便性向上と 事業成長を実現	お客さま満足を伴う、 働き甲斐ある職場の 実現

■ 〈みずほ〉の「サステナビリティ」

〈みずほ〉の持続的かつ安定的な成長を通じて、経済・産業・社会に価値をもたらすという観点から、
「サステナビリティ重点項目」を特定し、SDGs（持続可能な開発目標）達成に向けて積極的に取り組
んでまいります。

〈みずほ〉の 「サステナビリティ」	〈みずほ〉の持続的かつ安定的な成長、及びそれを通じた 内外の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄
----------------------	---



内外の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄に貢献
SDGs達成に貢献

✓ SDGs（持続可能な開発目標）とは

「SDGs（Sustainable Development Goals）」は、2015年9月の国連サミットにおいて採択された、2030年までに持続可能な社会の実現を目指す17の目標です。わが国においても政府をはじめ多くの企業等において取り組みが進められています。

〈豊かな実り〉をお届けしていくために

■ サステナビリティ重点項目

ビジネス	少子高齢化と健康・長寿	1 持続可能な社会づくり	3 すべての人に健康と福祉	8 働きがいと経済成長	<ul style="list-style-type: none"> 将来に備えた資産形成 少子高齢化社会に対応したサービス拡充 ライフスタイルの多様化に応じた高い利便性 	 多様なステークホルダーとのオープンな連携・協働
	産業発展とイノベーション	8 働きがいと経済成長	9 産業と資源効率の改善	11 住み続けられるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> 円滑な事業承継 産業構造の転換 イノベーションの加速 アジアの経済圏の活性化 レジリエントな社会インフラ整備 	
	健全な経済成長	8 働きがいと経済成長			<ul style="list-style-type: none"> 金融資本市場の機能強化 キャッシュレス化 環境変化を踏まえた社会制度 	
	環境配慮	7 持続可能なエネルギー	13 気候変動に具体的な対策を		<ul style="list-style-type: none"> エネルギーの安定供給と気候変動への対応 	
経営基盤	ガバナンス	16 平和と公正な社会づくり	17 パートナーシップで目標を達成しよう		<ul style="list-style-type: none"> コーポレート・ガバナンスの高度化 リスク管理・IT基盤強化・コンプライアンス 公平かつ適時・適切な開示とステークホルダーとの対話 	
	人材	5 ジェンダー平等を推進しよう	8 働きがいと経済成長		<ul style="list-style-type: none"> 人材育成と働きがいのある職場づくり 	
	環境・社会	7 持続可能なエネルギー	10 人や国や地域を問わずに豊かになろう	13 気候変動に具体的な対策を	4 質の高い教育をみんなに	<ul style="list-style-type: none"> 投融资等における環境配慮・人権尊重 気候変動への対応 金融経済教育/地域・社会貢献活動の推進

たとえば、こんなことに取り組んでいます

Topics 1

サステナブルファイナンスへの取り組みについて

〈みずほ〉は、お客さまの環境・社会に配慮した取り組みをグループの総力を挙げてサポートすることを通じ、SDGs達成に貢献します。

2019年には、鉄道建設・運輸施設整備支援機構の「サステナビリティファイナンス」^{*1}において、みずほ銀行がローン調達のアレンジャーに、みずほ証券が債券（サステナビリティボンド）の引受主幹事に就任するなど、さまざまな形でお客さまの取り組みを支援しています。

※1 環境（グリーン）性（本邦初の国際認証を取得）と社会（ソーシャル）性の両方への貢献を内包した資金調達手段



Topics 2

ダイバーシティ&インクルージョン（D&I）

〈みずほ〉では、新たな価値創造を続ける組織を目指し、D&Iへの取り組みを人事戦略全体の重要施策として位置付け、推進しています。中でも「女性の活躍促進」については、女性社員の戦略的育成プログラムや、子育てサポート、働き方改革等、会社による重層的な取り組みに加え、女性社員のグローバルネットワーク「M-WIN」^{*2}など社員による自発的な活動の支援を通じ、取り組みを強化しています。

※2 Mizuho Women's Initiative Network



株主の皆さまへ
お伝えしたいこと

Point 6

高い実効性を実現すべく、 当社ならではのガバナンス体制を構築

ガバナンス体制

当社では、株主の皆さまから負託を受けた取締役により、当社ならではの特長あるガバナンス体制を構築しております。

■ 当社ガバナンス体制の主な特長

機関設計	<ul style="list-style-type: none"> ● 指名委員会等設置会社を選択 －取締役会、法定3委員会、執行役の機能を最も有効に発揮可能 ● 監督と執行を分離 －取締役会が経営の監督に最大限専念 / 執行役への業務執行の決定を最大限委任 ● 取締役会議長は社外取締役 －社外取締役が取締役会の中心メンバー
公正性 透明性	<ul style="list-style-type: none"> ● 指名・報酬委員会のメンバーは全員社外取締役 ● 指名・報酬・監査委員会の委員長は社外取締役 －経営陣の任免・処遇等について、社外取締役を中心とした意思決定 ● コーポレートガバナンス・コードを踏まえた適切な情報開示

取締役会の実効性向上に向けた取り組み

社外取締役会議および経営状況オフサイトミーティング等を通じて、取締役会における質の高い議論に向けて取り組んでいます。

社外取締役会議

年度	開催回数	内容
2018	2回	取締役会の運営のあり方や実効性評価の進め方、新しい経営計画策定に関する意見等

経営状況オフサイトミーティング

年度	開催回数	内容
2018	21回	新しい経営計画、経営の主要論点、各カンパニーの主要論点等

取締役会および法定3委員会の体制概要と2018年度運営状況

取締役会

取締役会議長は社外取締役

過半数が非執行取締役

社外取締役

社内非執行取締役

社内執行役兼務取締役

議長



経営の基本方針等の業務執行の決定、および取締役・執行役の監督を行っています



議長
大田 弘子

■ 運営状況

2018年度は14回開催し、新しい経営計画の策定に向けた課題等について質の高い審議を実施するとともに、リスクガバナンス、リスク管理、コンプライアンスおよび内部監査の状況等について報告を受けました。

社外取締役の
専門分野

経営

法律

財務・会計

経済財政政策

指名委員会

メンバーは全員社外取締役

社外取締役

委員長



株主総会に提出する取締役の選任・解任議案の内容決定等を行っています



委員長
川村 隆

■ 運営状況

2018年度は8回開催し、当社取締役候補者の決定、中核3社の取締役選任等に関する承認等を行うとともに、後継者計画の策定・運用状況について報告を受け、必要な意見を求めました。

社外取締役の
専門分野

経営

法律

経済財政政策

報酬委員会

メンバーは全員社外取締役

社外取締役

委員長



役員報酬の決定方針や、取締役・執行役の個人別報酬の決定等を行っています



委員長
甲斐中 辰夫

■ 運営状況

2018年度は11回開催し、当社および中核3社の役員報酬体系に関する課題抽出・見直しを行うとともに、当社取締役・執行役の個人別の報酬の決定のほか、中核3社取締役の個人別の報酬の承認等を行いました。

社外取締役の
専門分野

経営

法律

財務・会計

委員長



監査委員会

過半数が社外取締役

社外取締役

社内非執行取締役

委員長



取締役・執行役の職務執行について、違法性・妥当性の監査を行っています



委員長
関 哲夫

■ 運営状況

2018年度は17回開催し、グループ会社に対する経営管理を含めた取締役・執行役の職務執行状況等について報告を受け、主として「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の有効性を確認するとともに、適時に提言を行いました。

社外取締役の
専門分野

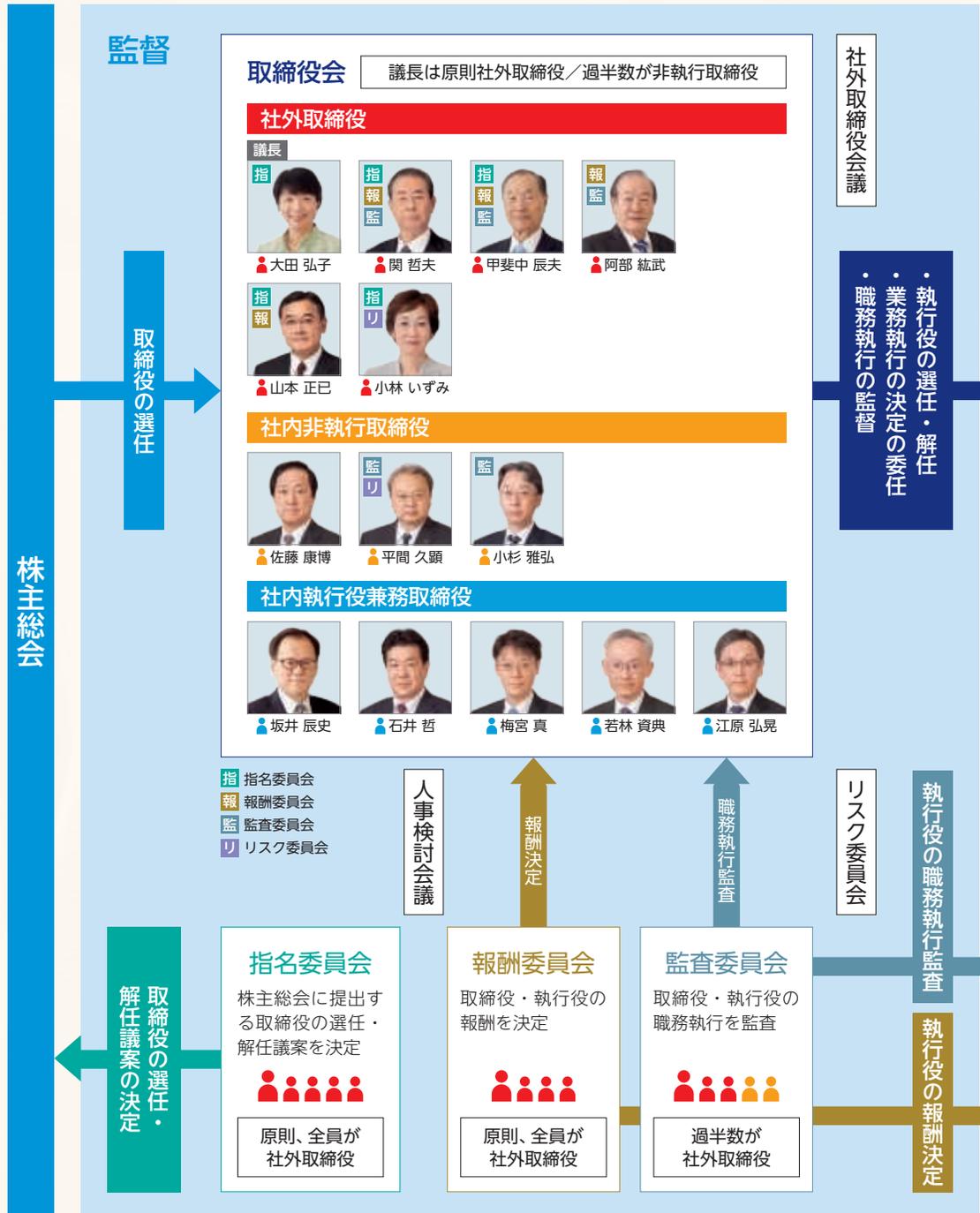
経営

法律

財務・会計

これからの経営体制

本定時株主総会でのご承認を前提として今後の経営体制を以下の通り予定しています。



取締役候補者の選任理由は28頁～41頁に記載しております。▶

執行役の選任理由は72頁～74頁に記載しております。▶

経営 取締役会からの委任に基づく業務の執行の決定と業務執行を実施

執行役



執行役社長
(代表執行役)
グループCEO
坂井 辰史

石井 哲

執行役専務
デジタルイノベーション担当役員
兼 IT・システムグループ長
兼 事務グループ長
(CIO 兼 グループCIO 兼 グループCOO)

梅宮 真

執行役常務
財務・主計グループ長
(グループCFO)

小嶋 修司

執行役常務
コンプライアンス統括グループ長
(グループCCO)

若林 資典

執行役常務
リスク管理グループ長
(グループCRO)

菊地 比左志

執行役常務
企画グループ長
(グループCSO)

江原 弘晃

執行役常務
人事グループ長
(グループCHRO)

5カンパニー

リテール・事業法人

Retail & Business Banking Company

大塚 雅広 | 執行役専務
リテール・事業法人カンパニー長



個人 中小企業 中堅企業

大企業・金融・公共法人

Corporate & Institutional Company

中村 昭 | 執行役専務
大企業・金融・公共法人カンパニー長



大企業法人 金融法人 公共法人

グローバルコーポレート

Global Corporate Company

今井 誠司 | 執行役専務
グローバルコーポレートカンパニー長



米州 欧州 東アジア アジア・オセアニア

グローバルマーケッツ

Global Markets Company

加藤 純一 | 執行役専務 (代表執行役)
グローバルマーケッツカンパニー長



投資家

アセットマネジメント

Asset Management Company

藤城 豪二 | 執行役常務
アセットマネジメントカンパニー長
兼 グローバルプロダクツユニット長



投資家

2ユニット

グローバルプロダクツ

Global Products Unit

藤城 豪二 | 執行役常務
グローバルプロダクツユニット長
兼 アセットマネジメントカンパニー長



トランザクション インvestmentバンキング

リサーチ&コンサルティング

Research & Consulting Unit

若林 資典 | 執行役常務
リサーチ&コンサルティングユニット長



株主の皆さまへ
お伝えしたいこと

Point 7

株主の皆さまと企業価値向上への意識を共有できる役員報酬体系へ

■ 業務執行を担う役員報酬体系

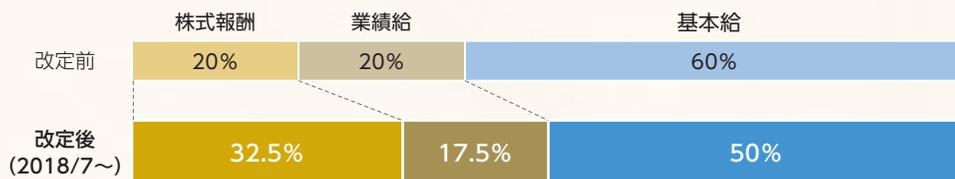
企業価値向上を図る上で、各役員が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブ向上を主目的に、2018年7月より報酬体系を下記の通りとしております。

報酬体系の詳細はP.76をご参照ください

報酬体系

- 業績給と株式報酬の一部は連結業務純益等に連動し、企業価値向上へのインセンティブとして機能する体系
- 株式報酬の比率は30%超に設定

〈業務執行を担う役員報酬体系イメージ〉



社外取締役による報酬決定プロセス

当社グループの経営から独立した社外取締役のみで構成する報酬委員会が、役員報酬決定プロセスに深く関与し、客観性・透明性を確保しています。

報酬委員会メンバー（全員社外取締役）

委員長



甲斐中 辰夫

主な略歴

- 東京高等検察庁検事長
- 最高裁判所判事
- 現 弁護士



関 哲夫

主な略歴

- 新日本製鐵取締役 代表取締役副社長
- 商工組合中央金庫 代表取締役社長



川村 隆

主な略歴

- 日立製作所代表執行役 執行役 会長兼執行役社長兼取締役



阿部 紘武

主な略歴

- 監査法人トーマツ包括代表社員 (CEO)
- 現 公認会計士

〈役員報酬決定プロセスと報酬委員会の関与イメージ〉

各プロセスに報酬委員会が深く関与



※ 当社および中核3社（BK・TB・SC）の取締役・執行役を対象としております。

株主の皆さまへ
お伝えしたいこと

Point 8

〈みずほ〉の取り組みは、さまざまな外部機関から高い評価を得ています

お客さま第一

金融事業者がいかに「顧客本位の業務運営」を行っているかを評価する、株式会社格付投資情報センターによる「R&I 顧客本位の投信販売会社評価」において、みずほフィナンシャルグループ、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券の4社が、2018年度に評価を取得した企業では最高のS評価を取得



金融イノベーション

技術革新の活用による新たな価値創出や、競争力強化に向けた積極的な取り組みが総合的に評価され、経済産業省・東京証券取引所「攻めのIT経営銘柄」に3年連続で選定

サイバーセキュリティへの取り組み等が評価され、企業情報化協会「第36回IT賞」において「IT奨励賞」を受賞



人材活躍推進

従業員の健康管理を経営的な視点で捉え、戦略的に健康経営を実践している企業として、経済産業省・東京証券取引所による「健康経営銘柄2019」に選定

女性活躍推進の取り組みが評価され、経済産業省・東京証券取引所による「なでしこ銘柄」に選定



LGBTが働きやすい職場づくりへの取組状況が評価され、LGBTに関するダイバーシティ・マネジメントの促進と定着を支援する任意団体work with Prideによる「PRIDE指標」において最高評価「ゴールド」を3年連続で受賞



ディスクロージャー

情報の充実度や使いやすさ・わかりやすさなど、ウェブサイトにおける情報開示の積極性・先進性が評価され、各種の賞を受賞



株主の皆さまの声に真摯に向き合い

〈みずほ〉では、株主総会や冊子発刊等を活用した株主の皆さまとの双方向コミュニケーションの充実に積極的に取り組んでいます。ここでは、その模様や株主の皆さまからお寄せいただいた貴重なご意見などをご紹介します。

■ 第16期定時株主総会（2018年6月22日開催）

● 総会概要

場 所	東京国際フォーラム
出席株主数	279,780名
来場株主数	2,246名
質問者数等	10名



● 主な質疑事項

- 株価向上に向けた取り組み
- テクノロジー分野における差別化戦略
- グループCEO選考にあたっての指名委員会の考え方 …etc

総会の概要は、当社HPでご覧いただけます

- 主な質疑応答の概要
- アンケート結果のご報告 …etc

[みずほ 総会](#) [検索](#)

● アンケート結果のご紹介

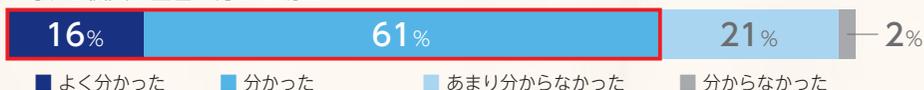
会場にて1,324名の株主さまからご回答をいただきました。ご協力ありがとうございました。ここでは、その一部をご紹介します。

説明の分かり易さ

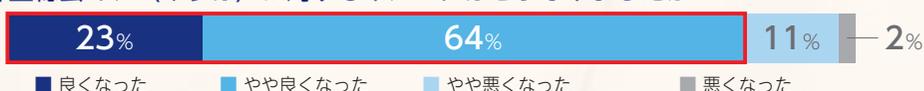
- 事業報告の分かり易さ（社長からの報告に対する結果を掲載しております）



- ご質問に対する役員の回答の分かり易さ



今回の株主総会で、〈みずほ〉に対するイメージはどうなりましたか



その他、約620名の株主さまから、議事運営やご質問への回答、受付やご案内などにつき、貴重なご意見をいただきました。

「分かり易い」「満足」などのお褒めのお言葉を多くいただきましたが、さらなる充実をご希望される意見もいただきました。今後もより分かり易い株主総会運営に努め、〈みずほ〉を応援していただけるよう努めてまいります。

ます



■ 株主通信（第17期中間株主の皆さまへ：2018年12月発刊）

4,787名の株主さまからご回答をいただきました。誠にありがとうございます。頂戴いたしました貴重なご意見は今後の発刊物の誌面作りやIR活動に活かしてまいります。

冊子の分かり易さ



■ 理解できた ■ 理解できなかった ■ 読まなかった

お読みいただいた後の当社への印象



■ 良くなった ■ やや良くなった ■ やや悪くなった ■ 悪くなった

フリーコメント（約1,350名の株主さまからお寄せいただきました）
主な内容をご紹介します。

- 株主通信の内容やレイアウト
- Fin Techに関するご意見
- 配当や株価に関するご意見
- 当社への応援

図や用語解説を増やし文字を大きくするなど分かり易さの向上に向けた取り組みが好評でしたので、今回の招集ご通知でも、こうした皆さまの声を踏まえた、一層分かり易い誌面作りを進めました。

株主各位

第17期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席いただけない場合は、議決権行使方法に関するご案内（112頁～115頁）をご高覧のうえ、郵送またはインターネットにより、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

東京都千代田区大手町一丁目5番5号

株式会社みずほフィナンシャルグループ

取締役

執行役社長 グループCEO 坂井 辰史

記

1 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

2 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム（ホールA）

3 目的事項

報告事項

第17期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類、計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

会社提案（第1号議案）

（指名委員会からご提案させていただく議案）

第1号議案 取締役14名選任の件

株主提案（第2号議案）

（一部の株主さまからご提案された議案）

第2号議案 定款一部変更の件（国債市場特別参加者制度の参加資格の返上）

取締役会としては議案に**反対**しております。

以 上

株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載させていただきます。

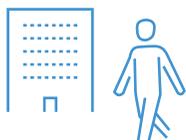
 **当社ウェブサイト** : <https://www.mizuho-fg.co.jp/>


ご注意

- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使について

株主総会にご出席いただける場合



同封の「議決権行使書」を会場受付へご提出ください。また、第17期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参下さい。

株主総会にご出席いただけない場合

郵送



詳細につきましては
113頁をご覧ください。

行使期限

2019年6月20日（木曜日）
午後5時到着分まで

インターネット



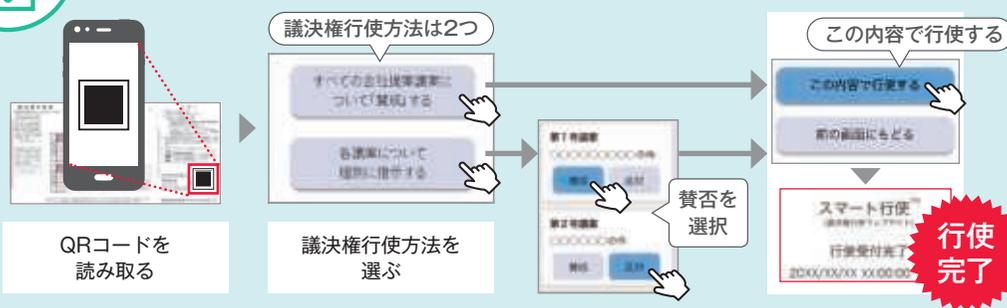
詳細につきましては
114～115頁をご覧ください。

行使期限

2019年6月20日（木曜日）
午後5時送信分まで

NEW!

スマートフォンでカンタンに行使できます!



機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

株主総会運営についてのご案内

- 代理人によるご出席の場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主の方1名を代理人とし、代理権を証明する書面をあわせてご提出ください。
- 株主さまへのお土産をご用意しておりません。

スムーズな株主総会の運営にご協力ください。株主総会開始時刻直前は受付が混み合うことが予想されます。混雑を緩和するためにお早めにご来場いただけますようご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

受付
混雑状況

空いている

9:00

やや混雑

9:30

混雑

9:45

10:00

株主総会参考書類

会社提案

第1号議案 取締役14名選任の件

第16期定時株主総会で選任されました全取締役14名のうち、西山隆憲氏および柴田保之氏は2019年4月1日付で取締役を辞任しております。両氏を除く取締役12名は本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき取締役14名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者14名につき男性12名、女性2名（候補者のうち女性の比率14%）の構成となります。

候補者番号	氏名	取締役就任年	現在の当社における地位および担当
1 再任	さかい たつふみ 坂井 辰史	2018年	取締役 兼 執行役社長（代表執行役） グループCEO
2 新任	いし い さとし 石井 哲	—	執行役専務 デジタルイノベーション担当役員（CDIO） 兼 IT・システムグループ長（グループCIO） 兼 事務グループ長（グループCOO）
3 再任	うめみや まこと 梅宮 真	2017年	取締役 兼 執行役常務 財務・主計グループ長（グループCFO）
4 新任	わかばやし もとのり 若林 資典	—	執行役常務 リサーチ&コンサルティングユニット長 兼 リスク管理グループ長（グループCRO）
5 新任	えはら ひろあき 江原 弘晃	—	執行役常務 人事グループ長（グループCHRO）
6 再任 非執行	さとう やすひろ 佐藤 康博	2009年	取締役会長
7 新任 非執行	ひらま ひさあき 平間 久顕	—	監査委員会付理事
8 新任 非執行	こすぎ まさひろ 小杉 雅弘	—	監査委員会付理事

社外取締役候補者6名については、全員が当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。(同基準の概要については43頁をご参照ください。)

その他、取締役会の構成等の詳細は、当社HPでご覧いただけます。



みずほ コーポレート・ガバナンス体制

候補者番号	氏名	取締役就任年	現在の当社における地位および担当	当社が取締役候補者に特に期待する分野*					
				企業経営	法律	財務会計	経済政策	金融	テクノロジー
9	再任 社外 関 哲夫 独立役員	2015年	取締役 指名委員 報酬委員 監査委員長	●		●		●	
10	再任 社外 甲斐中 辰夫 独立役員	2014年	取締役 指名委員 報酬委員長 監査委員			●			
11	再任 社外 阿部 紘武 独立役員	2015年	取締役 報酬委員 監査委員				●		
12	新任 社外 山本 正己 独立役員	—	—	●					●
13	再任 社外 大田 弘子 独立役員	2014年	取締役 取締役会議長 指名委員				●		
14	再任 社外 小林 いずみ 独立役員	2017年	取締役 指名委員 リスク委員	●				●	

※ 上記一覧表は、候補者の有するすべての知見を表すものではありません。

1 さ か い た つ ふ み 坂井 辰史

再任

1959年8月27日生 (59歳)

現在の当社における
地位および担当

取締役 兼 執行役社長 (代表執行役)
グループCEO

所有する当社株式の数^{(注) 1}

現に所有する普通株式 337,217株
潜在的に所有する普通株式 183,684株

取締役会等への出席状況
(2018年度)^{(注) 2}

取締役会 12 / 12回 (100%)

取締役在任年数

1年 (本総会終結時)



■ 取締役候補者とした理由

1984年より、当社グループの一員として、経営企画、投資銀行業務企画、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOやみずほ証券株式会社取締役社長としての経営経験も豊富な人物であります。業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

■ 略歴

2011年4月	C B 執行役員 企画グループ統括役員付 シニアコーポレートオフィサー	2014年4月	当社 常務執行役員 国際ユニット長 (2015年4月より執行役常務)
2012年4月	当社 執行役員 グループ企画部長 B K 執行役員 グループ企画部長 C B 執行役員 グループ企画部長		B K 常務執行役員 国際ユニット長
2013年4月	当社 常務執行役員 投資銀行ユニット長 B K 常務執行役員 投資銀行ユニット長 兼 証券・信託連携推進部担当役員 C B 常務執行役員 投資銀行ユニット長 兼 証券・信託連携推進部担当役員	2016年4月	S C 取締役社長
		2018年4月	当社 執行役社長 (グループCEO) (2018年 6月より取締役 兼 執行役社長) (現任)
			B K 取締役 (現任)
			T B 取締役 (現任)
			S C 取締役 (現任)

(用語の定義) B K : 株式会社みずほ銀行、 C B : 株式会社みずほコーポレート銀行、
T B : みずほ信託銀行株式会社、 S C : みずほ証券株式会社

■ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 取締役 / みずほ信託銀行株式会社 取締役 / みずほ証券株式会社 取締役

2 いし い 石井

さとし 哲

新任

1963年9月1日生 (55歳)

現在の当社における
地位および担当

執行役専務
デジタルイノベーション担当役員 (CDIO)
兼 IT・システムグループ長 (グループCIO)
兼 事務グループ長 (グループCOO)

所有する当社株式の数^{(注)1}

現に所有する普通株式 217,206株
潜在的に所有する普通株式 142,992株

取締役会等への出席状況
(2018年度)

—

取締役在任年数

— (本総会最終時)



お伝えしたいこと

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

議決権行使方法は巻末へ

取締役候補者とした理由

1986年より、当社グループの一員として、人事企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。デジタルイノベーション担当役員、IT・システムグループ長および事務グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

略歴

2014年4月	当社 執行役員 取締役会室長 BK 執行役員 取締役会室長	2019年4月	当社 執行役専務 デジタルイノベーション担当役員 兼 IT・システムグループ長 兼 事務グループ長 (現任)
2015年4月	当社 執行役常務 人事グループ長 BK 常務執行役員 人事グループ長		BK 副頭取執行役員 デジタルイノベーション部担当役員 兼 IT・システムグループ長 兼 事務グループ長 (現任)
2017年4月	BK 専務執行役員 営業統括 兼 営業部店担当役員		

(用語の定義) BK：株式会社みずほ銀行

重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員

3 うめみや 梅宮 まこと 真

再任

1964年12月23日生 (54歳)

現在の当社における
地位および担当

取締役 兼 執行役常務
財務・主計グループ長 (グループCFO)

所有する当社株式の数 (注) 1

現に所有する普通株式 52,749株
潜在的に所有する普通株式 107,228株

取締役会等への出席状況
(2018年度)

取締役会 14 / 14回 (100%)

取締役在任年数

2年 (本総会終結時)



■ 取締役候補者とした理由

1987年より、当社グループの一員として、財務企画、ポートフォリオマネジメント、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

■ 略歴

2012年4月 B K 大阪支店長

2017年4月 当社 執行役常務 財務・主計グループ長

2014年4月 当社 財務企画部長

(2017年6月より取締役 兼 執行役常務) (現任)

B K 財務企画部長

B K 常務取締役 財務・主計グループ長

2015年4月 当社 執行役員 財務企画部長

(2019年4月より常務執行役員) (現任)

B K 執行役員 財務企画部長

(用語の定義) B K : 株式会社みずほ銀行

■ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 常務執行役員

4 若林 資典

わかばやし もとのり

新任

1964年8月13日生 (54歳)

現在の当社における
地位および担当

執行役常務
リサーチ&コンサルティングユニット長
兼 リスク管理グループ長 (グループCRO)

所有する当社株式の数^{(注) 1}

現に所有する普通株式 33,122株
潜在的に所有する普通株式 128,575株

取締役会等への出席状況
(2018年度)

—

取締役在任年数

— (本総会最終時)



お伝えしたいこと

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

議決権行使方法は巻末へ

■ 取締役候補者とした理由

1987年より、当社グループの一員として、リサーチ&コンサルティング業務、営業、企業審査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。リサーチ&コンサルティングユニット長およびリスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

■ 略歴

2013年4月	B K 産業調査部長 C B 産業調査部長	2019年4月	当社 執行役常務 リサーチ&コンサルティングユニット長 兼 リスク管理グループ長 (現任)
2015年4月	B K 執行役員 産業調査部長		B K 常務執行役員 リサーチ&コンサルティングユニット長 兼 リスク管理グループ長 (現任)
2016年4月	当社 常務執行役員 リサーチ&コンサルティングユニット副担当役員 B K 常務執行役員 リサーチ&コンサルティングユニット長 兼 営業部担当役員		T B 常務執行役員 リスク管理グループ長 (現任)
2018年4月	当社 執行役常務 リサーチ&コンサルティングユニット長 B K 常務執行役員 リサーチ&コンサルティングユニット長		

(用語の定義) B K : 株式会社みずほ銀行、C B : 株式会社みずほコーポレート銀行、T B : みずほ信託銀行株式会社

■ 重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 常務執行役員 / みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員 /
みずほ総合研究所株式会社 取締役社長 (2019年6月下旬に就任予定)

え は ら ひろあき
5 江原 弘晃

新任

1965年2月5日生 (54歳)

現在の当社における 地位および担当	執行役常務 人事グループ長 (グループCHRO)
所有する当社株式の数 ^{(注) 1}	現に所有する普通株式 60,435株 潜在的に所有する普通株式 111,350株
取締役会等への出席状況 (2018年度)	—
取締役在任年数	— (本総会終結時)



取締役候補者とした理由

1987年より、当社グループの一員として、人事企画、事務企画、営業、内部監査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。人事グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を当社取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としてしました。

略歴

2013年4月	T B 札幌支店長	2019年4月	当社 執行役常務 人事グループ長 (現任)
2015年4月	T B 執行役員 信託総合営業第六部長		B K 常務執行役員 人事グループ長 (現任)
2016年4月	当社 常務執行役員 人事グループ副担当役員 兼 内部監査グループ副担当役員		T B 常務執行役員 人事グループ長 (現任)
	T B 常務取締役 人事グループ長 兼 内部監査グループ長		

(用語の定義) B K : 株式会社みずほ銀行、T B : みずほ信託銀行株式会社

重要な兼職の状況

株式会社みずほ銀行 常務執行役員 / みずほ信託銀行株式会社 常務執行役員

6 さとう やすひろ 佐藤 康博

再任 非執行

1952年4月15日生 (67歳)



現在の当社における
地位および担当

取締役会長*

所有する当社株式の数^{(注)1}

現に所有する普通株式 954,642株
潜在的に所有する普通株式 581,420株

取締役会等への出席状況
(2018年度)

取締役会 14 / 14回 (100%)

取締役在任年数

10年 (本総会最終時)

取締役候補者とした理由

1976年より、当社グループの一員として、経営企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOや株式会社みずほ銀行取締役頭取としての経営経験も豊富な人物であります。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

略歴

2003年3月	C B 執行役員 インターナショナルバンキングユニット・シニアコーポレートオフィサー	2013年7月	B K 取締役頭取
2004年4月	C B 常務執行役員 営業担当役員	2014年4月	B K 取締役 (2018年4月まで) T B 取締役 (2018年4月まで) S C 取締役 (2018年4月まで)
2006年3月	C B 常務取締役 コーポレートバンキングユニット統括役員	2014年6月	当社 取締役 兼 執行役社長 (グループCEO)
2007年4月	C B 取締役副頭取 内部監査統括役員	2018年4月	当社 取締役会長 兼 執行役 (2018年6月より取締役会長) (現任)
2009年4月	C B 取締役頭取 (2013年7月まで)		
2009年6月	当社 取締役		
2011年6月	B K 取締役 当社 取締役社長 (グループCEO) (2014年6月まで)		

(用語の定義) B K : 株式会社みずほ銀行、 C B : 株式会社みずほコーポレート銀行、
T B : みずほ信託銀行株式会社、 S C : みずほ証券株式会社

重要な兼職の状況

なし

※ なお、佐藤康博氏は、取締役会の議長ではございません。

7 ひらま ひさあき 平間 久顕

新任 非執行

1962年12月26日生 (56歳)

現在の当社における
地位および担当

監査委員会付理事

所有する当社株式の数^{(注) 1}

現に所有する普通株式 130,941株
潜在的に所有する普通株式 78,660株

取締役会等への出席状況
(2018年度)

—

取締役在任年数

— (本総会終結時)



■ 取締役候補者とした理由等

1986年より、当社グループの一員として、主計、営業、内部監査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。

なお、同氏は株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほ銀行の主計部長としての経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

■ 略歴

2014年4月	B K 執行役員 丸の内中央支店丸の内中央第一部長	2017年4月	当社 常務執行役員 内部監査グループ副担当役員
2015年4月	B K 執行役員 名古屋営業部長		B K 常務執行役員 内部監査グループ長
		2019年4月	当社 監査委員会付理事 (現任)

(用語の定義) B K : 株式会社みずほ銀行

■ 重要な兼職の状況

なし

8 こすぎ まさひろ 小杉 雅弘

新任 非執行

1965年7月4日生 (53歳)

現在の当社における
地位および担当

監査委員会付理事

所有する当社株式の数^{(注)1}

現に所有する普通株式 44,139株
潜在的に所有する普通株式 0株

取締役会等への出席状況
(2018年度)

—

取締役在任年数

— (本総会終結時)



お伝えしたいこと

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

議決権行使方法は巻末へ

取締役候補者とした理由等

1989年より、当社グループの一員として、主計、ポートフォリオマネジメント等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。その経験や知見を当社取締役会において執行役を兼務しない取締役の立場で活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。

なお、同氏は株式会社みずほフィナンシャルグループおよび株式会社みずほ銀行の主計部長としての経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

略歴

2014年4月	当社	ポートフォリオマネジメント部長	2018年4月	当社	執行役員 主計部長
	BK	ポートフォリオマネジメント部長		BK	執行役員 主計部長
2016年4月	当社	主計部長	2019年4月	当社	監査委員会付理事 (現任)
	BK	主計部長			

(用語の定義) BK：株式会社みずほ銀行

重要な兼職の状況

なし

9 関 哲夫

再任 社外 独立役員
1938年7月29日生 (80歳)



現在の当社における
地位および担当

取締役

指名委員

報酬委員

監査委員長

所有する当社株式の数^{(注)1}

現に所有する普通株式 46,500株
潜在的に所有する普通株式 11,200株

取締役会等への出席状況
(2018年度)

取締役会 14 / 14回 (100%)
指名委員会 8 / 8回 (100%)
報酬委員会 11 / 11回 (100%)
監査委員会 17 / 17回 (100%)

取締役在任年数

4年(本総会終結時)

期待される分野

●企業経営 ●財務・会計 ●金融

取締役候補者とした理由等

関氏は、新日本製鐵株式会社代表取締役副社長および株式会社商工組合中央金庫代表取締役社長のほか、公益社団法人日本監査役協会会長および日本郵政株式会社監査委員長も歴任されております。同氏の経営者等としての豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループの内部統制システムやグループガバナンスのさらなる高度化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は新日本製鐵株式会社CFO、公益社団法人日本監査役協会会長および当社監査委員としての経験を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

関氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

取締役会等での活動状況

経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、基礎的収益力の向上、事業戦略を踏まえた最適な人的資源配分、実効性ある業績評価のあり方、構造改革を踏まえた新しい経営計画の目指す方向性等について積極的な提言を行いました。

略歴

1963年4月	八幡製鐵株式会社 入社	2007年10月	公益社団法人日本監査役協会 会長 (2008年10月まで)
1993年6月	新日本製鐵株式会社 取締役		日本郵政株式会社 社外取締役 (2008年9月まで)
1997年4月	同 常務取締役		新日本製鐵株式会社 常任顧問 (2008年9月まで)
2000年4月	同 代表取締役副社長	2008年6月	同 相談役
2003年6月	同 常任顧問		同 名誉顧問(現任) 当社 社外取締役(現任)
2004年6月	同 常任監査役	2008年10月	株式会社商工組合中央金庫 代表取締役社長
2006年6月	テルモ株式会社 社外取締役 (2008年9月まで)	2013年6月	同 相談役
2007年3月	サッポロホールディングス株式会社 社外取締役(2008年9月まで)	2015年6月	同 名誉顧問(現任) 当社 社外取締役(現任)
2007年6月	株式会社東京金融取引所 社外取締役 (2008年9月まで)	2016年3月	サッポロホールディングス株式会社 監査役 (現任)

重要な兼職の状況

サッポロホールディングス株式会社 監査役

10 かいなかたつお 甲斐中 辰夫

再任 社外 独立役員
1940年1月2日生 (79歳)



現在の当社における
地位および担当

取締役

指名委員

報酬委員長

監査委員

所有する当社株式の数^{(注)1}

現に所有する普通株式 25,000株
潜在的に所有する普通株式 11,200株

取締役会 14 / 14回 (100%)

取締役会等への出席状況
(2018年度)

指名委員会 8 / 8回 (100%)

報酬委員会 11 / 11回 (100%)

監査委員会 17 / 17回 (100%)

取締役在任年数

5年 (本総会最終時)

期待される分野

● 法律

お伝えしたいこと

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

議決権行使方法は巻末へ

取締役候補者とした理由等

甲斐中氏は、東京高等検察庁検事長、最高裁判所判事等を歴任され、現在は弁護士として活躍されております。同氏の、その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスおよび危機管理体制等のさらなる強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

甲斐中氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。弁護士である同氏と当社グループの関係については、同氏および同氏が所属する卓照綜合法律事務所が、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものはありません。

取締役会等での活動状況

検事、裁判官および弁護士としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、業務量に応じた適正な人員配置、〈みずほ〉における従業員の働きがい、危機発生時の真因分析に基づく改善策等について積極的な提言を行いました。

略歴

1966年4月	検事任官	2010年4月	卓照綜合法律事務所入所 (現任)
2002年1月	東京高等検察庁 検事長	2011年1月	生命保険契約者保護機構 理事長 (現任)
2002年10月	最高裁判所 判事	2013年11月	B K 社外取締役 (2014年6月まで)
2010年3月	東京弁護士会弁護士登録	2014年6月	当社 社外取締役 (現任)

(用語の定義) B K : 株式会社みずほ銀行

重要な兼職の状況

卓照綜合法律事務所 所属弁護士 / 生命保険契約者保護機構 理事長 / 株式会社オリエンタルランド 社外監査役

11 あべ ひろたけ 阿部 紘武

再任 社外 独立役員
1944年11月13日生（74歳）

現在の当社における
地位および担当

取締役 報酬委員 監査委員

所有する当社株式の数^{(注)1}

現に所有する普通株式 46,500株
潜在的に所有する普通株式 11,200株

取締役会等への出席状況
(2018年度)

取締役会 14 / 14回 (100%)
報酬委員会 11 / 11回 (100%)
監査委員会 17 / 17回 (100%)

取締役在任年数

4年（本総会最終時）

期待される分野

● 財務・会計



■ 取締役候補者とした理由等

阿部氏は、監査法人トーマツ包括代表社員（CEO）等を歴任され、現在は公認会計士として活躍されております。その豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由から、また、公認会計士として財務および会計に関する相当程度の知見を有していること等から、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

■ 阿部氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。公認会計士である同氏と当社グループの関係については、同氏および同氏が所属する公認会計士阿部紘武事務所は、当社社外取締役としての役員報酬以外に、当社グループから金銭その他の財産上の利益を得ておりません。

■ 取締役会等での活動状況

公認会計士としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、適切な財務報告、デジタルライゼーションおよび海外ビジネス拡大に対応した人事戦略、中核3社における内部統制の機能強化等について積極的な提言を行いました。

■ 略歴

1970年1月	等松・青木監査法人 入社	2010年1月	公認会計士阿部紘武事務所（現任）
1985年6月	米国デロイト トウシュ会計事務所ニューヨーク事務所 出向（1992年10月まで）	2010年6月	コネクシオ株式会社 社外監査役（2018年6月まで）
1990年7月	監査法人トーマツ 代表社員	2010年9月	中央大学専門職大学院 客員教授（2012年3月まで）
2001年6月	同 包括代表社員（CEO）（2007年5月まで）	2011年6月	本田技研工業株式会社 社外監査役（2015年6月まで）
2004年6月	デロイト トウシュ トーマツ リミテッド エグゼクティブメンバー（2007年5月まで）	2012年10月	新日鐵住金株式会社 社外監査役（2016年6月まで）
2007年6月	監査法人トーマツ シニアアドバイザー（2009年12月まで）	2015年6月	当社 社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

公認会計士阿部紘武事務所

12 やまもと まさみ 山本 正巳

新任 社外 独立役員
1954年1月11日生 (65歳)



現在の当社における地位および担当	—
所有する当社株式の数 ^{(注)1}	現に所有する普通株式 0株 潜在的に所有する普通株式 0株
取締役会等への出席状況(2018年度)	—
取締役在任年数	— (本総会終結時)
期待される分野	● 企業経営 ● テクノロジー

お伝えしたいこと

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

議決権行使方法は巻末へ

■ 取締役候補者とした理由

山本氏は、富士通株式会社代表取締役社長を経験された後、現在は同社取締役会長として活躍されるとともに、内閣府規制改革推進会議委員等の重責を担われております。同氏のグローバル企業の経営者としての豊富な経験とテクノロジー領域における高い識見・専門性を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 山本氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。
同氏が取締役会長を務める富士通株式会社と、当社グループとの取引関係等については、同社の連結売上高に占める当社グループとの取引による売上高および当社の連結業務粗利益に占める当社グループとの取引による業務粗利益がいずれも1%未満であること等から、独立性に影響を与えるものではございません。

■ 略歴

2004年6月	富士通株式会社 パーソナルビジネス本部副本部長	2010年4月	同 執行役員社長
2005年6月	同 経営執行役*	2010年6月	同 代表取締役社長
2007年6月	同 経営執行役*常務	2015年6月	同 代表取締役会長
2010年1月	同 執行役員副社長	2017年6月	同 取締役会長 (現任) JFEホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)

※ 経営執行役：2009年6月より「執行役員」に呼称変更

■ 重要な兼職の状況

富士通株式会社 取締役シニアアドバイザー (2019年6月下旬に就任予定) / JFEホールディングス株式会社 社外取締役

13 おおたひろこ 大田 弘子

再任 社外 独立役員
1954年2月2日生（65歳）

現在の当社における
地位および担当

取締役 取締役会議長 指名委員

所有する当社株式の数^{(注)1}

現に所有する普通株式 5,000株
潜在的に所有する普通株式 11,200株

取締役会等への出席状況
(2018年度)

取締役会 14 / 14回 (100%)
指名委員会 8 / 8回 (100%)

取締役在任年数

5年（本総会終結時）

期待される分野

● 経済政策



取締役候補者とした理由等

大田氏は、政策研究大学院大学教授および内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）等を歴任され、現在は、政策研究大学院大学で教鞭を執られるとともに、内閣府規制改革推進会議議長、政府税制調査会委員等の重責を担われております。同氏の豊富な経験と高い識見・専門性、特に公共政策・経済政策といったマクロ的な視点や日本再生のための高い課題認識を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献していただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与されていませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断しております。

大田氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

取締役会等での活動状況

大学教授および内閣府特命担当大臣等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、ステークホルダーへのアカウンタビリティを意識した新しい経営計画のあり方、生産性向上のための人員管理の高度化、人材力強化への重点的な取り組み等について積極的な提言を行いました。

略歴

1996年4月	埼玉大学大学院政策科学研究科 助教授	2005年8月	政策研究大学院大学 教授
1997年10月	政策研究大学院大学 助教授	2006年9月	経済財政政策担当大臣
2001年4月	同 教授	2008年8月	政策研究大学院大学 教授（現任）
2002年4月	内閣府参事官	2009年4月	同 副学長（2011年3月まで）
2003年3月	同 大臣官房審議官	2014年6月	当社 社外取締役（現任）
2004年4月	同 政策統括官（経済財政分析担当）		

重要な兼職の状況

政策研究大学院大学 教授 / JXTGホールディングス株式会社 社外取締役 / パナソニック株式会社 社外取締役

14 こばやし 小林 いずみ

再任 社外 独立役員
1959年1月18日生 (60歳)



現在の当社における地位および担当	取締役	指名委員	リスク委員
所有する当社株式の数 <small>(注) 1</small>	現に所有する普通株式 11,000株 潜在的に所有する普通株式 11,200株		
取締役会等への出席状況 (2018年度)	取締役会	14 / 14回 (100%)	
	指名委員会	8 / 8回 (100%)	
	リスク委員会	6 / 6回 (100%)	
取締役在任年数	2年 (本総会終結時)		
期待される分野	● 企業経営 ● 金融		

お伝えしたいこと

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

議決権行使方法は巻末へ

■ 取締役候補者とした理由

小林氏は、メリルリンチ日本証券株式会社代表取締役社長および世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官を歴任されております。同氏の国内外で培ってきた豊富な経験と高い識見を活かし、経営陣から独立した立場で当社取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化等に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。

■ 小林氏の独立性について

同氏は、当社が定める「当社社外取締役の独立性基準」を充足しております。

■ 取締役会等での活動状況

経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、環境変化に即時に対応できるリスク管理体制、市場部門の業績評価のあり方、変化する顧客ニーズに対応した新たなソリューションの広がり等について積極的な提言を行いました。

■ 略歴

1981年4月	三菱化成工業株式会社 (現 三菱化学株式会社) 入社	2013年11月	サントリーホールディングス株式会社 社外取締役 (2017年3月まで)
1985年6月	メリルリンチ・フューチャーズ・ジャパン株式会社 入社	2014年6月	三井物産株式会社 社外取締役 (現任)
2001年12月	メリルリンチ日本証券株式会社 代表取締役社長 (2008年11月まで)	2014年7月	当社リスク委員会委員 (取締役でない外部専門家として2017年6月まで)
2002年7月	株式会社大阪証券取引所 社外取締役	2015年4月	公益社団法人経済同友会 副代表幹事 (2019年4月まで)
2008年11月	世界銀行グループ多数国間投資保証機関長官	2016年6月	日本放送協会 経営委員会委員 (現任)
2013年7月	ANAホールディングス株式会社 社外取締役 (現任)	2017年6月	当社 社外取締役 (現任)

■ 重要な兼職の状況

ANAホールディングス株式会社 社外取締役 / 三井物産株式会社 社外取締役 / 日本放送協会 経営委員会委員

- (注) 1. 潜在的に所有する普通株式は、株式報酬制度で付与された株式給付等ポイント、および過去のストックオプション制度で付与された新株予約権に相当する、今後交付予定の株式数をご参考としてお示ししているものであります。
2. 坂井辰史氏の取締役会への出席状況については、2018年6月の取締役就任以降、2018年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。
3. 株式会社みずほ銀行と株式会社みずほコーポレート銀行は、株式会社みずほコーポレート銀行を吸収合併存続会社として2013年7月1日に合併し、株式会社みずほコーポレート銀行の商号を株式会社みずほ銀行に変更いたしました。
4. 佐藤康博、平間久顕および小杉雅弘の3氏は、社内取締役のうち、当社または当社子会社の執行役、執行役員、専門役員、使用人、または業務執行取締役を兼務しない、非執行取締役候補者であります。
5. 関哲夫、甲斐中辰夫、阿部紘武、山本正巳、大田弘子および小林いずみの6氏は、当社社外取締役の独立性基準を充足しております。山本正巳氏を除く5氏は、現任期において株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であり、山本正巳氏についても、独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
6. 社外取締役との責任限定契約について
社外取締役候補者である関哲夫、甲斐中辰夫、阿部紘武、大田弘子および小林いずみの5氏は、当社との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を締結しております。本総会で上記5氏および山本正巳氏の各社外取締役候補者が選任された場合は、上記5氏については同内容の契約を継続する予定であり、山本正巳氏については同内容の契約を締結する予定であります。
7. 本議案が承認された場合、取締役会の議長および委員会の構成について以下を予定しております。
取締役会議長 : 大田弘子
指名委員会 : 甲斐中辰夫 (委員長)、関哲夫、山本正巳、大田弘子、小林いずみ
報酬委員会 : 山本正巳 (委員長)、関哲夫、甲斐中辰夫、阿部紘武
監査委員会 : 関哲夫 (委員長)、甲斐中辰夫、阿部紘武、平間久顕、小杉雅弘
リスク委員会 : 平間久顕 (委員長)、小林いずみ、川北英隆 (外部専門家)
8. 取締役の年齢は、本総会時の満年齢となります。
9. 阿部紘武氏が社外監査役を務めていた (2018年6月に退任) コネクシオ株式会社は、2016年5月27日および2017年11月7日に総務省から携帯電話不正利用防止法に基づく是正命令を受けました。同氏は本件に関与しておらず、また日頃から取締役会等において、法令等遵守の重要性について注意喚起を行っておりました。本事案発覚後、同社のコンプライアンス体制強化への助言等、社外監査役としての職責を果たしておりました。
10. 山本正巳氏が取締役会長を務めている富士通株式会社は、同氏が取締役として在任中の2016年7月に、東京電力株式会社が発注する電力保安通信用機器の取引について独占禁止法に違反する行為があったとして公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。また、2017年2月には、中部電力株式会社が発注するハイブリッド光通信装置および伝送路用装置の取引について公正取引委員会より独占禁止法に違反する行為があったとの認定を受けました。本件においては、富士通株式会社は公正取引委員会に対し課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、排除措置命令および課徴金納付命令のいずれも受けておりません。同氏は本件に関与しておらず、また日頃から取締役会等において、法令等遵守の重要性について注意喚起を行っておりました。本事案発覚後、法令等遵守に関する取り組みの一層の強化と再発防止の徹底等、取締役会長としての職責を果たしております。
11. 大田弘子氏が社外取締役を務めているパナソニック株式会社および同社の米国子会社であるパナソニック アビオニクス株式会社は、当該米国子会社による航空会社との特定の取引およびその取引に関連するエージェントやコンサルタントの起用に関して、米国証券取引委員会および米国司法省との間で、連邦海外腐敗行為防止法およびその他の米国証券関連法違反の疑いによる調査に関し、2018年5月に米国政府への280,602,830.93米ドルの支払いおよびコンプライアンス改善のための各種取り組みについて合意しました。同氏は本件に関与しておらず、また日頃から取締役会等において、法令等遵守の重要性について注意喚起を行っておりました。本事案発覚後、事実の徹底した調査および再発防止の指示、ならびに再発防止に向けた取り組み内容の確認等、社外取締役としての職責を果たしております。

「当社社外取締役の独立性基準」の概要

1. 当社またはその現在の子会社の業務執行取締役、執行役、執行役員、専門役員または使用人（以下、「業務執行者」という）ではなく、その就任の前10年間に於いても業務執行者ではなかったこと、また、当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員、専門役員または使用人ではないこと
2. (1) 当社または中核3社を主要な取引先とする者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと
(2) 当社または中核3社の主要な取引先である者、またはその親会社、もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者ではなく、最近3年間に於いても業務執行者ではなかったこと
3. 当社または中核3社から、一定額（過去3年平均にて年間1,000万円または平均年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の業務執行者ではないこと
4. 当社またはその子会社から取締役を受け入れている会社またはその親会社、もしくはその子会社の業務執行者ではないこと
5. 現在、当社またはその子会社の会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近3年間、当該社員等として当社またはその現在の子会社の監査業務を担当したことがないこと
6. 弁護士やコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社または中核3社から過去3年平均にて年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ておらず、当社または中核3社を主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザー・ファームの社員等ではないこと
7. 当社またはその現在の子会社の取締役、執行役、執行役員、専門役員または参与、理事、顧問等役員に準ずる地位にある重要な使用人等（以下、「役員に準ずる者」という）の近親者ではなく、また、最近5年間に於いて当該取締役、執行役、執行役員、専門役員または役員に準ずる者であった者の近親者ではないこと、かつ、その近親者が上記1後段、2、3、5、6と同様の基準に該当しないこと（重要でない者を除く）
8. その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること
9. 仮に上記2～7のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の十分な独立性を有する社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の社外取締役候補者とすることができる。
※ 「中核3社」：株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社、みずほ証券株式会社
※ 「主要な取引先」：直近の事業年度を含む3事業年度各年度の年間連結総売上高（当社の場合は年間連結業務粗利益）の2%以上を基準に判定

株主提案（第2号議案）

45頁

一部の株主さまからご提案された議案

- 第2号議案は、1名の株主さま（議決権比率は0.0001%）からのご提案となっております。
- 議案内容および提案の理由は誤字・脱字や事実認識も含め原文のまま記載しております。

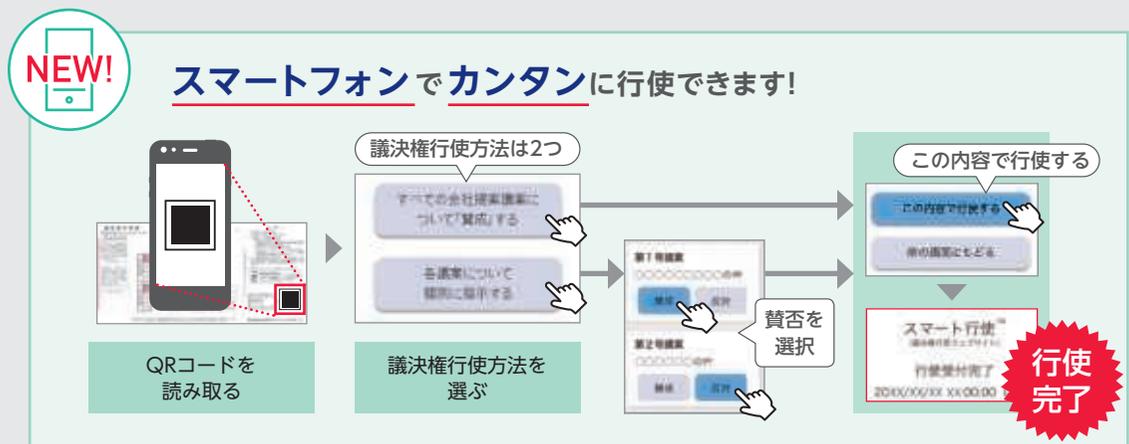
株主提案とは

会社法は、一定の要件を充足する場合に株主提案権を認めております。このご提案につきましては、法令・定款違反等の場合を除いて、内容の如何にかかわらず、会社は議案を掲載することが義務付けられております。

今回、一部の株主さまからご提案をいただき、上記を踏まえた検討の結果、ご提案を掲載しておりますが、取締役会としては、これに**反対**しております。

次頁の当社取締役会の意見をご確認いただき、議決権の行使をお願いします。

	議案	取締役会の意見	参照頁
第2号議案	定款一部変更の件（国債市場特別参加者制度の参加資格の返上）	反対	P45



株主提案

第2号議案

定款一部変更の件（国債市場特別参加者制度の参加資格の返上）

1. 提案内容

以下の条文を定款に加える。

「国債市場特別参加者制度の参加資格を国に返上する」

2. 提案の理由

日本銀行の行っている間違っただ政策「マイナス金利」の影響により、国債金利はほぼゼロ。場合によっては文字通りマイナスの場合もある。日本の財政は企業で言えばすでに破産している状態。その国債がデフォルトしない保証はない。そのような危険な国債を一定額強制購入させられる制度への参加はやめて頂きたい。長年の株主提案と役職者と複数回の面談で気づいたのだが、みずほのグループ会社全体において、顧客へのコスト負担意識や、会社全体においてコスト・リスク管理意識が希薄である点も指摘したい。真っ先に三菱UFJ銀行が返上したのは、リスク・コスト管理意識がしっかりしているからと言えるのではないだろうか。

（会社注）提案内容・提案の理由は、原文通りに掲載しております。

当社取締役会の意見

反対 取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社のリスク管理は、「リスクアペタイト・フレームワーク」のもと、外部環境やリスク事象を踏まえたシナリオに基づき、リスク管理やモニタリング体制等、リスクガバナンスを確保し、適切に対応しております。

日本国債への投資に関しては、マイナス金利下における保有コストに加えて、国債価格に影響を与える景気動向や金融市場動向も注視しつつ、国債・株式等ポートフォリオ全体の状況を考慮した運営を行っており、コスト・リスク管理の観点から適切に対応しております。

当社グループでは、みずほ銀行とみずほ証券の2社が国債市場特別参加者制度の参加資格を有しておりますが、銀行ポートフォリオ運営のみならず、顧客ビジネスや国債市場の健全な発展に資する観点からも、参加資格の保有意義はあると考えております。

上記の通り、同制度への対応は業務運営の中で総合的に判断すべきものであり、定款に本議案のような規定を設ける必要はないと考えます。

以上

添付書類

事業報告／連結計算書類等

● 事業報告

- 1 当社の現況に関する事項 **Pick Up! P51** 企業集団が対処すべき課題
- 2 会社役員に関する事項 **Pick Up! P75** 会社役員に対する報酬等
- 3 社外役員に関する事項
- 4 当社の株式に関する事項
- 5 当社の新株予約権等に関する事項
- 6 会計監査人に関する事項
- 7 業務の適正を確保するための体制
- 8 特定完全子会社に関する事項
- 9 その他

● 連結計算書類等

インターネットによる掲載事項

連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および定款第24条の規定に基づき、インターネット上の**当社ウェブサイト**に掲載することにより開示しておりますので、後記の「連結計算書類」および「計算書類」には記載しておりません。

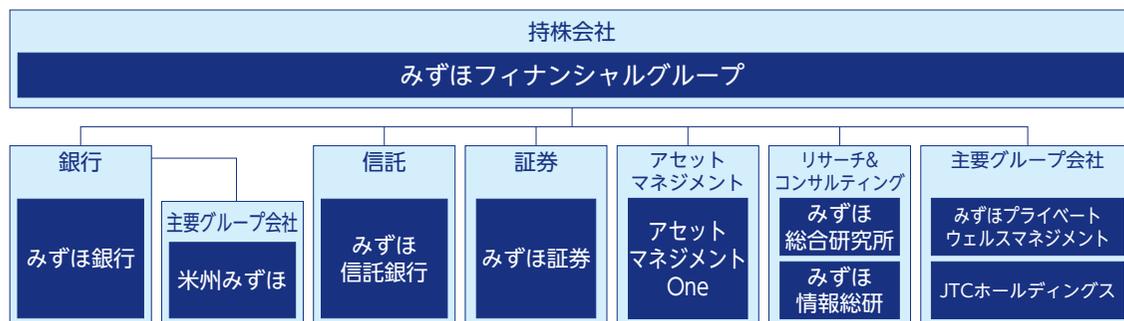
したがって、後記の「連結計算書類」および「計算書類」は、会計監査人が会計監査報告を、また、監査委員会が監査報告を作成するに際して監査をした「連結計算書類」および「計算書類」の一部であります。

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

■ 企業集団の主要な事業内容

みずほフィナンシャルグループ（当社グループ）は、当社、連結子会社117社および持分法適用関連会社22社等で構成され、「日本、そして、アジアと世界の発展に貢献し、お客さまから最も信頼される、グローバルで開かれた総合金融グループ」を目指し、銀行業務、信託業務、証券業務、その他の金融サービスに係る業務を行っております。



* 当社と主なグループ会社の関係を簡略に図示したものです。

■ 金融経済環境

2018年度の経済情勢を顧みますと、世界経済は堅調に拡大する米国経済がけん引し、全体として緩やかな回復が続きました。一方、中国経済や欧州経済は米中貿易摩擦の影響などから景気の減速が鮮明となりました。

米国経済は、減税や財政支出を受け、堅調な景気拡大が続きました。ただし、中国などの貿易摩擦の影響などから製造業の景況感が下振れました。失業率は低水準が継続し、賃金の伸びはやや加速しておりますが、物価への波及は見られません。FRB（連邦準備制度理事会）は利上げから様子見姿勢に転じるとともに、バランスシートの縮小停止を発表しました。

欧州経済は低迷が続きました。企業の景況感は製造業を中心に下振れが顕著となりました。ECB（欧州中央銀行）は新規の資産購入を停止しましたが、Brexit*など不透明感が高まるなか、政策金利は据え置きました。

アジアでは、中国景気が停滞局面で推移しました。米中貿易摩擦の影響などから、中国では輸出の伸びが急速に鈍化しました。新興国経済は回復基調が続きましたが、経常赤字国などでは米通商政策や中国景気への懸念に伴う資金流出のリスクは残存しております。

日本経済は回復基調で推移したものの、海外経済の弱含みから輸出が減少し、生産は力強さに欠ける状況が続きました。雇用環境が良好ななか、個人消費は緩やかな回復傾向を維持しました。日本銀行は物価目標2%達成に向け、長短金利操作付き量的・質的金融緩和政策を継続しておりますが、2020年度末までの物価目標達成は困難との見方が示されております。

先行きについては、世界経済は米国を中心に引き続き回復が期待されますが、米通商政策や欧州の政治情勢、中国・新興国の経済・市場動向、中東での地政学リスクなどの不確実性の高まりに注意を要する状況です。

* 英国のEU（欧州連合）離脱

■ 企業集団の事業の経過および成果

2018年度業績

2018年度の親会社株主純利益*1は965億円となり、期初に定めた5,700億円の業績予想に対して16%の達成率となりました。

2018年度は、顧客部門は決済・外為収益やソリューション関連収益などの増加により国内外ともに増加しましたが、外債等のポートフォリオ健全化を進めたことを主因に市場部門が減少し、連結業務純益 + ETF関係損益等*2は4,083億円と前年度比▲1,296億円の減少となりました。また、政策保有株式の売却に伴う売却益等の寄与はありましたが、与信関係費用は前年の大口特殊要因の剥落があり、特別損益では国内リテール事業部門に帰属する固定資産の減損損失を計上していることから、親会社株主純利益は前年度比▲4,799億円の減少となっております。以上の結果、2019年3月末現在の連結普通株式等Tier1比率は10.71%となっており、十分な水準を確保しております。なお、2018年度は「構造改革への取り組みを踏まえた損失」として▲6,954億円計上しており、当該影響を除いた場合の親会社株主純利益は5,818億円となり年度計画を達成する水準となります。

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。2018年度の株主還元方針につきましては、連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施するとしております。

こうした方針のもと、2018年度の期末配当金につきましては、期初配当予想通りの、普通株式について3円75銭（中間配当金を含め、年間の配当金は前年度と同額の1株当たり7円50銭）とさせていただきます。構造改革への取り組みを踏まえた損失を計上した結果、2018年度の親会社株主純利益は大幅減益になりましたが、安定した金融機能発揮の源泉となる連結普通株式等Tier1比率（バーゼルⅢ完全施行ベース（現行規制を前提）、その他有価証券評価差額金を除く）が、2016年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画における目標10%を超過達成したこと、当社は安定的な配当を実施する方針であること等を踏まえ、将来の業績見通し、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制を始めとした国内外の金融規制動向等、事業環境を総合的に勘案のうえ、取締役会にてしっかりと検討を重ね、上記配当金を決定いたしました。

*1 親会社株主に帰属する当期純利益 *2 銀行・信託のETF関係損益、証券連結の営業有価証券等損益の合算値

親会社株主に帰属する当期純利益	連結業務純益 + ETF関係損益等
965億円 前期比 ▲4,799億円	4,083億円 前期比 ▲1,296億円
連結普通株式等Tier1比率	普通株式配当金（年間配当金）
10.71% 前期比 +0.56%	7円50銭 うち期末配当金は1株当たり 3円75銭

主要な子会社の単体の決算状況は以下の通りとなっております。

（単位：億円）

会社名	経常収益（営業収益）	経常利益	当期純利益*
当社連結決算	39,256	6,141	965
みずほ銀行	26,169	2,845	▲1,444
みずほ信託銀行	2,095	553	390
みずほ証券	3,411	359	123

*3 当社連結決算は親会社株主に帰属する当期純利益を記載

2018年度の取り組み

当社グループは、2016年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画『進化する“One MIZUHO”～総合金融コンサルティンググループを目指して～』を推進してまいりました。その最終年度である2018年度は、「抜本的構造改革への着手・実行」「中期経営計画の完遂」「次期システムへの移行」という3つの重要な課題に対処すべく、「ビジネス構造・基盤の変革に着手し、お客さま第一の再徹底と生産性の抜本的向上による“One MIZUHO戦略”のさらなる進化」を運営方針とし、グループ一体となって、取り組みを進めてまいりました。

まず、「抜本的構造改革への着手・実行」については、稼ぐ力の強化に向けて、リスクテイク領域の拡大や成長領域の取り込み、審査体制の見直しを通じた案件検討のスピードアップ等に取り組みました。また、当社グループの戦略に整合した人員のスリム化・営業現場へのシフトや、銀行・信託・証券の共同店舗化等によるチャネルの再構築に取り組みました。

次に、「中期経営計画の完遂」については、グローバルベースでの非金利ビジネスモデルの強化や、政策保有株式の削減等を着実に進めてまいりました。財務目標については、連結普通株式等Tier 1比率（CET 1比率）や政策保有株式の削減（応諾額ベース）は、目標として掲げた水準を確保したものの、後述する一括損失計上等の影響もあり、連結ROE、親会社株主純利益RORA、グループ経費率は目標未達となりました。

「次期システムへの移行」については、最重要の経営課題として取り組み、2018年度に実施した8回の移行は、全て順調に完了しております。

上記の取り組みに加え、デジタルテクノロジーの活用や異業種を含む第三者とのオープンな協業を通じ、新たなビジネスの創出やソリューション領域の拡大等も進めてまいりました。

さらに、社会の持続可能な発展への貢献と新たな企業価値創造に向け、環境・社会・ガバナンス（ESG）課題への取り組みを推進してまいりました。「環境・社会」については、負の影響を助長する可能性が高い業種への対応を定めた「特定セクターに対する取組方針」を制定しました。「ガバナンス」については、役員報酬制度を改定^{*1}し、業務執行を担う役員の株式報酬の割合の引き上げ等を実施いたしました。

法令遵守態勢につきましても、反社会的勢力との取引遮断や、FATF^{*2}第4次対日相互審査に向けた対応を含めたマネー・ローンダリングやテロ資金供与の防止に向けた取り組み等を引き続き進めてまいりました。

* 1 持株会社・銀行・信託・証券の取締役、執行役、執行役員および専門役員

* 2 Financial Action Task Force（金融活動作業部会）。マネー・ローンダリングやテロ資金供与対策における国際協力を推進する政府間会合

構造改革への取り組みを踏まえた損失の計上

当社は、構造改革を前倒しで実行し、後年度に発生が見込まれる負担を一気に解消するため、2018年度決算において6,954億円の損失を一括で計上いたしました。当面は厳しい事業環境が続くとの認識の下、可能な打ち手を早期に実行し、前倒しで構造課題を一掃するとともに、収益の振れ幅を抑え、安定的な収益基盤をより強固なものにしていくことを狙いとしており、今後の経営の方向性に資するものです。

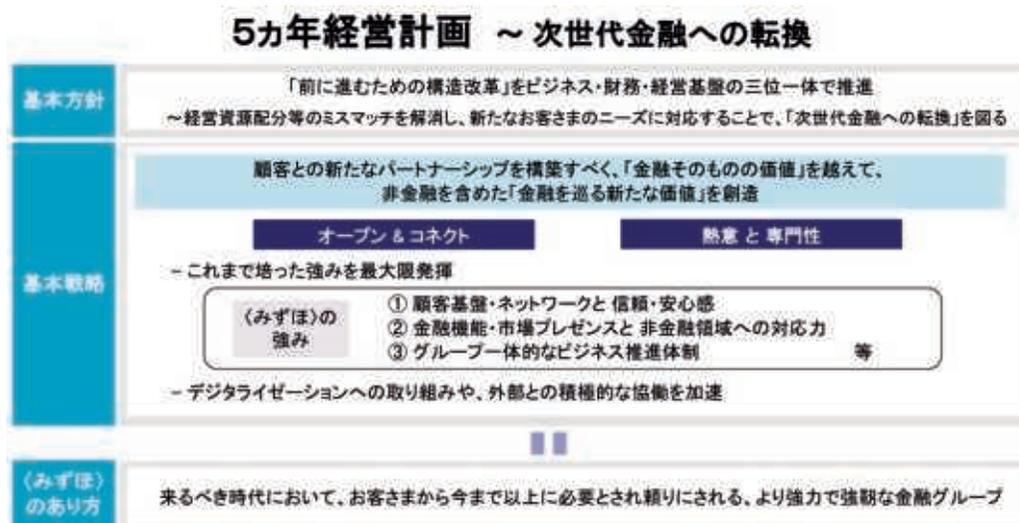
■ 企業集団が対処すべき課題

デジタル化や少子高齢化、グローバル化等の経済・産業・社会の構造変化を受けて、顧客ニーズや金融業界の構造的変化が急速に進んでいます。グローバルな景気減速懸念やクレジットサイクル*変動の兆し等、事業環境の不透明感が増大していることも踏まえ、これらの構造的変化に速やかに対応していく必要があります。

こうした環境・課題認識を踏まえ、当社グループは、2019年度からの5年間を計画期間とする「5カ年経営計画～次世代金融への転換」をスタートいたしました。

新しい経営計画では、新たな時代の顧客ニーズに対応して、顧客との新たなパートナーシップを構築していく『次世代金融への転換』を実現し、『来るべき時代において、お客さまから今まで以上に必要とされ頼りにされる、より強力で強靱な金融グループ』を形作ってまいります。

* 金融市場における信用の拡大や縮小が一定の周期で循環すること



新しい経営計画の概要

(基本方針)

「前に進むための構造改革」をビジネス・財務・経営基盤の三位一体で推進することにより、人員や店舗等の経営資源配分等のミスマッチを解消し、新たな顧客ニーズに対応することで、『次世代金融への転換』を図ってまいります。

経営計画の5年間は2つのフェーズで構成されており、フェーズ1（2019年度からの3年間）では、構造改革への本格的取り組みと次世代金融への確かな布石づくりを進め、フェーズ2（2022年度からの2年間）では、成果の刈取りと更なる成長の加速を実現してまいります。

(基本戦略)

『次世代金融への転換』に向けて、「金融そのものの価値」を越えて、非金融を含めた「金融を巡る新たな価値」を創造することで、お客さまとの新たなパートナーシップを構築してまいります。

<お客さまとの新たなパートナーシップ>

個人 : 新たな社会におけるライフデザインのパートナー
 法人 : 産業構造の変化の中での事業展開の戦略的パートナー
 市場参加者 : 多様な仲介機能を発揮する市場に精通したパートナー

そのために、これまで培った当社グループの強みを最大限に発揮するとともに、デジタルライゼーションへの取り組みや、外部との積極的な協働を加速してまいります。

<当社グループの強み>

- ① 顧客基盤・ネットワークと信頼・安心感
- ② 金融機能・市場プレゼンスと非金融領域への対応力
- ③ グループ一體的なビジネス推進体制 等

また、『オープン＆コネクト』と『熱意と専門性』を行動軸として取り組んでまいります。

『オープン＆コネクト』

- 「顧客」「地域」「機能」等を縦横無尽に組み合わせ、金融を巡る新たなバリューチェーン*をよりオープンに創出
- 当社グループ各社はもとより、外部とも積極的に協働

『熱意と専門性』

- お客さまの夢や希望をもとに、社員一人ひとりが想いをもってお客さまに向き合う
- 高い専門性に裏打ちされた強みを発揮し、顧客ニーズを先取りして、「考え・動き、そして実現する」

* 顧客に価値が届けられるまでの各プロセスで付加される価値のつながり

(財務目標)

資本対比で見た収益力指標として連結ROE、また基礎的収益力を測る指標として連結業務純益を、夫々財務目標として設定しております。

<財務目標>

連結ROE ^(注1)	2023年度	7%～8%程度
連結業務純益 ^(注2)	2023年度	9,000億円程度

(注1) その他有価証券評価差額金を除く

(注2) 連結業務純益+ETF関係損益 (みずほ銀行、みずほ信託銀行合算) + 営業有価証券等損益 (みずほ証券連結)

<その他主要計数>

普通株式等Tier1 (CET1) 比率の目指す水準 ^(注1)	9%台前半
政策保有株式削減の取組み ^(注2)	2021年度末まで 3,000億円削減

(注1) パーセル3新規制 (規制最終化) 完全適用ベース。その他有価証券評価差額金を除く (注2) 取得原価ベース

<株主還元方針>

当面は現状の配当水準を維持しつつ、資本基盤の一層の強化を進め早期の株主還元拡充を目指す

(重点取り組み領域)

① ビジネス構造の改革

経済・産業・社会の構造変化に対応し、当社グループの強みを活かしつつ、以下の取り組みを中心にビジネス構造を改革してまいります。

- **新たな社会におけるライフデザインのパートナー**
 - ▶ 人生100年時代のライフデザインをサポートする資産形成とそれを支える人材育成
 - ▶ 事業承継ニーズに対する高度なソリューション提供と経営人材確保ニーズへの対応
 - ▶ コンサルティング中心のリアル店舗とデジタルチャネルを融合した次世代店舗展開
 - ▶ テクノロジー活用やオープンな協業を通じた新たな顧客層の開拓や需要の創出
- **産業構造の変化の中での事業展開の戦略的パートナー**
 - ▶ イノベーション企業への成長資金供給、産官学連携など成長加速へのオープンな協働
 - ▶ 産業知見等を活用し、事業リスクをシェアする新たなパートナーシップの構築
 - ▶ グローバルな顧客の事業展開を支援すべく、アジアの顧客基盤やネットワークを活用
- **多様な仲介機能を発揮する市場に精通したパートナー**
 - ▶ グローバルネットワークとプロダクト提供体制の最適化により、投資家と投資家、発行体と投資家を繋ぐ多様な仲介機能発揮
 - ▶ 実現益と評価損益のバランスを重視しつつ、機動的なアセットアロケーションも活用した、ALM・ポートフォリオ運営の高度化

② 財務構造の改革

以下の取り組みにより財務構造を改革し、事業環境・競争環境の変化に対応した柔軟な事業・収益構造への転換を実現いたします。

- 事業・収益構造の課題を、以下の4つの視点でビジネス領域ごとに可視化
 - ①リスクリターン（粗利ROE）、②コストリターン（経費率）、③成長性、④安定性
- 上記に基づいた、効率化分野から成長分野への集中的な経営資源再配分
- 安定収益基盤を確立した上で、機動的にアップサイド収益を追求する収益構造へ転換

③ 経営基盤の改革

ビジネスの持続的な優位性を支える経営基盤を強化すべく、以下の取り組みを行ってまいります。

- **新たな業務スタイルへの変革**
 - ▶ 人材・職場、IT・デジタル、チャンネル、グループ会社を重点分野として取り組み
 - ▶ 人事については、「社員の成長ややりたい仕事」を軸とする考え方にに基づき人事制度を改定し、「社内外で通用する人材バリュー」を最大化する新たな人事戦略を推進
- **グループガバナンスの強化**
 - ▶ 持株会社とグループ各社間の役員兼職拡大等により、銀行・信託・証券以外のグループ会社も含めた一体運営を更に強化し、重要戦略や構造改革を着実に遂行
- **コミュニケーションを軸とした新たなカルチャーへの変革**

(サステナビリティへの取り組み)

新しい経営計画における取り組みを通じ、ステークホルダーへの新たな価値を創出してまいります。

- 顧客：「金融を巡る新たな価値」を創造し、利便性向上と事業成長を実現
- 株主：構造課題の一掃と成長の加速による企業価値の向上
- 社員：顧客満足を伴う、働き甲斐ある職場の実現

以上を踏まえ、「当社グループの持続的かつ安定的な成長、及びそれを通じた内外の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄」を、当社グループにおける「サステナビリティ」と定めます。ステークホルダーからの期待・要請に対し、当社グループの戦略における重要性や親和性、中長期的な企業価値への影響を踏まえて「サステナビリティ重点項目」を特定し、SDGs(持続可能な開発目標)*達成に向けて積極的に取り組んでまいります。

* 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標

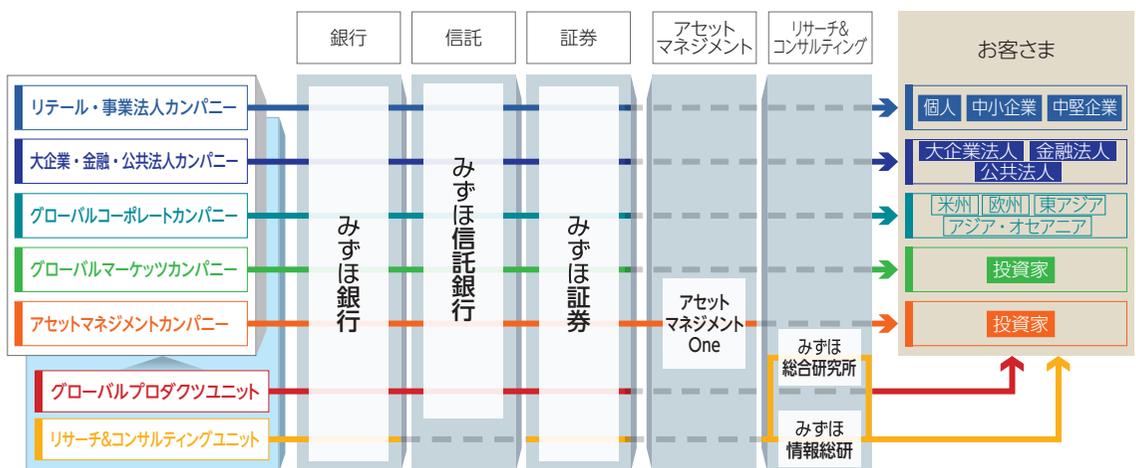
(2019年度運営方針)

新しい経営計画の初年度として、「前に進むための構造改革」に前倒しで取り組んでまいります。グループ一体で構造改革を加速させるとともに、グループが一致団結してさまざまな業務運営の見直しを進めることで、顧客との新たなパートナーシップを構築し、さまざまな価値を創造するための起点を作ってまいります。

■ カンパニー・ユニットの取り組み

当社グループは、お客さまの属性に応じた銀行・信託・証券等グループ横断的な戦略を策定・推進する5つのカンパニーと、全カンパニー横断的に機能を提供する2つのユニットを設置し、グループを運営しております。

各カンパニー・ユニットの2018年度の取り組み内容（事業の経過および成果）、今後の取り組み方針（対処すべき課題）は次の通りです。





個人・中小企業・中堅企業の顧客セグメントを担当するカンパニーとして、銀行・信託・証券等グループ一体となったコンサルティング営業や、先進的な技術の活用や他社との提携等を通じた利便性の高い金融サービスの提供等に取り組んでおります。

2018年度の取り組み内容

コンサルティング営業スタイルの高度化を通じて、個人のお客さまからの「貯蓄から投資・資産形成」「資産承継」のニーズへの対応を進めるとともに、法人のお客さまには、M&AやIPO、事業承継等の経営課題へのグループ機能を活用した最適なソリューションの提供等に取り組みました。

また、株式会社J.Scoreの本格的な事業拡大、LINE株式会社と共同での新銀行の設立検討開始、約60の金融機関と協働したスマホ決済サービス「J-Coin Pay」の提供開始等、新規事業領域への取り組みも強化してまいりました。

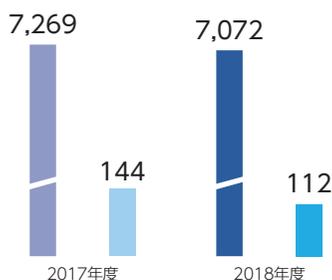
今後の取り組み方針

デジタル化や少子高齢化の一層の進展等を背景としたお客さまニーズの構造的変化を踏まえて、店舗も含めた営業チャネルの最適化や新規事業領域の拡大に取り組み、個人のお客さまの想い・希望や法人のお客さまの持続的成長を実現してまいります。

その達成に向けて、広範な顧客基盤や信頼・安心感、コンサルティング力等の当社グループの強みを生かしつつ、社内外とオープンに協働し、個人のお客さまのライフデザインや法人のお客さまの成長戦略・事業承継のパートナーとして、非金融を含めた新たな価値の提供に取り組んでまいります。

業務粗利益・業務純益

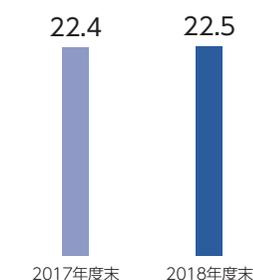
■ 業務粗利益 ■ 業務純益 (億円)



※グループ合算、管理会計
17年度実績を18年度管理会計ルールに組み替えて算出

個人預り資産残高

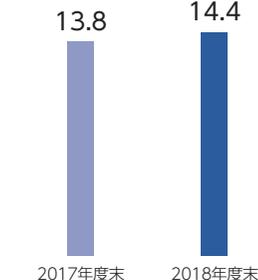
(兆円)



※内部管理ベース

法人貸出残高

(兆円)



※内部管理ベース、みずほ銀行、不良債権を除く



国内の大企業法人・金融法人・公共法人の顧客セグメントを担当するカンパニーとして、資金調達・運用、経営・財務戦略等に関するお客さまニーズに対し、お客さまごとのオーダーメイド型ソリューションを、グループ横断的に提供しております。

2018年度の取り組み内容

お客さまのグローバル戦略の加速やデジタルイノベーションへの対応に係るニーズの高まりを踏まえて、興銀リース株式会社*の持分法適用関連会社化を通じた連携強化をはじめ、多面的にソリューションを提供する取り組みを強化してまいりました。

また、証券における業種を切り口としたグローバルな連携強化や信託における不動産ビジネス、コンサルティング機能の強化のほか、国や地方公共団体との官民連携（PPP/PFI）等に対しても積極的に取り組んでまいりました。

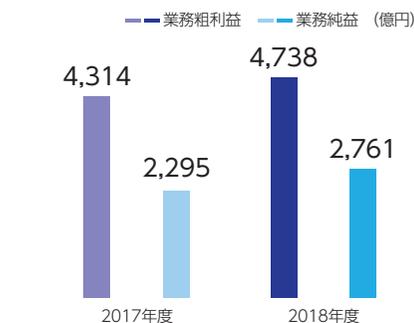
* 2019年6月に開催予定の定時株主総会での承認を前提に、商号を「みずほリース株式会社」へ変更予定

今後の取り組み方針

社会・産業構造の変化を受けたお客さまニーズの変化を踏まえて、お客さまとの新たな関係の構築と価値共創・協栄を実現してまいります。

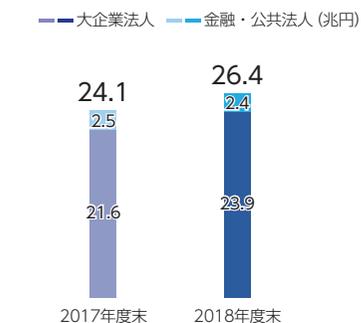
その達成に向けて、お客さまの事業展開の戦略的パートナーとして、高度な産業知見や目利き力を活かして、お客さまのビジネス機会の創出や、その事業リスクシェアに、多様な仲介機能を発揮してオープンに取り組んでまいります。

業務粗利益・業務純益



※グループ合算、管理会計
17年度実績を18年度管理会計ルールに組み替えて算出

貸出残高



※内部管理ベース、みずほ銀行、(株)みずほフィナンシャルグループ・政府専用向け貸出金を除く



海外進出日系企業および非日系企業等の顧客セグメントを担当するカンパニーとして、お客さまの事業への深い理解と、貸出・社債引受等のコーポレートファイナンスやトランザクション分野での強みを活かし、様々なソリューションを提供しております。

2018年度の取り組み内容

日系企業のお客さまには、海外進出時の情報提供から事業・財務戦略支援まで、的確なコンサルティングを通じた最適なソリューションを提供することで、海外事業展開のサポートを強化してまいりました。

非日系企業のお客さまには、世界約300の優良企業グループにフォーカスするGlobal300戦略を継続し、当社グループの知見と実績を活かした産業セクターへの重点アプローチや密接なトップリレーションを通じ、お客さまとの長期的な関係構築に努めてまいりました。

今後の取り組み方針

将来的な規制変更や外貨調達力といった今後の成長への制約に備えて、事業ポートフォリオを最適化するとともに、お客さまのグローバルな事業展開への協働を通じて、地域を超えたバリューチェーンの活性化を実現してまいります。

その達成に向けて、事業展開をグローバルに支える戦略的パートナーとして、成長著しいアジア経済圏におけるネットワークと肥沃な米国資本市場におけるプレゼンスを活かしつつ、アジアをフランチャイズとして各地域のお客さまや機能を繋いでまいります。

業務粗利益・業務純益

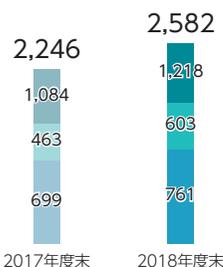
— 業務粗利益 — 業務純益 (億円)



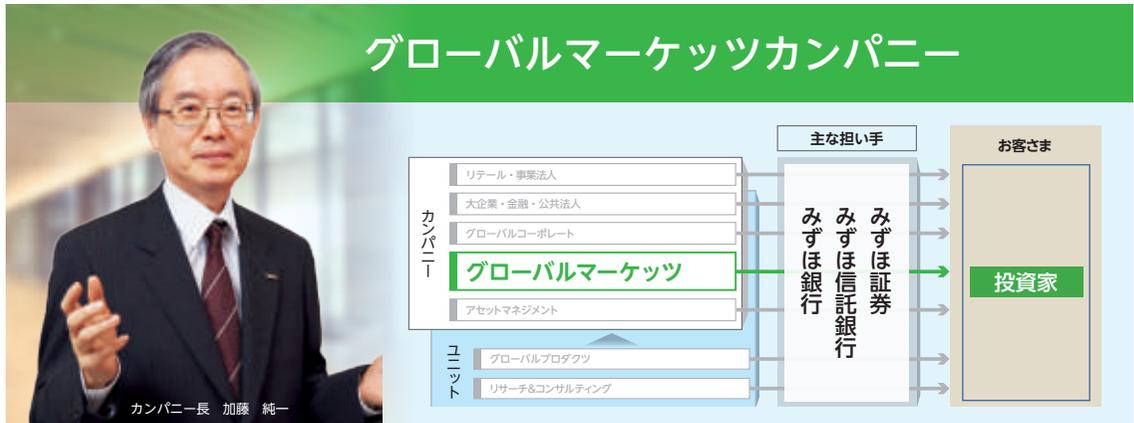
※グループ合算、管理会計
17年度実績を18年度管理会計ルールに組み替えて算出

海外向け貸出残高

— 米州 — 欧州 — アジア (億ドル)



※管理会計、みずほ銀行 (含む海外現地法人)



市場に関連する業務を担当するカンパニーとして、銀行・信託・証券連携による幅広い商品提供力を活かし、個人から機関投資家まで幅広いお客さまのリスクヘッジ・運用ニーズに対して、マーケット商品全般を提供するセールス&トレーディング業務と、株式・債券等への投資業務をおこなっております。

2018年度の取り組み内容

お客さまへの商品提供力を一層高めるため、グループの総合力を活かしたソリューション提供や、AIを活用した取引高度化に取り組むことで、セールス&トレーディング業務の強化に努めてまいりました。

また、投資業務については、市場変動の予兆管理の高度化と投資分散の徹底を通じたポートフォリオ運営に努めてまいりましたが、金融市場における不透明感が高まる中で、より安定的な収益構造への転換を目指すべく、過去に投資した外国債券等の有価証券ポートフォリオの再構築等に着手いたしました。

今後の取り組み方針

投資業務における安定的な収益構造や、メリハリのあるセールス&トレーディング業務運営を実現し、市場を通じた様々な仲介機能の発揮とお客さまへの多様な価値創造を実現してまいります。

その達成に向けて、市場に精通したパートナーとして、投資対象とする資産の配分や商品のラインナップを最適化し安定収益基盤の確立に取り組むとともに、リスクに対する選好が異なる投資家のお客さまに最適な投資機会を提供してまいります。

業務粗利益・業務純益

— 業務粗利益 — 業務純益 (億円)



※グループ合算、管理会計
17年度実績を18年度管理会計ルールに組み替えて算出
ETF関係損益を含む

セールス&トレーディング業務粗利益

(億円)



※内部管理ベース



アセットマネジメントに関連する業務を担当するカンパニーとして、銀行・信託・証券およびアセットマネジメントOne株式会社が一体となって、個人から機関投資家まで、幅広いお客さまの資産運用ニーズに応じた商品やサービスを提供しております。

2018年度の取り組み内容

個人のお客さまに対しては、人生100年時代の到来を見据えた中長期にわたる資産形成に適した投資信託や、個人型確定拠出年金（iDeCo）等のサービスを提供してまいりました。また、元本確保型の投資信託の新規設定等、お客さまのニーズに応える商品開発にも努めてまいりました。

年金基金等のお客さまに対しては、資産・負債の両面を踏まえたポートフォリオの分析・助言や、年金制度・運用両面からのコンサルティング提案等のサービスを提供してまいりました。

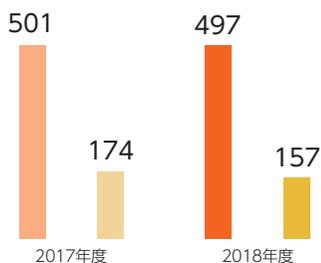
今後の取り組み方針

資産運用ビジネス本来の高い資本効率への構造転換に取り組むとともに、お客さまの中長期志向の資産形成をサポートすることで、国内金融資産の活性化に貢献してまいります。

その達成に向けて、運用力・ソリューション提供力を強化し、アセットマネジメント機能の付加価値を高め、変化するお客さまニーズにグループ一体となって応えるとともに、イノベーションや業務プロセスの改革等を通じて、効率性や先進性を追求してまいります。

業務粗利益・業務純益

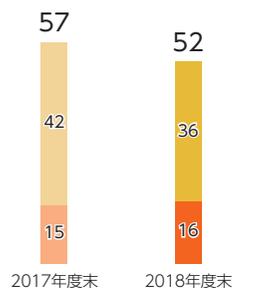
— 業務粗利益 — 業務純益 (億円)



※グループ合算、管理会計
17年度実績を18年度管理会計ルールに組み替えて算出

運用資産残高

— 投資信託 — 年金等 (兆円)





投資銀行分野とトランザクション分野において、個人・法人・投資家等の幅広い顧客セグメントに対するソリューション提供を担当するユニットとして、M&Aや不動産、プロジェクトファイナンスから、国内外決済、資金管理、証券代行まで、幅広いソリューションを取り扱っております。

2018年度の取り組み内容

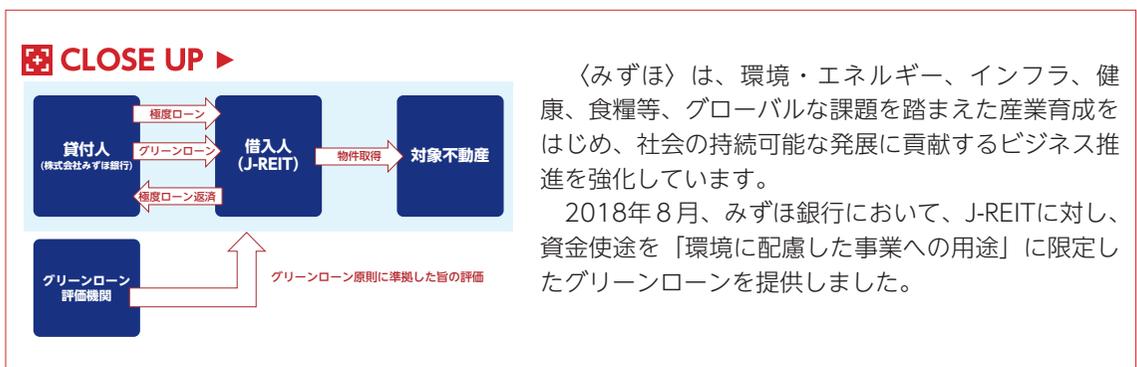
強固な「グループ連携」とプロダクツに関する「高度な専門性」を發揮し、M&AやIPO、事業承継等、お客さまのイベントに応じた多岐にわたるニーズに対し、あらゆるプロダクツ機能を結集し、包括的なサービスを提供してまいりました。

また、資産管理サービス信託銀行株式会社は、規模のメリットの追求による安定的かつ高品質なオペレーションの実現を目的として、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社との共同株式移転によりJTCホールディングス株式会社を設立いたしました。

今後の取り組み方針

お客さまや社会を取り巻く環境がますます不確実性を増していく中で、変化するお客さまのニーズに徹底的に寄り添い、高度な専門性・知見に基づく最適なソリューションを提供してまいります。

また、プロダクトごとの経営資源配分の最適化を進め、グループ横断のバリューチェーンを効果的に繋ぐことにより、各カンパニーの戦略遂行を支え、当社グループの安定収益の増強に貢献してまいります。





リサーチ業務とコンサルティング業務を担当するユニットとして、産業からマクロ経済まで深く分析するリサーチ機能と、経営戦略等の幅広い分野にわたるコンサルティング機能に、IT・デジタル知見を掛け合わせた多様なソリューションを提供しております。

2018年度の取り組み内容

ユニット内のリサーチ・コンサルティング機能とIT・デジタル知見を結集し、各カンパニーとの連携を一層強化することにより、「価値創造の“起点”」として、お客さまのビジネス変革への貢献に向けた支援や、少子高齢化、環境・エネルギーをはじめとした社会の課題解決に向けた提言等を、プロアクティブに行ってまいりました。

今後の取り組み方針

少子高齢化・デジタル化・グローバル化等、経済・社会環境が著しく変化する中、お客さまニーズの構造変化に対応した産業知見等の専門性を発揮し、グループ横断のバリューチェーンの起点となって、お客さまや社会に対する新たな価値の創造に貢献してまいります。

その実現に向け、リサーチ高度化、コンサルティング拡充、IT・デジタル活性化等に取り組んでまいります。

CLOSE UP ▶



当ユニットでは、旬なトピックスに関してユニットの知見・ノウハウを結集した「Oneシンクタンクレポート」を発信しております。

2018年度は、米国の通商政策が世界経済に与える影響について深い洞察に基づいた分析を行ったほか、企業経営におけるESGの戦略的活用に関する提言を行い、お客さまからも経営戦略・事業戦略を策定する一助となったとの声を多く頂きました。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

■ イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
経常収益	32,152	32,929	35,611	39,256
経常利益	9,975	7,375	7,824	6,141
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,709	6,035	5,765	965
包括利益	3,045	5,581	7,655	△1,105
純資産額	93,532	92,733	98,212	91,940
総資産	1,934,585	2,005,086	2,050,283	2,007,922

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

■ ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
営業収益	3,335	3,780	3,050	3,313
受取配当額	2,928	3,281	2,560	2,911
銀行業を営む子会社	2,720	3,005	2,270	2,677
その他の子会社等	208	276	289	233
当期純利益	304,389	326,676	257,192	354,576
1株当たり当期純利益	12 _円 17 _銭	12 _円 91 _銭	10 _円 13 _銭	13 _円 97 _銭
総資産	70,642	92,693	105,848	116,371
銀行業を営む子会社株式等	54,548	54,544	54,544	54,544
その他の子会社株式等	5,677	6,201	6,201	6,201

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$1 \text{ 株当たり当期純利益} = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益} - \text{普通株主に帰属しない金額 (優先配当額等)}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を2018年度から適用しており、2017年度の記載金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	使用人数 (人)	
2018年度末	株式会社みずほ銀行 (連結)	37,786
	みずほ信託銀行株式会社 (連結)	5,076
	みずほ証券株式会社 (連結)	9,072
	その他	7,198
	合計	59,132
2017年度末	株式会社みずほ銀行 (連結)	38,058
	みずほ信託銀行株式会社 (連結)	5,019
	みずほ証券株式会社 (連結)	9,091
	その他	7,883
	合計	60,051

- (注) 1. 使用人数は、みずほフィナンシャルグループおよび連結子会社の就業者数を記載しております。
 2. 使用人数は、海外の現地採用者を含み、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。
 3. みずほフィナンシャルグループの使用人数は、「その他」に含めて記載しております。

(ご参考)

みずほフィナンシャルグループならびにみずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券 (以下4社という) における使用人の状況は、以下の通りであります。

	2018年度末	2017年度末
使用人数	42,687人	42,796人
平均年齢	38年6月	38年3月
平均勤続年数	14年2月	14年0月
平均給与月額	480千円	487千円

- (注) 1. 使用人数は、4社の就業者数を記載しております。
 2. 使用人数は、4社合算であり、平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、4社平均であります。
 3. 使用人数は、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。
 4. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額は、出向者および海外の現地採用者を除いて算出しており、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 5. 平均給与月額は、3月中の税込平均給与であり、賞与を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

■ イ. 銀行持株会社

みずほフィナンシャルグループ：本社

■ ロ. 銀行業

みずほ銀行

	営業所数		主要な営業所
	2018年度末	2017年度末	
関東・甲信越	385	386	本店ほか
北海道・東北	16	16	札幌支店、仙台支店ほか
北陸・東海・近畿	85	85	大阪支店、名古屋支店ほか
中国・四国	16	16	広島支店、高松支店ほか
九州・沖縄	13	13	福岡支店ほか
国内計	515	516	
米州	13	13	ニューヨーク支店ほか
欧州・中近東	7	7	ロンドン支店ほか
アジア・オセアニア	22	22	香港支店、シンガポール支店ほか
海外計	42	42	
合計	557	558	

- (注) 1. 営業所には出張所、振込専用支店、口座振替専用支店、ATM統括支店（「共同利用ATM」管理専門支店）、確定拠出年金支店（確定拠出年金専用店）、インターネット支店を含んでおります。
2. 上記のほか、2018年度末現在において、銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所を166か店（2017年度末166か店）、店舗外現金自動設備を56,052か所（2017年度末55,170か所）、駐在員事務所を6か所（2017年度末6か所）設置しております。
3. このほか、外貨両替業務を中心とした出張所を成田空港に5か所（2017年度末5か所）、羽田空港に4か所（2017年度末4か所）、銀座に1か所（2017年度末1か所）、店舗外外貨自動両替機を成田空港に4か所（2017年度末4か所）、銀座に1か所（2017年度末1か所）、ファミリーマートに2か所（2017年度末2か所）設置しております。なお、2017年度記載の出張所のうち、関西国際空港の2か所につきましては、2018年度中に閉鎖しております。

みずほ信託銀行

	営業所数		主要な営業所
	2018年度末	2017年度末	
関東・甲信越	42	42	本店、横浜支店ほか
北海道・東北	2	2	札幌支店、仙台支店
北陸・東海・近畿	10	10	大阪支店、名古屋支店ほか
中国・四国	3	3	広島支店、岡山支店ほか
九州	3	3	福岡支店ほか
合計	60	60	

- (注) 1. 営業所には出張所（みずほ銀行と同じ建物等に展開する相談拠点「トラストラウンジ」等24か所（2017年度末24か所）を含んでおります。
2. 上記のほか、2018年度末現在において、信託代理店61先（2017年度末59先）を設置しております。

■ 八. 証券業

みずほ証券

	営業所数		主要な営業所
	2018年度末	2017年度末	
関東・甲信越	46	46	本店、新宿営業第一部ほか
北海道・東北	6	6	札幌支店、仙台支店ほか
北陸・東海・近畿	38	38	大阪営業第一部、名古屋支店ほか
中国・四国	10	10	広島支店、高松支店ほか
九州	9	9	福岡支店、熊本支店ほか
合計	109	109	

- (注) 1. 上記のほか、2018年度末現在において、駐在員事務所を2か所（2017年度末2か所）設置しております。
 2. 上記のほか、2018年度末現在において、みずほ銀行ロビー内の「証券投資に係るご相談ブース」（プラネットブース）を150か所（2017年度末166か所）設置しております。

■ 二. その他の事業

みずほ情報総研：本社ほか

(ご参考)

より充実した総合金融サービスを提供するために、上記口.八.に記載の営業所等について、銀行・信託・証券の共同店舗化を進めております。内訳は次のとおりです。

	店舗数	
	2018年度末	
共同店舗 (国内)	銀行・信託・証券共同店舗	40
	銀行・証券共同店舗	148
	銀行・信託共同店舗	4
	信託・証券共同店舗	1
	合計	193

- (注) 1. みずほ証券の共同店舗には、営業所のほかプラネットブースを含んでおります。

(5) 企業集団の設備投資の状況

■ イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	株式会社 みずほ銀行 (連結)	みずほ信託銀行 株式会社 (連結)	みずほ証券 株式会社 (連結)	その他
設備投資の総額	24,072	1,401	4,098	14,956

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. みずほフィナンシャルグループの設備投資の総額は、「その他」に含めて記載しております。

■ ロ. 重要な設備の新設等

該当するものではありません。

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決権比率	当社への配当額
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	銀行業務	1923年 5月7日	百万円 1,404,065	% 100.00	百万円 242,564
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	1925年 5月9日	247,369	100.00	23,744
みずほ証券株式会社	東京都千代田区	証券業務	1917年 7月16日	125,167	95.80	12,065
みずほ総合研究所株式会社	東京都千代田区	シンクタンク・コンサルティング業務	1967年 12月2日	900	98.60	484
みずほ情報総研株式会社	東京都千代田区	情報処理 サービス業務	1970年 5月11日	1,627	91.50	2,078
アセットマネジメントOne株式会社	東京都千代田区	投資運用業務 投資助言・代理業務	1985年 7月1日	2,000	51.00	8,764
株式会社みずほプライベート ウェルスマネジメント	東京都千代田区	コンサルティング 業務	2005年 10月3日	500	100.00	—
米州みずほ (Mizuho Americas LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	持株会社	2016年 6月20日	424,155 (3,820百万 米ドル)	100.00 (100.00)	—
JTCホールディングス株式会社	東京都中央区	持株会社	2018年 10月1日	500	27.00	—
株式会社オリエント コーポレーション	東京都千代田区	信販業務	1951年 3月15日	150,044	49.00 (49.00)	—
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	2000年 6月20日	51,000	100.00 (100.00)	—
資産管理サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区	信託業務 銀行業務	2001年 1月22日	50,000	100.00 (100.00)	1,415
興銀リース株式会社	東京都港区	総合リース業務	1969年 12月1日	26,088	23.53 (23.53)	—
みずほ信用保証株式会社	東京都千代田区	信用保証業務	1974年 11月29日	13,281	100.00 (100.00)	—
株式会社J.Score	東京都港区	レンディング業務	2016年 10月7日	5,000	50.00 (50.00)	—
確定拠出年金サービス 株式会社	東京都中央区	確定拠出年金 関連業務	2000年 9月11日	2,000	60.00 (60.00)	—
みずほ不動産販売株式会社	東京都中央区	不動産仲介業務	1986年 7月15日	1,500	100.00 (100.00)	—
みずほファクター株式会社	東京都千代田区	ファクタリング業務	1977年 4月1日	1,000	100.00 (100.00)	—
みずほキャピタル株式会社	東京都千代田区	ベンチャー キャピタル業務	1983年 7月27日	902	49.99 (49.99)	—
ユーシーカード株式会社	東京都千代田区	クレジットカード 業務	2005年 10月1日	500	50.99 (50.99)	—
みずほ第一フィナンシャル テクノロジー株式会社	東京都千代田区	金融技術の調査・ 研究・開発業務	1998年 4月1日	200	60.00 (60.00)	—

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社議決権比率	当社への配当額
みずほリアルティOne株式会社	東京都中央区	持株会社	2015年 10月28日	百万円 100	% 100.00 (100.00)	百万円 -
株式会社みずほトラストシステムズ	東京都調布市	計算受託・ソフトウェア開発業務	1972年 12月4日	100	50.00 (50.00)	-
ジョイント・ストック・コマーシャル・バンク・フォー・フォーリン・トレード・オブ・ベトナム (Joint Stock Commercial Bank for Foreign Trade of Vietnam)	ベトナム 社会主義共和国 ハノイ市	銀行業務	1963年 4月1日	178,026 (37,088,774 百万ドン)	15.00 (15.00)	-
みずほ銀行 (中国) 有限公司 (瑞穂銀行 (中国) 有限公司)	中華人民共和国 上海市	銀行業務	2007年 6月1日	156,560 (9,500百万 人民元)	100.00 (100.00)	-
みずほインターナショナル (Mizuho International plc)	英国ロンドン市	証券業務 銀行業務	1975年 3月14日	102,922 (709百万 スターリング ポンド)	100.00 (100.00)	-
みずほセキュリティーズ アジアリミテッド (Mizuho Securities Asia Limited)	中華人民共和国 香港特別行政区	証券業務	1999年 4月30日	51,200 (3,620百万 香港ドル)	100.00 (100.00)	-
米国みずほ証券 (Mizuho Securities USA LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	証券業務	1976年 8月16日	47,652 (429百万 米ドル)	100.00 (100.00)	-
インドネシアみずほ銀行 (PT.Bank Mizuho Indonesia)	インドネシア共和国 ジャカルタ市	銀行業務	1989年 7月8日	25,502 (3,269,574 百万ルピア)	98.99 (98.99)	-
欧州みずほ銀行 (Mizuho Bank Europe N.V.)	オランダ王国 アムステルダム市	銀行業務 証券業務	1974年 3月1日	23,889 (191百万 ユーロ)	100.00 (100.00)	-
ブラジルみずほ銀行 (Banco Mizuho do Brasil S.A.)	ブラジル連邦共和国 サンパウロ州 サンパウロ市	銀行業務	1911年 1月11日	16,869 (592百万 リアル)	100.00 (100.00)	-
ルクセンブルグみずほ信託銀行 (Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S.A.)	ルクセンブルグ大公国 ミュンズパッハ市	信託業務 銀行業務	1989年 3月21日	11,656 (105百万 米ドル)	100.00 (100.00)	-
米国みずほ銀行 (Mizuho Bank (USA))	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	銀行業務 信託業務	1974年 11月29日	10,931 (98百万 米ドル)	100.00 (100.00)	-
みずほセキュリティーズ ヨーロッパ (Mizuho Securities Europe GmbH)	ドイツ連邦共和国 フランクフルト市	証券業務	2018年 6月10日	4,359 (35百万 ユーロ)	100.00 (100.00)	-
みずほキャピタル・ マーケッツ・エルエルシー (Mizuho Capital Markets LLC)	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	デリバティブ業務	1989年 1月27日	0 (3千 米ドル)	100.00 (100.00)	-

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 資本金の円貨換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は、間接議決権比率を内数として表示しております。
5. JTCホールディングス株式会社、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、興銀リース株式会社、みずほセキュリティーズヨーロッパ (Mizuho Securities Europe GmbH) を新たに重要な子会社等として加えております。
6. 興銀リース株式会社の設立年月日は、リース業としての設立年月日を記載しております。

重要な業務提携の概況

当社は、LINE株式会社との間で、新銀行の設立を目的として、傘下のLINE Financial株式会社および株式会社みずほ銀行を通じた共同出資による準備会社の設立について合意しております。

当社は、LINE株式会社との間で、LINE Credit株式会社におけるこれまでにない革新的な独自のスコアリングプラットフォームの構築および、ユーザビリティの高いローンサービスの提供を目的として、各社グループ会社であるLINE Financial株式会社、株式会社みずほ銀行、株式会社オリエントコーポレーションを引受先とする、LINE Credit株式会社による第三者割当増資実行について合意しております。

株式会社みずほ銀行は、株式会社クレディセゾンとの間で、包括的業務提携の解消等に関する基本合意書を締結しております。

株式会社みずほ銀行は、興銀リース株式会社との間で、わが国産業・経済の持続的成長を金融面から牽引する「次世代の金融プラットフォーム」を共に構築することを目的として、資本業務提携に関する契約を締結しております。

(7) 主要な借入先

借入先	借入金残高	当社への出資状況		
		持株数	議決権比率	
株式会社みずほ銀行	945,505百万円	— 千株	—	%
合計	945,505百万円	— 千株	—	%

(8) 事業譲渡等の状況

2018年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2018年10月1日、資産管理サービス信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が共同株式移転を行い、両社の既存株主を株主とする持株会社であるJTCホールディングス株式会社を設立するとともに、両社はその完全子会社となりました。その結果、資産管理サービス信託銀行株式会社は当社の連結子会社から外れ、当社の持分法適用関連会社となり、JTCホールディングス株式会社（当社持株比率27%）及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は新たに当社の持分法適用関連会社となりました。 ・ 2021年を目処に、JTCホールディングス株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が吸収合併を行うことにより、統合会社を発足させることを予定しております。
------------	--

2 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状態

2019年3月31日現在の会社役員の状態は次の通りであります。

■ 取締役

氏名	地位および担当	重要な兼職	その他
坂井 辰史	取締役	株式会社みずほ銀行 取締役 みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役	
西山 隆憲	取締役	株式会社みずほ銀行 常務取締役	
梅宮 真	取締役	株式会社みずほ銀行 常務取締役	
柴田 保之	取締役	株式会社みずほ銀行 常務取締役	
菊地 比左志	取締役	株式会社みずほ銀行 常務取締役	
佐藤 康博	取締役会長		
綾 隆介	取締役 ■ 監査委員 ■ リスク委員		
船木 信克	取締役 ■ 監査委員		財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
関 哲夫	取締役（社外役員） ■ 指名委員 ■ 報酬委員 ■ 監査委員長	サッポロホールディングス株式会社 監査役	財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
川村 隆	取締役（社外役員） ■ 指名委員長 ■ 報酬委員	株式会社日本経済新聞社 社外監査役 東京電力ホールディングス株式会社 取締役会長（社外取締役）	
甲斐中 辰夫	取締役（社外役員） ■ 指名委員 ■ 報酬委員長 ■ 監査委員	卓照総合法律事務所 所属弁護士 生命保険契約者保護機構 理事長 株式会社オリエンタルランド 社外監査役	
阿部 紘武	取締役（社外役員） ■ 報酬委員 ■ 監査委員	公認会計士阿部紘武事務所	財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
大田 弘子	取締役（社外役員） ■ 取締役会議長 ■ 指名委員	政策研究大学院大学 教授 JXTGホールディングス株式会社 社外取締役 パナソニック株式会社 社外取締役	
小林 いずみ	取締役（社外役員） ■ 指名委員 ■ リスク委員	ANAホールディングス株式会社 社外取締役 三井物産株式会社 社外取締役 日本放送協会 経営委員会委員	

(注) 1. 船木 信克氏は当社監査委員としての経験等を通じ、関 哲夫氏は新日本製鐵株式会社CFOとしての経験等を通じ、阿部 紘武氏は公認会計士としての経験等を通じ、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

2. 当社は、金融機関として、監査委員会の活動の実効性確保が肝要であるなか、金融業務や規制に精通している社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役の綾 隆介氏および船木 信克氏の両氏を常勤の監査委員として選定しております。
3. 阿部 紘武氏は、2018年6月26日付でコネクシオ株式会社 社外監査役を退任しております。
4. 社外取締役である関 哲夫、川村 隆、甲斐中 辰夫、阿部 紘武、大田 弘子および小林 いずみの6氏は、当社社外取締役の独立性基準を充足しているとともに、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。

■ 当事業年度中に辞任した取締役

氏名	地位および担当	その他
飯田 浩一	取締役	2018年4月1日辞任

(注) 地位および担当は辞任時点のものであります。

■ 執行役

氏名	地位および担当	重要な兼職
坂井 辰史*	執行役社長（代表執行役） グループCEO	株式会社みずほ銀行 取締役 みずほ信託銀行株式会社 取締役 みずほ証券株式会社 取締役
岡部 俊胤	執行役副社長（代表執行役） リテール・事業法人カンパニー長	
安部 大作	執行役副社長 IT・システムグループ長兼事務グループ長 (グループCIO兼グループCOO)	株式会社みずほ銀行 副頭取執行役員
加藤 純一	執行役専務 グローバルマーケティングカンパニー長	
本橋 克宣	執行役専務 アセットマネジメントカンパニー長	株式会社みずほ銀行 専務執行役員
中村 昭	執行役専務 大企業・金融・公共法人カンパニー長	株式会社みずほ銀行 専務執行役員
今井 誠司	執行役専務 グローバルコーポレートカンパニー長	株式会社みずほ銀行 専務執行役員
野村 勉	執行役常務 内部監査グループ長（グループCA）	
西山 隆憲*	執行役常務 コンプライアンス統括グループ長（グループCCO）	株式会社みずほ銀行 常務取締役
若林 資典	執行役常務 リサーチ&コンサルティングユニット長	株式会社みずほ銀行 常務執行役員
藤城 豪二	執行役常務 グローバルプロダクツユニット長	株式会社みずほ銀行 常務執行役員
小嶋 修司	執行役常務 人事グループ長（グループCHRO）	株式会社みずほ銀行 常務執行役員
梅宮 真*	執行役常務 財務・主計グループ長（グループCFO）	株式会社みずほ銀行 常務取締役

氏名	地位および担当	重要な兼職
柴田 保之*	執行役常務 リスク管理グループ長（グループCRO）	株式会社みずほ銀行 常務取締役
菊地 比左志*	執行役常務 企画グループ長（グループCSO）	株式会社みずほ銀行 常務取締役

(注) *印が付された者は、取締役を兼務する執行役であります。

■ 当事業年度中に辞任した執行役

氏名	地位および担当	その他
中村 康佐	執行役副社長 大企業・金融・公共法人カンパニー長	2018年4月1日辞任
菅野 暁	執行役副社長 グローバルコーポレートカンパニー長	2018年4月1日辞任
大串 桂一郎	執行役専務 リサーチ&コンサルティングユニット長	2018年4月1日辞任
飯田 浩一	執行役常務 企画グループ長（グループCSO）	2018年4月1日辞任
谷口 真司	執行役常務 グローバルプロダクツユニット長	2018年4月1日辞任
佐藤 康博	執行役	2018年6月22日辞任

(注) 1. 地位および担当は辞任時点のものであります。

2. 佐藤 康博氏は、グループCEOの交代に伴い、4月1日付で執行役社長（代表執行役）より執行役となり、定時株主総会（6月22日）終了をもって執行役を辞任しております。

(ご参考)

2019年4月1日付の執行役の状況は次の通りであります。

■ 執行役

氏名	地位および担当
坂井 辰史	執行役社長（代表執行役） グループCEO

執行役選任理由

1984年より、当社グループの一員として、経営企画、投資銀行業務企画、国際業務企画等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、グループCEOやみずほ証券株式会社取締役社長としての経営経験も豊富な人物であります。
業務執行統括者としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
加藤 純一	執行役専務（代表執行役） グローバルマーケティングカンパニー長

執行役選任理由

1980年より、当社グループの一員として、市場業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
グローバルマーケティングカンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
中村 昭	執行役専務 大企業・金融・公共法人カンパニー長

執行役選任理由

1985年より、当社グループの一員として、大企業法人業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
大企業・金融・公共法人カンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名	地位および担当
今井 誠司	執行役専務 グローバルコーポレートカンパニー長

執行役選任理由

1986年より、当社グループの一員として、国際業務企画、投資銀行業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。
グローバルコーポレートカンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

大塚 雅広 執行役専務
リテール・事業法人カンパニー長

執行役選任理由

1986年より、当社グループの一員として、個人業務企画、コンサルティング業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

リテール・事業法人カンパニー長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

石井 哲 執行役専務
デジタルイノベーション担当役員 兼 IT・システムグループ長 兼 事務グループ長 (CDIO 兼 グループCIO 兼 グループCOO)

執行役選任理由

1986年より、当社グループの一員として、人事企画、国際業務企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

デジタルイノベーション担当役員、IT・システムグループ長および事務グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

梅宮 真 執行役常務
財務・主計グループ長 (グループCFO)

執行役選任理由

1987年より、当社グループの一員として、財務企画、ポートフォリオマネジメント、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

財務・主計グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

小嶋 修司 執行役常務
コンプライアンス統括グループ長 (グループCCO)

執行役選任理由

1987年より、当社グループの一員として、コンプライアンス統括、人事、内部監査、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

コンプライアンス統括グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

若林

資典

執行役常務

リサーチ&コンサルティングユニット長 兼 リスク管理グループ長（グループCRO）

執行役選任理由

1987年より、当社グループの一員として、リサーチ&コンサルティング業務、営業、企業審査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

リサーチ&コンサルティングユニット長およびリスク管理グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

藤城

豪二

執行役常務

アセットマネジメントカンパニー長 兼 グローバルプロダクツユニット長

執行役選任理由

1987年より、当社グループの一員として、プロダクツ業務企画、人事、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

アセットマネジメントカンパニー長およびグローバルプロダクツユニット長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

菊地 比左志

執行役常務

企画グループ長（グループCSO）

執行役選任理由

1988年より、当社グループの一員として、経営企画、人事、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

企画グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

氏名

地位および担当

江原

弘晃

執行役常務

人事グループ長（グループCHRO）

執行役選任理由

1987年より、当社グループの一員として、人事企画、事務企画、営業、内部監査等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。

人事グループ長としての委嘱を踏まえ、また、その経験や知見を取締役会から委任された業務執行の決定および業務執行の統括的な役割に活かしていけると判断し、執行役に選任しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

■ 会社役員の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

当社は、当社ならびにみずほ銀行、みずほ信託銀行およびみずほ証券（以下、「中核3社」）の取締役、執行役、執行役員および専門役員（以下、「役員等」）が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する「みずほフィナンシャルグループ 報酬の決定方針」を定めています。

本方針に基づく当社および中核3社の役員報酬は、適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定するとともに、各役員等が果たすべき役割を最大限発揮するためのインセンティブおよび当該役割発揮に対する対価として機能することを目的としています。

■ 基本方針

当社および中核3社の役員等が受ける個人別の報酬等の内容に係る決定に関する基本方針は以下の通りとする。

- (1) 適切なガバナンスとコントロールに基づいて決定するとともに、当社グループの企業理念のもと、経営の基本方針に基づき様々なステークホルダーの価値創造に資する経営の実現と当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値の向上を図るうえで、適切なインセンティブとして機能させる。
- (2) 各々の役員等が担う役割・責任や成果に応じた報酬体系とする。
- (3) 過度なリスクテイクを抑制しつつ、短期のみならず中長期に亘る企業価値向上や様々なステークホルダーの価値創造に資する報酬体系とする。
- (4) 当社グループの経営環境や業績の状況を反映した報酬体系とする。
- (5) マーケット競争力のあるプロフェッショナル等の専門人材を確保するための報酬を提供可能とする。
- (6) 経済・社会の情勢および外部専門機関による経営者報酬の調査データ等を踏まえて報酬体系・水準の適時適切な見直しを行うとともに、競争力のある適切な水準に設定する。
- (7) 内外の役員報酬に係る規制・ガイドライン等を遵守する。

報酬体系

1. 報酬構成

役員等が受ける報酬は、原則として、「基本給」、「業績給」、「株式報酬」の構成とする。

基本給	役位に基づく基準額に、各役員等の役割・職責を反映した加算を行う体系とし、金銭にて毎月支給する。
業績給*	<p>目的 各役員等の年度計画達成へのインセンティブおよびその成果の向上</p> <p>役位に基づく基準額に、当社グループの全社業績、管掌する組織（カンパニー・ユニット等）の業績、および各役員等の成果等を反映し金銭を支給する。業績給の一定額以上について3年間に亘る繰延支給を行う。</p>
株式報酬**	<p>目的 株主との利益の一致および企業価値増大へのインセンティブの向上</p> <p>株式報酬Ⅰ 役位に応じて、当社株式を各役員等の退任時に支給する。</p> <p>株式報酬Ⅱ 役位に基づく基準額に、当社グループの全社業績、管掌する組織（カンパニー・ユニット等）の業績、および各役員等の成果等を反映した額に相当する当社株式を3年間に亘り繰延支給する。</p>

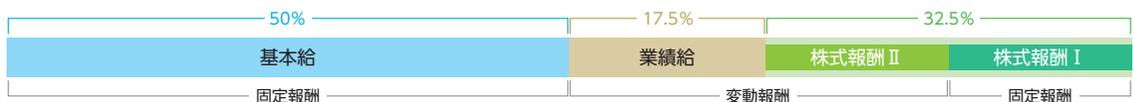
※ 会社や本人の業績等次第で、報酬委員会等の決議により、繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入済み。

報酬支給イメージ	X年度	X+1年度	X+2年度	X+3年度
基本給	支給	支給	支給	支給
業績給	業績評価期間	▶ 支給 ▶	一定額以上について3年間に亘る繰延支給	
株式報酬Ⅱ	業績評価期間	▶ 3年間に亘る繰延支給		
株式報酬Ⅰ	退任時に支給			

2. 個別報酬体系

■ 業務執行を担う役員

- 構成比率は、原則として、「基本給」50%、「業績給」17.5%、「株式報酬（Ⅰ・Ⅱ）」32.5%とする。
- 「業績給」と「株式報酬Ⅱ」の原資総額は、役位別基準額に当年度の構成役員数を反映することで算定された総額に、**当年度業績を踏まえた係数（係数の評価指標は、当社連結業務純益をベース）を乗じて決定し、原則、役位別基準額の0%～150%の範囲で支給を行う。**



プロフェッショナル人材

- 現地報酬慣行や各対象役員の職責、業務特性、マーケットバリュー等を勘案して、個別に設計する場合がある。
- 業績に応じて支給する報酬の一定額ないしは一定割合について繰延支給や株式等の非金銭支給とすることや、会社や本人の業績等次第で繰延部分の減額や没収が可能な仕組みを導入済み。

■ 経営の監督を担う非執行の役員

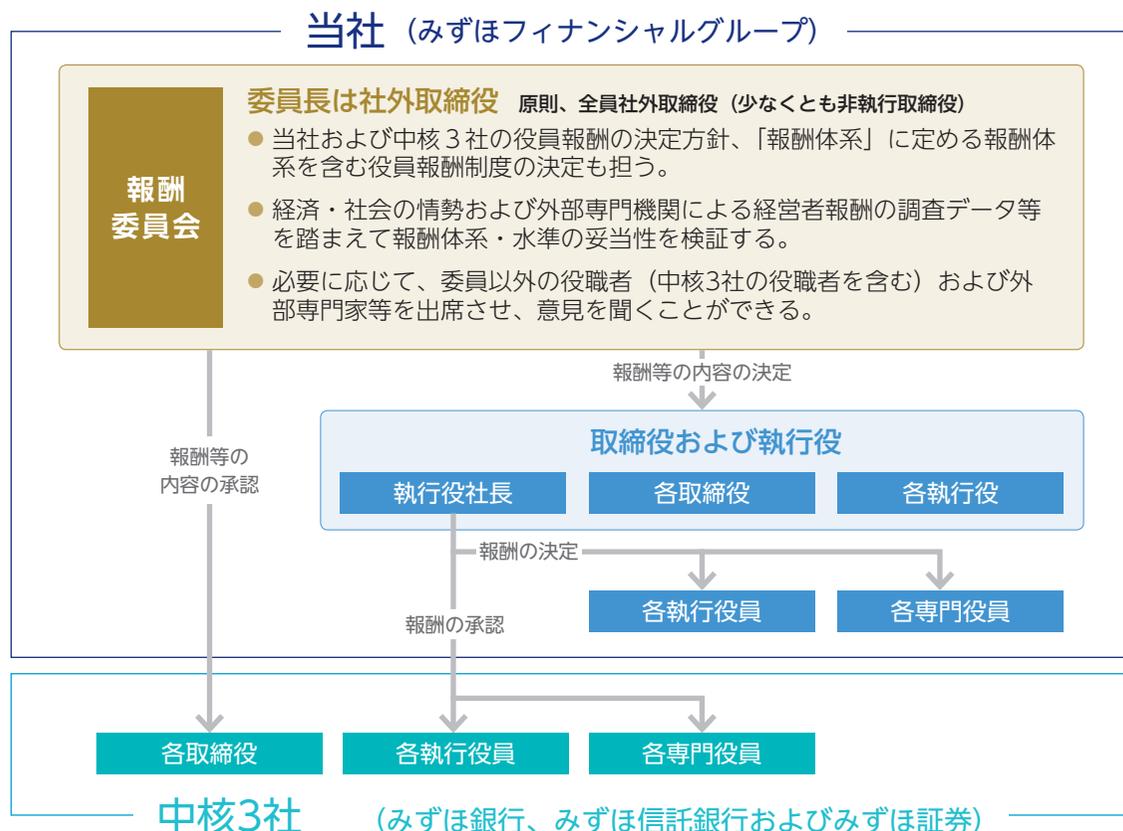
- **監督機能を有効に機能させる観点から固定報酬を原則とする。**
- 報酬の体系は「基本給」および「株式報酬Ⅰ」とし、その構成比率は、原則として、「基本給」：「株式報酬Ⅰ」=85：15とする。



全員社外取締役で構成する報酬委員会によって決定

1. 報酬委員会は、役員等が受ける個人別の報酬等に関する透明性・客観性を実効的に確保するため、当社および中核3社の役員報酬の決定方針、上述の報酬体系を含む役員報酬制度の決定を行う。また、当社取締役および執行役の個人別の報酬等の内容の決定、中核3社の取締役の個人別の報酬等の内容の当社における承認等を行う。
2. 執行役社長は、本方針ならびに本方針に係る規程および細則等に定めるところに従い、当社執行役員および専門役員の個人別の報酬等の内容の決定および中核3社の執行役員および専門役員の個人別の報酬等の内容の当社における承認を行う。
3. 報酬委員会は、経済・社会の情勢および外部専門機関による経営者報酬の調査データ等を踏まえて報酬体系・水準の妥当性を検証する。
4. 報酬委員会は全員を原則社外取締役（少なくとも非執行取締役）から選定し、報酬委員会の委員長は社外取締役とする。
5. 報酬委員会は、十分かつ適切な審議・決定を行うために、執行役社長をはじめとした委員以外の役職者（中核3社の役職者を含む）および外部専門家等を出席させ、意見を求めることができる。

報酬決定プロセスイメージ



報酬額

■ 取締役または執行役ごとの報酬等の総額および員数

取締役または執行役に対する、2018年度に係る報酬等（2018年度分）、および2018年度において支給または支給する見込みの額が明らかとなった2017年度に係る報酬等（2017年度分）は次のとおりです。

(単位：百万円)

区分	支給人数 (注) 2	報酬等 (注) 3	報酬等の種類別の総額									
			2018年度分						2017年度分			
			基本給		株式報酬Ⅰ (退任時給付)		その他		業績給		旧株式報酬 (在任時給付)	
			支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額	支給人数	金額
取締役	9名	315	9名	265	8名	27	8名	0	—	—	2名	22
執行役	21名	668	16名	402	15名	78	16名	1	15名	97	14名	88
合計	30名	983	25名	668	23名	105	24名	1	15名	97	16名	110

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 記載人数は、2018年度分および2017年度分を通じての実支給人数を記載しております。
3. 記載金額は、2018年度分および2017年度分の合計金額を記載しております。
4. 取締役を兼務する執行役に対して支給された報酬等については、執行役の欄に記載しております。
5. 上記のうち、2018年度分基本給およびその他の執行役の人数には、2018年6月22日付で辞任した執行役1名を含んでおります。また、2017年度分業績給の執行役の人数には、2018年4月1日付で辞任した執行役5名および2018年6月22日付で辞任した執行役1名を含み、2017年度分旧株式報酬の執行役の人数には、2018年4月1日付で辞任した執行役5名を含んでおります。
6. 取締役および執行役の株式報酬Ⅰは、2018年7月に当社報酬委員会において2018年度分として役位に応じて付与した株式給付等ポイント（1ポイントが当社株式1株に換算されます）に、当社株式の帳簿価額（196.3922円/株）を乗じた額を記載しております。なお、株式報酬Ⅰは、業績連動性はなく、退任時に支給することを予定しております。
7. 執行役の業績給は、2018年7月に当社報酬委員会において2017年度分として決定した額を記載しております。
8. 旧株式報酬は、2018年度改定前の報酬制度に基づく株式報酬を指しております。
9. 2017年度に係る旧株式報酬は、2018年7月に当社報酬委員会において2017年度分として、非業務執行取締役（社外取締役を除く）は役位、執行役は役位および業績に応じて付与した株式給付等ポイントに、当社株式の帳簿価額（196.3922円/株）を乗じた額を記載しております。なお、これらは、2019年度より3年間に亘って繰延支給することを予定しております。
10. 2018年度に係る業績給および株式報酬Ⅱについては、現時点で金額が確定していないため、上記の報酬等には含めておりませんが、会計上は、所要の引当金を計上致しております。
11. その他は、2018年度に係る甲慰金保険料等、当社報酬委員会の決定に基づくものです。

(3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
関 哲夫	会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、2,000万円と法令が規定する額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約
川村 隆	
甲斐中辰夫	
阿部 紘武	
大田 弘子	
小林 いずみ	

(4) 取締役会および各委員会への出席状況

(2019年3月31日現在)

氏名	取締役会	指名委員会	報酬委員会	監査委員会	リスク委員会
坂井 辰史	12/12回 (100%)				
西山 隆憲	14/14回 (100%)				
梅宮 真	14/14回 (100%)				
柴田 保之	14/14回 (100%)				
菊地比左志	12/12回 (100%)				
佐藤 康博	14/14回 (100%)				
綾 隆介	14/14回 (100%)			17/17回 (100%)	6/6回 (100%)
船木 信克	14/14回 (100%)			17/17回 (100%)	
関 哲夫	14/14回 (100%)	8/8回 (100%)	11/11回 (100%)	17/17回 (100%)	
川村 隆	14/14回 (100%)	8/8回 (100%)	11/11回 (100%)		
甲斐中辰夫	14/14回 (100%)	8/8回 (100%)	11/11回 (100%)	17/17回 (100%)	
阿部 紘武	14/14回 (100%)		11/11回 (100%)	17/17回 (100%)	
大田 弘子	14/14回 (100%)	8/8回 (100%)			
小林 いずみ	14/14回 (100%)	8/8回 (100%)			6/6回 (100%)

(注) 坂井辰史および菊地比左志の両氏の取締役会への出席状況については、2018年6月の取締役就任以降、2018年度に開催された取締役会への出席状況を記載しております。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

社外役員の重要な兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項 (1) 会社役員の状況」に記載の通りであります。社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特筆すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

社外役員の当事業年度における取締役会および各委員会への出席状況につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項 (4) 取締役会および各委員会への出席状況」に記載の通りであります。

社外役員は、取締役会等において、各々が有する豊富な経験と高い識見および専門性を活かし、議案審議等にあたり有用な発言を積極的に行うとともに、経営陣から独立した立場で必要な助言を適宜行い、当社取締役会等の意思決定機能や経営の監督機能を果たしております。

氏名	在任期間	取締役会等における発言その他の活動状況
関 哲夫	3年9か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、基礎的収益力の向上、事業戦略を踏まえた最適な人的資源配分、実効性ある業績評価のあり方、構造改革を踏まえた新しい経営計画の目指す方向性等について積極的な提言を行いました。
川村 隆	4年9か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、カンパニー制における収益責任および適切な経費配分、構造改革の推進による稼ぐ力の向上、厳しい経営環境下における着実な資本の充実等について積極的な提言を行いました。
甲斐中 辰夫	4年9か月	検事、裁判官および弁護士としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、業務量に応じた適正な人員配置、〈みずほ〉における従業員の働きがい、危機発生時の真因分析に基づく改善策等について積極的な提言を行いました。
阿部 紘武	3年9か月	公認会計士としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、適切な財務報告、デジタルライゼーションおよび海外ビジネス拡大に対応した人事戦略、中核3社における内部統制の機能強化等について積極的な提言を行いました。

氏名	在任期間	取締役会等における発言その他の活動状況
大田 弘子	4年9か月	大学教授および内閣府特命担当大臣等としての豊富な経験と高い識見・専門性を活かし、ステークホルダーへのアカウンタビリティを意識した新しい経営計画のあり方、生産性向上のための人員管理の高度化、人材力強化への重点的な取り組み等について積極的な提言を行いました。
小林 いずみ	1年9か月	経営者としての豊富な経験と高い識見を活かし、環境変化に即時に対応できるリスク管理体制、市場部門の業績評価のあり方、変化する顧客ニーズに対応した新たなソリューションの広がり等について積極的な提言を行いました。

(3) 社外役員に対する報酬等 (2018年度分)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	6名	122百万円	—

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

(2018年度末現在)

発行可能株式総数 **51,300,000,000**株

(2) 発行可能種類株式総数、発行済株式総数及び株主数

(2018年度末現在)

区分	発行可能種類株式総数 株	発行済株式総数 株	株主数 名
普通株式	48,000,000,000	25,392,498,945	999,140
第一回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第二回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第三回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第四回第十四種の優先株式	900,000,000	—	—
第一回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第二回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第三回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第四回第十五種の優先株式	900,000,000	—	—
第一回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—
第二回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—
第三回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—
第四回第十六種の優先株式	1,500,000,000	—	—

- (注) 1. 第一回から第四回までの第十四種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとしております。
2. 第一回から第四回までの第十五種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて900,000,000株を超えないものとしております。
3. 第一回から第四回までの第十六種の優先株式の発行可能種類株式総数は併せて1,500,000,000株を超えないものとしております。
4. 2018年4月1日から2019年3月31日までに、新株予約権の権利行使により、普通株式2,854,000株が増加いたしました。
5. 上記の普通株式の株主数は、単元未満株式のみを有する株主24,361名を含んでおりません。

(3) 大株主

■ 普通株式

(2018年度末現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数 株	持株比率 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,360,079,600	5.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,065,112,500	4.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	525,839,800	2.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	516,271,400	2.03
J P MORGAN CHASE BANK 385151	393,575,328	1.55
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	392,747,217	1.54
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	349,978,800	1.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	339,733,700	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口2)	325,188,100	1.28
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	288,707,000	1.13

(注) 1. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率につきましては、自己株式(6,520,138株)を除外して算定しております。

5 当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社ならびに当社の子会社である株式会社みずほ銀行、みずほ信託銀行株式会社およびみずほ証券株式会社の取締役（社外取締役を除く）、執行役および執行役員に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は以下の通りであります。

	新株予約権 の割当日	新株予約権 の個数	目的となる株式 の種類および数	発行価額 (新株予約権1個当たり)	行使価額 (株式1株当たり)	行使期間
第4回 新株予約権	2011年 12月8日	12,452個	普通株式 12,452,000株	91,840円	1円	2011年12月9日から 2031年12月8日まで
第5回 新株予約権	2012年 8月31日	11,776個	普通株式 11,776,000株	113,250円	1円	2012年9月3日から 2032年8月31日まで
第6回 新株予約権	2014年 2月17日	7,932個	普通株式 7,932,000株	192,610円	1円	2014年2月18日から 2034年2月17日まで
第7回 新株予約権	2014年 12月1日	9,602個	普通株式 9,602,000株	186,990円	1円	2014年12月2日から 2034年12月1日まで

(注) 1. 第1～3回は事業年度の末日において当社の会社役員が新株予約権を有していないため、記載を省略しております。

(1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類および数	取締役および執行役の 保有人数と個数	
第4回新株予約権	77個	普通株式 77,000株	1名	77個
第5回新株予約権	270個	普通株式 270,000株	2名	270個
第6回新株予約権	119個	普通株式 119,000株	2名	119個
第7回新株予約権	665個	普通株式 665,000株	8名	665個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 公認会計士 高木 竜二 公認会計士 西田 裕志 公認会計士 林 慎一 公認会計士 長尾 充洋
当該事業年度に係る報酬等	47百万円
その他	<p>1. 監査委員会は、過年度における会計監査人の監査計画に基づく職務遂行状況を踏まえ、当該事業年度の監査計画の内容が、リスク認識に適切に対応した監査項目・体制となっており、効果的かつ効率的で、適正な監査品質を確保するために必要な監査時間に基づいた報酬見積もりであることを検討した結果、本監査報酬額が合理的であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。</p> <p>2. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である米国会計基準に係る助言業務等を委託し、対価を支払っております。</p>

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
3. 当社、連結される子会社および子法人等が当社の会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は、4,400百万円であります。
- なお、当社、連結される子会社および子法人等と当社の会計監査人との間の契約に基づき支払うべき金額のうち確定していないものについては、概算値によっております。
4. EY新日本有限責任監査法人は、2018年7月1日をもって新日本有限責任監査法人から名称変更しております。

(2) 会計監査人に関するその他の事項

■ イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

<解任>

1. 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる等、計算書類等の監査に重大な支障が生じる事態となることが予想される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任に関する議案の内容を決定いたします。
2. 監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、速やかに解任する必要があると判断した場合、監査委員の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

<不再任>

監査委員会は、会計監査人の監査の方法および結果、会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制等に関し、一般に妥当と認められる水準は確保していると認められるものの、当社グループの会計監査人としてより高い監査受嘱能力等を有する会計監査人に変更することが合理的であると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の不再任に関する議案の内容を決定いたします。

■ ロ. 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けている重要な子会社及び子法人等

当社の重要な子会社および子法人等のうち、みずほインターナショナル (Mizuho International plc) ほか11社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

7 業務の適正を確保するための体制

取締役会で決議した「業務の適正を確保するための体制」及び「当該体制の運用状況」の概要は以下の通りであります。

なお、2018年4月20日開催の取締役会において決議した当社の「内部統制システム」の運用状況等について検証を実施し、体制・運用に問題がないことを確認、規程類の改定事項の反映等の必要な見直しをしたうえで、2019年4月26日開催の取締役会において決議しております。

「業務の適正を確保するための体制」の決議内容の概要

(1) リスク管理体制

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

■ 総合リスク管理

「総合リスク管理の基本方針」において、当社および当社が経営管理を行う会社の総合リスク管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。

「総合リスク管理の基本方針」において、リスクを定義し、リスク区分を設定するとともに、リスク管理所管部室や管理体制を定める。また、リスクを全体として把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から、事前ないし事後に適切な対応を行うことで経営として許容できる範囲にリスクを制御する総合リスク管理を行う。

執行役社長は、当社の総合リスク管理を統括し、リスク管理グループ長は、「総合リスク管理の基本方針」に基づき総合リスク管理の企画運営に関する事項を所管し、総合リスク管理の状況等について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、リスク委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。また、必要に応じ、総合リスク管理の観点から各リスク管理担当役員に対して提言を行う。

■ 経営政策委員会

市場リスク・流動性リスク等に関する全社的な諸問題については、リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

■ 事業継続管理

「事業継続管理の基本方針」において、当社および当社が経営管理を行う会社の緊急事態発生時等における対応および事業継続管理を行うに当たっての基本的な方針を定める。

「事業継続管理の基本方針」において、緊急事態発生時のリスクを認識し、緊急事態発生時等において迅速なリスク軽減措置等の対策を講じるため、平時より適切かつ有効な対応策や事業継続管理の枠組みおよび緊急事態への対応態勢を整備し、組織内に周知することに努める。

事業継続管理統括に関する事項を分掌業務とする専門組織を設置する。

上記を含め、「総合リスク管理の基本方針」「信用リスク管理の基本方針」「市場リスク管理の基本方針」「流動性リスク管理の基本方針」「オペレーショナルリスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

■ リスク管理に係る基本方針

当社は主要グループ会社のリスク管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるリスクの状況等リスク管理上必要な事項について、定期的または都度報告を受け、総合リスク管理の状況等について、取締役会、リスク委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、および当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社は事前に承認する。

当社は主要グループ会社のリスク・事業継続管理を一元的に把握・管理し、主要グループ会社以外の子会社等のリスク・事業継続管理は、原則として主要グループ会社を通じて行う。

主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々リスク・事業継続管理に係る基本方針を当社に申請のうえ定める。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「事業継続管理の基本方針」等にて、「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」を規定している。

(2) コンプライアンス体制

執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

■ 「みずほの企業行動規範」

〈みずほ〉として行うあらゆる活動の根幹をなす概念として制定している『〈みずほ〉の企業理念』を実践していく上で、遵守すべき倫理上の規範として、「みずほの企業行動規範」を定め、経営および業務上の各種決定を行う際、常に拠り所とする。

■ コンプライアンス

コンプライアンスの徹底を経営の基本原則と位置付け、コンプライアンスの運営体制、「コンプライアンス・マニュアル」の策定等を定めるとともに、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを原則として年度ごとに策定し、定期的実施状況をフォローアップする。また、コンプライアンス・ホットラインおよび会計、財務報告に係る内部統制、監査に係るホットラインを設置する。

執行役社長は、当社のコンプライアンスを統括し、コンプライアンス統括グループ長は、コンプライアンス全般に係る企画、立案および推進を統括し、コンプライアンスの遵守状況について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。

■ 反社会的勢力との関係遮断

反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画において、「反社会的勢力との関係遮断」をグループ共通の重点施策として位置付け、取り組みに注力する。

■ 経営政策委員会

コンプライアンス統括および反社会的勢力への対応等に関する事項等については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

上記を含め、「みずほの企業行動規範」「コンプライアンスの基本方針」「コンプライアンス・マニュアル」等にて、「執行役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

■ コンプライアンスに係る基本方針

当社は主要グループ会社のコンプライアンス管理について、基本方針等を策定し、これを提示するとともに、主要グループ会社におけるコンプライアンス管理上必要な事項について、定期的または都度報告を受け、コンプライアンスの遵守状況については、取締役会、監査委員会等に報告する。当社が策定した基本方針等との調整が必要な場合、および当該基本方針等において当社が指示した場合には、当社は事前に承認する。

当社は主要グループ会社のコンプライアンスの遵守状況を一元的に把握・管理する体制を構築し、主要グループ会社以外の子会社等については、原則として主要グループ会社を通じた管理体制の構築を行う。

主要グループ会社のうち、当社が特に指定する会社は、当社が制定する基本方針に則り、各々コンプライアンスの基本方針を当社に申請のうえ定める。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「コンプライアンスの基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」を規定している。

(3) 執行役の職務執行

執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

■ 保存期限等

経営会議・各種委員会の議事録や関連資料、稟議書・報告書等の情報について、保存期限を定める等の必要な保存・管理を実施する。

■ 情報管理

執行役社長は、当社の情報管理を統括し、コンプライアンス統括グループ長は、情報管理の企画運営に関する事項を所管し、情報管理の状況等について、定期的および必要に応じて都度、取締役会、監査委員会、経営会議および執行役社長に報告を行う。

情報管理を徹底するための具体的実践計画を原則として年度ごとに策定し、定期的にフォローアップする。

■ 経営政策委員会

情報管理に関する全社的な諸問題については、コンプライアンス委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を行う。

上記を含め、「情報管理に関するグループ経営管理の基本的考え方」「情報セキュリティポリシー」「経営会議規程」「業務監査委員会規程」等にて、「執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」を規定している。

執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

■ 権限委任

業務執行の決定を執行役に対し最大限委任することにより、迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感のある企業経営を実現する。

■ カンパニー制

顧客セグメント別の経営体制としてカンパニーおよびユニットを設置し、銀・信・証横断的な戦略策定等を当社が経営管理統括として担う。

■ リスクアペタイト・フレームワーク運営

当社グループ全体のリスクキャパシティの範囲内でリスクアペタイトを設定するとともに、カンパニーおよびユニットにリスクアペタイト指標を展開する等のリスクアペタイト・フレームワークの運営を行う。

■ 分掌業務・決裁権限等

取締役会の決議事項や報告事項に関する基準、組織の分掌業務、案件の重要度に応じた決裁権限等を定めるとともに、経営会議や経営政策委員会等を設置し、当社全体として執行役の職務執行の効率性を確保する。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「取締役会規程」「組織規程」「決裁権限規程」「リスクアペタイト・フレームワーク運営に関する基本方針」等にて、「執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

(4) グループ経営管理体制

当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

■ 「みずほの企業行動規範」

グループ各社において、「みずほの企業行動規範」について採択する。

■ グループ経営管理

持株会社である当社が当社グループの経営において主体的な役割を果たし、経営管理業務の一環として当社グループの戦略・方針の企画機能および当社グループ各社に対するコントロール機能を担うべく、当社が「グループ経営管理規程」に定める主要グループ会社に対する直接経営管理を行う。

主要グループ会社以外の子会社等については、当社が定めた「子会社等の経営管理に関する基準」に従い、主要グループ会社が経営管理を行う。

■ 役職員等による取締役会等への報告

取締役会、指名委員会、報酬委員会および監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員（中核3社の役職員、取締役会および監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）を取締役会・委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社の役職員（中核3社の役職員、取締役会および監査委員会においては当社の子会社等の役職員を含む）は、要求があったときは、取締役会・委員会に出席し、取締役会・委員会が求めた事項について説明をしなければならない。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「みずほの企業行動規範」「取締役会規程」「カンパニー戦略会議規程」「グループ経営管理規程」「子会社等の経営管理に関する基準」「カンパニー制」の運営に関する規程等にて、「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」を規定している。

当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

■ 主要グループ会社からの承認申請・報告

当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これらに準じる事項について、報告を受ける。

当社はリスク管理・コンプライアンス管理・内部監査については基本方針等に則り、必要な事項につき定期的または都度報告を受ける。また、基本方針等との調整が必要な事項および当社が指示した場合においては、承認申請等の手続をとらせる。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「総合リスク管理の基本方針」「コンプライアンスの基本方針」「内部監査の基本方針」等にて、「当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」を規定している。

当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

■ 経営方針等の策定・提示

当社は「グループ経営管理規程」に基づき、経営方針・経営戦略の策定に関する事項等について、基本方針等を策定し、これを主要グループ会社に提示する。

上記を含め、「グループ経営管理規程」「組織規程」等にて、「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」を規定している。

(5) 監査委員会の職務執行

監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

■ 監査委員会室の設置

監査委員会の職務の補助に関する事項および監査委員会事務局に関する事項を所管する監査委員会室を設置し、監査委員の指示に従う監査委員会室長がその業務を統括する。

上記を「監査委員会規程」「組織規程」等にて、規定している。

監査委員会の職務を補助すべき使用人の執行役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

■ 監査委員会の事前同意

監査委員会職務の補助に関する事項を所管する監査委員会室の予算の策定、同室の組織変更および同室に所属する使用人にかかる人事については、監査委員会の事前の同意を得る。

■ 体制の十分性、独立性の確保

監査委員会は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人等の体制の十分性および補助使用人等の執行役その他業務執行者からの独立性の確保に留意する。

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制

■ 当社役職員の監査委員会への出席

監査委員会は、必要に応じ、当社の役職員を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。

監査委員会は、コンプライアンス統括グループ、リスク管理グループ、企画グループ、財務・主計グループ等から内部統制システムに関する事項について報告を受け、必要に応じて調査を求める。

■ 内部監査グループとの連携

監査委員会は、内部監査グループからその監査計画・監査結果等について報告を受け、必要に応じて調査を求め、または具体的な指示を行い、内部監査グループは当該調査に応じ具体的な指示を受けるなど、内部監査グループと日常的かつ機動的な連携を行う。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」「業務監査委員会規程」等にて、「当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査委員会に報告をするための体制

■ 子会社等の役職員の監査委員会への出席

監査委員会は、必要に応じ、子会社等の役職員を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。当社子会社等の役職員は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。

■ 子会社等の管理状況の報告等

監査委員会および監査委員は、執行役および使用人から、子会社等の管理の状況について報告または説明を受け、関係資料を閲覧する。また、監査委員会および監査委員は、取締役および執行役の職務の執行状況を監査するために必要があるときは、子会社等に対して事業の報告を求め、またはその業務および財産の状況を調査する。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「当社の子会社の取締役、監査役、その他これらの者に相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告をするための体制」を規定している。

監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

■ 不利益取扱いの禁止

社員等が法律違反や服務規律違反等、コンプライアンスに係る問題を発見した場合に通報することができるコンプライアンス・ホットラインを設置する。コンプライアンス・ホットラインは、報告または通報に対して、秘密保持を徹底し、通報者の個人情報、同意なく第三者に開示しないこと、また、事実調査に際しては、通報者が特定されないように配慮すること、通報者に対し、通報したことを理由として、人事その他あらゆる面での不利益取扱いを行わないこと等を方針として対応する。

監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない。

上記を含め、「コンプライアンスの基本方針」等にて、「監査委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」を規定している。

監査委員の職務の執行（監査委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

■ 費用負担

監査委員会または監査委員会が選定する委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、その他の専門家を活用し、その費用を支出する権限を有し、職務の執行のために必要と認める費用を当社に請求する。また、当社はその費用を負担する。

上記を「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、規定している。

その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

■ 監査委員の選定

金融機関として監査委員会の活動の実効性確保が肝要である中、金融業務や規制に精通した社内取締役による情報収集および委員会での情報共有、ならびに内部統制部門との十分な連携が必要であることから、社内取締役である非執行取締役から原則として1名または2名を常勤の監査委員として選定する。

■ 内部監査グループ等との連携

監査委員会は、当社および当社子会社における内部統制システムの構築・運用を前提として、内部監査グループ等との実効的な連携を通じて、その職務を遂行する。

■ 会計監査人・外部専門家等の監査委員会への出席

監査委員会は、必要に応じ、会計監査人および外部専門家等を監査委員会に出席させ、その報告または意見を求めることができる。会計監査人は、監査委員会の要求があったときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明を行う。

■ 会計監査人・子会社等の監査役との連携

監査委員会および監査委員は、効率的な監査を実施するため、会計監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて、子会社等の監査役と緊密な連携を保つ。

上記を含め、「コーポレート・ガバナンスガイドライン」「監査委員会規程」「監査委員会監査基準」等にて、「その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」を規定している。

「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の運用状況の概要

(1) リスク管理体制

- 当社が子会社等にリスクキャピタルを配賦し、各社のリスク上限としてリスク制御を行うことで資本の健全性を確保しております。また、リスクキャピタルの使用状況を定期的にモニタリングし、取締役会等に報告しております。
- リスク管理委員会等の経営政策委員会において総合的に審議・調整を実施し、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。
- 事業継続管理統括の専門組織として企画グループ内に危機管理室を設置しております。そのうえで、グループの事業継続管理態勢を統一的に維持・向上させるべく、社会環境・リスク変化等を踏まえ、年度ごとにグループの整備方針・整備計画を策定し、経営会議において、整備計画の進捗を定期的にフォローアップするとともに、取締役会等に報告しております。また、グループ共同訓練・研修等を継続的に実施し、これらを通じてグループ全体の事業継続管理態勢の実効性向上に取り組んでおります。
- また、金融という重要な社会インフラの担い手として、重要度が益々増加するサイバーセキュリティのリスク管理に関し、IT・システムグループ及び企画グループの共管組織であるデータマネジメント部がその企画立案・推進を担う旨を明確化いたしました。
- 「カンパニー制」導入とあわせて、3つの防衛線における1線の自律的統制機能を強化し、各カンパニー、ユニット等が自ら業務遂行に伴うリスク管理・コンプライアンスを業務と一体的に取り扱う体制を構築し、運用しております。
- 当社は主要グループ会社より、リスク・事業継続管理の状況等につき報告を受け、取締役会、監査委員会等に報告することで、主要グループ会社のリスク・事業継続管理の状況の一元的な把握・管理を実践しております。また、主要グループ会社以外の子会社等については、主要グループ会社を通じた管理を行っております。

(2) コンプライアンス体制

- コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画として、毎年、コンプライアンスに係る様々な態勢整備、研修、チェック等を含めたコンプライアンス・プログラムを策定、実践するとともに、進捗管理および必要な計画変更を行っております。
- 反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組み、上記実践計画におけるグループ共通の重点施策として、「反社会的勢力との関係遮断」に注力しております。
- コンプライアンス・プログラムを含むコンプライアンス統括に関する事項等について、コンプライアンス委員会等にて審議・調整を実施し、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。
- 当社は主要グループ会社より、コンプライアンス管理の状況等につき報告を受け、取締役会、監査委員会等に報告することで、主要グループ会社のコンプライアンスの遵守状況の一元的な把握・管理を実践しております。また、主要グループ会社以外の子会社等については、主要グループ会社を通じた管理を行っております。

(3) 執行役の職務執行

- 経営会議・各種委員会の議事録、関連資料、稟議書・報告書等、重要な文書に関し、定めに従い保存・管理を実施しております。また、研修、チェックを含めた情報管理に関する具体的実践計画を策定、フォローするとともに情報管理の状況等を取締役会等に報告しております。
- 当社はコーポレート・ガバナンスおよび経営に対する監督の実効性確保、ならびに取締役会が業務執行の決定を最大限委任することにより迅速かつ機動的な意思決定を可能とし、スピード感ある企業経営を実現するため、指名委員会等設置会社を選択しております。

- 銀行・信託・証券・アセットマネジメント・シンクタンク等の機能をスピーディに提供するための顧客セグメント別の経営体制であるカンパニー制を導入しており、カンパニー制の運営体制を一層強化すべく、各カンパニー長等を補佐する副カンパニー長等を新たに設置することといたしました。
- 事業戦略、財務戦略およびリスク管理の一体運営を通じたリスク・リターン最適化を行うべく、リスクアペタイト・フレームワークを導入し、事業戦略や財務戦略を実現するために進んで受け入れるリスクとして〈みずほ〉のリスクアペタイトを明確にしたうえで、戦略・施策や資源配分・収益計画を決定し、その運営状況をモニタリングしております。
- 取締役会の決議事項や報告事項、組織の分掌業務、決裁権限等を定めるとともに、経営会議、経営政策委員会を設置し、当社全体としての執行役の職務執行の効率性を確保しております。

(4) グループ経営管理体制

- グループ各社は、グループ共通の『〈みずほ〉の企業理念』の下、主要グループ会社は当社が直接経営管理を実施し、主要グループ会社以外の子会社等は、主要グループ会社を通じ経営管理を行うことでグループ経営管理の一体性を確保しております。
- 当社は「グループ経営管理規程」に基づき、グループ全体に関する重要な事項について、主要グループ会社から承認申請を受けるとともに、これに準じる事項について報告を受けております。
- 主要グループ会社からリスク管理、コンプライアンス管理、内部監査について定期的または必要に応じて都度報告を受け、取締役会等に報告するとともに、主要グループ会社に対してリスク管理、コンプライアンス管理、内部監査に関する適切な指示を行っております。
- 当社グループにおける強固なグループガバナンス体制が構築できる制度として、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券は監査等委員会設置会社へ移行しております。

(5) 監査委員会の職務執行

- 監査委員会は、社内非執行取締役2名および社外取締役3名で構成し、社内非執行取締役2名を常勤の監査委員として選定しております。常勤の監査委員は、重要な会議への出席、関係書類の閲覧、子会社を含めた役職員からの報告聴取等を通じて監査委員会の活動の実効性確保に努めております。
- 監査委員会は、グループ会社に対する経営管理を含めた職務の執行状況等について執行役等から定期的に報告を受け、主として内部統制上の観点から意見交換等を実施し、有効性について確認のうえ、「内部統制システム」の年1回見直しに係る取締役会への付議に同意しております。
- このうち、内部監査については内部監査グループ長を定期的に監査委員会に出席させ、グループ会社を含めた内部監査の状況等について報告を受け、必要に応じ具体的な指示を行うとともに、内部監査基本計画に関する同意決議を行っております。また、内部監査の実効性向上に向け、内部監査グループとの関係をより強固にすべく、規程類を変更し、内部監査グループの予算や監査業務部長人事について、監査委員会の同意事項に追加するとともに、実態に合わせ、内部監査グループとの指示・報告関係をより明確化いたしました。
- さらに、子会社等の監査等委員・監査役との緊密な連携を図るため、定期的および必要に応じて都度、意見交換等を実施しております。
- 会計監査人についても定期的に監査委員会に出席させ、監査計画、監査実施状況、監査結果等につき報告を受け、リスク認識等について議論を行っております。
- 社員等がコンプライアンスに係る問題を発見しコンプライアンス・ホットラインに通報した場合および監査委員会に報告した場合、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを社内研修やイントラネットへの掲載により周知しております。
- 監査委員会の職務を補助する専担部署として監査委員会室を設置し、執行役の指揮命令に服さない使用人を配置しております。また、同室に所属する使用人の執行役からの独立性を確保するため、同室の使用人に係る人事および同室の予算等については監査委員会による事前同意を行っております。

8 特定完全子会社に関する事項

(1) 特定完全子会社の名称及び住所

株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町一丁目5番5号

(2) 当社及び完全子会社等における特定完全子会社の株式の当事業年度の 末日における帳簿価額の合計額

5,015,233百万円

(3) 当社の当事業年度に係る貸借対照表の資産の部に計上した額の合計額

11,637,116百万円

9 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた 権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当その他会社法第459条第1項各号に定める事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しております。

当社は、「安定的な自己資本の充実」と「着実な株主還元」の最適なバランスを図る「規律ある資本政策」を遂行しております。「着実な株主還元」につきましても、2018年度までは、連結配当性向30%程度を一つの目処とした上で安定的な配当を実施することにより実現してまいりました。2019年度からは、5年間を計画期間とする新しい経営計画を踏まえ、取締役会でしっかりと検討を重ねた結果、新たな株主還元方針として、当面は現状の配当水準を維持しつつ、資本基盤の一層の強化を進め早期の株主還元拡充を目指すことといたしました。引き続き「着実な株主還元」を実現してまいります。各年度の株主還元につきましても、当社グループの業績、収益基盤、自己資本の状況およびバーゼル規制を始めとした国内外の規制動向等、事業環境を総合的に勘案し、決定してまいります。

（その他留意事項）

「その他企業集団の現況に関する重要な事項」「社外役員の意見」「会計監査人の責任限定契約」「財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」「親会社等との取引に関する事項」「会計参与に関する事項」につきましては、該当事項はございません。

連結計算書類等

連結計算書類

連結貸借対照表 第17期末 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	45,108,602	預金	124,311,025
コールローン及び買入手形	648,254	譲渡性預金	13,338,571
買現先勘定	12,997,628	コールマネー及び売渡手形	2,841,931
債券貸借取引支払保証金	2,578,133	売現先勘定	14,640,439
買入金銭債権	2,828,959	債券貸借取引受入担保金	1,484,584
特定取引資産	12,043,608	コマーシャル・ペーパー	941,181
金銭の信託	351,889	特定取引負債	8,325,520
有価証券	29,774,489	借入金	3,061,504
貸出金	78,456,935	外国為替	669,578
外国為替	1,993,668	短期社債	355,539
金融派生商品	1,328,227	社債	8,351,071
その他資産	4,229,589	信託勘定借	1,102,073
有形固定資産	1,037,006	金融派生商品	1,165,602
建物	287,634	その他負債	4,512,325
土地	614,851	賞与引当金	68,117
リース資産	22,557	変動報酬引当金	2,867
建設仮勘定	36,300	退職給付に係る負債	60,873
その他の有形固定資産	75,661	役員退職慰労引当金	1,389
無形固定資産	620,231	貸出金売却損失引当金	630
ソフトウェア	161,364	偶発損失引当金	4,910
のれん	65,495	睡眠預金払戻損失引当金	19,068
リース資産	5,839	債券払戻損失引当金	25,566
その他の無形固定資産	387,532	特別法上の引当金	2,473
退職給付に係る資産	982,804	繰延税金負債	185,974
繰延税金資産	37,960	再評価に係る繰延税金負債	63,315
支払承諾見返	6,062,053	支払承諾	6,062,053
貸倒引当金	△ 287,815	負債の部合計	191,598,188
		(純資産の部)	
		資本金	2,256,767
		資本剰余金	1,138,449
		利益剰余金	3,915,521
		自己株式	△ 7,703
		株主資本合計	7,303,034
		その他有価証券評価差額金	1,186,401
		繰延ヘッジ損益	△ 22,282
		土地再評価差額金	137,772
		為替換算調整勘定	△ 111,057
		退職給付に係る調整累計額	254,936
		その他の包括利益累計額合計	1,445,770
		新株予約権	707
		非支配株主持分	444,525
		純資産の部合計	9,194,038
資産の部合計	200,792,226	負債及び純資産の部合計	200,792,226

連結損益計算書 第17期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		3,925,649
資金運用収益	2,056,327	
貸出金利息	1,253,970	
有価証券利息配当金	302,768	
コールローン利息及び買入手形利息	5,510	
買現先利息	229,637	
債券貸借取引受入利息	25,081	
預け金利息	123,545	
その他の受入利息	115,813	
信託報酬	55,153	
役務取引等収益	765,977	
特定取引収益	299,355	
その他業務収益	312,815	
その他経常収益	436,019	
貸倒引当金戻入益	4,357	
償却債権取立益	10,395	
その他の経常収益	421,266	
経常費用		3,311,531
資金調達費用	1,293,846	
預金利息	480,593	
譲渡性預金利息	129,752	
コールマネー利息及び売渡手形利息	11,030	
売現先利息	374,524	
債券貸借取引支払利息	7,292	
コマーシャル・ペーパー利息	19,304	
借入金利息	35,522	
短期社債利息	28	
社債利息	172,811	
その他の支払利息	62,986	
役務取引等費用	155,550	
特定取引費用	1,987	
その他業務費用	225,509	
営業経費	1,430,850	
その他経常費用	203,788	
経常利益		614,118
特別利益		11,280
固定資産処分益	3,438	
その他の特別利益	7,841	
特別損失		509,138
固定資産処分損	5,414	
減損損失	503,612	
その他の特別損失	112	
税金等調整前当期純利益		116,259
法人税、住民税及び事業税	161,376	
法人税等調整額	△ 163,879	
法人税等合計		△ 2,502
当期純利益		118,762
非支配株主に帰属する当期純利益		22,196
親会社株主に帰属する当期純利益		96,566

お伝えしたいこと

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

議決権行使方法は巻末へ

連結株主資本等変動計算書 第17期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,256,548	1,134,922	4,002,835	△5,997	7,388,309
当期変動額					
新株の発行	218	218			437
剰余金の配当			△190,384		△190,384
親会社株主に帰属する当期純利益			96,566		96,566
自己株式の取得				△3,001	△3,001
自己株式の処分		△23		1,295	1,271
土地再評価差額金の取崩			6,504		6,504
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		3,331			3,331
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	218	3,526	△87,313	△1,706	△85,274
当期末残高	2,256,767	1,138,449	3,915,521	△7,703	7,303,034

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当期首残高	1,392,392	△67,578	144,277	△85,094	293,536	1,677,534	1,163	754,239	9,821,246
当期変動額									
新株の発行									437
剰余金の配当									△190,384
親会社株主に帰属する当期純利益									96,566
自己株式の取得									△3,001
自己株式の処分									1,271
土地再評価差額金の取崩									6,504
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動									3,331
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△205,990	45,295	△6,504	△25,963	△38,600	△231,763	△456	△309,713	△541,934
当期変動額合計	△205,990	45,295	△6,504	△25,963	△38,600	△231,763	△456	△309,713	△627,208
当期末残高	1,186,401	△22,282	137,772	△111,057	254,936	1,445,770	707	444,525	9,194,038

計算書類

貸借対照表 第17期末 (2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	176,648
現金及び預金	100,367
前払費用	3,250
その他の流動資産	73,030
固定資産	11,460,467
有形固定資産	222,738
建物	4,348
器具及び備品	321
土地	199,525
建設仮勘定	18,541
無形固定資産	11,072
商標権	0
ソフトウェア	9,243
その他の無形固定資産	1,828
投資その他の資産	11,226,656
投資有価証券	2
関係会社株式	6,074,549
関係会社長期貸付金	5,110,247
長期前払費用	128
前払年金費用	17,053
繰延税金資産	4,496
その他	20,178
資産の部合計	11,637,116

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	982,626
短期借入金	945,505
未払金	2,197
未払費用	24,709
未払法人税等	7,047
預り金	2,398
前受収益	5
賞与引当金	390
変動報酬引当金	371
固定負債	5,135,769
社債	5,000,247
長期借入金	110,000
退職給付引当金	6,422
その他の固定負債	19,099
負債の部合計	6,118,395
(純資産の部)	
株主資本	5,518,013
資本金	2,256,767
資本剰余金	1,196,673
資本準備金	1,196,659
その他資本剰余金	13
利益剰余金	2,070,749
利益準備金	4,350
その他利益剰余金	2,066,399
繰越利益剰余金	2,066,399
自己株式	△6,176
評価・換算差額等	△0
その他有価証券評価差額金	△0
新株予約権	707
純資産の部合計	5,518,720
負債及び純資産の部合計	11,637,116

お伝えしたいこと

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類等

議決権行使方法は巻末へ

損益計算書 第17期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
営業収益	331,315
関係会社受取配当金	291,116
関係会社受入手数料	40,198
営業費用	40,679
販売費及び一般管理費	40,679
営業利益	290,635
営業外収益	111,841
受取利息及び配当金	4,256
貸付金利息	106,919
その他の営業外収益	665
営業外費用	116,247
支払利息	2,967
社債利息	102,209
社債発行費	5,684
その他の営業外費用	5,386
経常利益	286,229
特別利益	84,902
投資有価証券売却益	84,819
関係会社株式処分益	83
特別損失	53
その他の特別損失	53
税引前当期純利益	371,078
法人税、住民税及び事業税	22,606
法人税等調整額	△6,104
法人税等合計	16,502
当期純利益	354,576

株主資本等変動計算書 第17期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで) (単位:百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	2,256,548	1,196,440	37	1,196,478	4,350	1,902,207	1,906,557	△5,050	5,354,533
当期変動額									
新株の発行	218	218		218					437
剰余金の配当						△190,384	△190,384		△190,384
当期純利益						354,576	354,576		354,576
自己株式の取得								△2,124	△2,124
自己株式の処分			△23	△23				998	974
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	218	218	△23	195	—	164,191	164,191	△1,125	163,480
当期末残高	2,256,767	1,196,659	13	1,196,673	4,350	2,066,399	2,070,749	△6,176	5,518,013

	評価・ 換算差額等	新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
当期首残高	85,645	1,163	5,441,343
当期変動額			
新株の発行			437
剰余金の配当			△190,384
当期純利益			354,576
自己株式の取得			△2,124
自己株式の処分			974
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△85,646	△456	△86,103
当期変動額合計	△85,646	△456	77,377
当期末残高	△0	707	5,518,720

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高木 竜二 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西田 裕志 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 慎一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長尾 充洋 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社みずほフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社 みずほフィナンシャルグループ
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 高木 竜二 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 西田 裕志 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 林 慎一 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 長尾 充洋 ㊟

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社みずほフィナンシャルグループの2018年4月1日から2019年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第17期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。また、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査グループ等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役および執行役の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2019年5月13日

株式会社みずほフィナンシャルグループ 監 査 委 員 会

監 査 委 員 関 哲 夫 ㊟

監 査 委 員 甲斐中 辰 夫 ㊟

監 査 委 員 阿 部 紘 武 ㊟

監 査 委 員 綾 隆 介 ㊟

監 査 委 員 船 木 信 克 ㊟

(注) 監査委員 関 哲夫、甲斐中 辰夫および阿部 紘武は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

決算の概要



決算の概要の詳細は、
当社HPでご覧いただけます

みずほ 決算説明資料

検索

収益の状況

連結	2018年度 (億円)	
	実績	前年度比
連結粗利益 +ETF関係損益等 ^{※1}	18,277	△ 1,678
経費 (除く臨時処理分等) ^{※2}	△ 14,406	+ 36
連結業務純益 ^{※3} +ETF関係損益等 ^{※1}	4,083	△ 1,296
うち顧客部門 ^{※4}	4,742	^{※6} + 1,213
うち市場部門 ^{※5}	△ 136	^{※6} △ 1,994
(連結業務純益) ^{※3}	(3,933)	(△ 644)
与信関係費用	△ 195	△ 1,758
株式等関係損益 -ETF関係損益等 ^{※1}	2,598	+ 680
経常利益	6,141	△ 1,683
特別損益	△ 4,978	△ 5,153
親会社株主純利益 ^{※7}	965	△ 4,799
普通株式等Tier1比率 ^{※8}	10.71%	+ 0.56%
一株あたり配当金	7円50銭	± 0銭

連結業務純益+ETF関係損益等は、国内外ともに顧客部門が増加した一方、外債等のポートフォリオ健全化を進めたことを主因に市場部門が減少し、前年度比減少

親会社株主純利益は、構造改革への取り組みを踏まえた損失の計上を主因に、前年度比大幅に減少

普通株式等Tier1比率^{※8}は10.71%年間配当は7円50銭(期末配当3円75銭)を維持

用語解説

● 連結粗利益

銀行等の金融機関において、本来の業務でどれくらいの利益を上げているかを示すものです。一般事業会社における粗利益(=売上-売上原価)に相当します。

● 連結業務純益

連結粗利益と並び、銀行等の金融機関において本来の業務(預金・融資・証券業務等)からどれだけの利益を上げたかを示す指標。一般事業会社における営業利益に相当します。連結粗利益から業務を行ううえで掛かった経費を差し引いて算出します。

● ETF

Exchange Traded Fundsの略称で、上場投資信託のこと。日経平均株価やTOPIX(東証株価指数)などの株価指数、債券指数、商品価格や商品指数等、一般に特定の指標に連動する投資成果をめざして運用される投資信託で、比較的lowコストで、分散投資が可能となります。

主要グループ会社の当期純利益	2018年度 (億円)	
	実績	前年度比
みずほ銀行(連結)	△ 298	△ 5,149
みずほ信託銀行(連結)	475	+ 1
みずほ証券(連結)	43	△ 313
アセットマネジメントOne	141	△ 15

※1 2行合算のETF関係損益、みずほ証券連結の営業有価証券等損益の合計値149億円(前年度比△652億円)

※2 経費(除く臨時処理分)-のれん等償却

※3 連結粗利益-経費(除く臨時処理分)+持分法による投資損益等連結調整

※4 顧客部門:リテール・事業法人カンパニー、大企業・金融・公共法人カンパニー、グローバルコーポレートカンパニー、アセットマネジメントカンパニーの合計

※5 市場部門:グローバルマーケットカンパニー

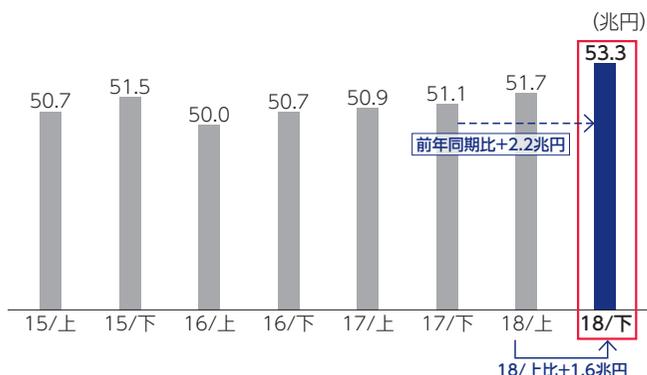
※6 前年同期の計数を2018年度管理会計ルールベースに組み替えて算出

※7 親会社株主に帰属する当期純利益

※8 その他有価証券評価差額金を除く

国内貸出金 銀行・信託

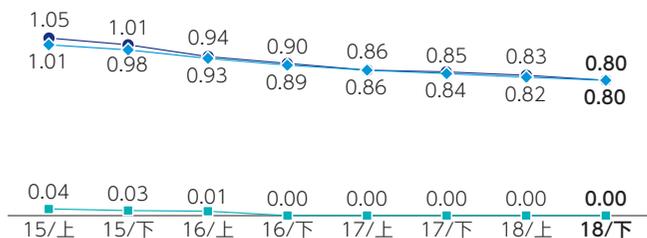
国内貸出金残高（平残）※1



※1 (株)みずほフィナンシャルグループ及び政府等向け貸出金を除く、銀行勘定

国内預貸金利回差※2

● 貸出金利回…a ◆ 預貸金利回差…a - b ■ 預金債券等利回…b (%)



※2 金融機関（(株)みずほフィナンシャルグループを含む）・政府等向け貸出金を除く、国内業務部門

海外貸出金 銀行

海外貸出金残高（平残）※3, ※4



※3 みずほ銀行（含む中国・米国・オランダ・インドネシア・マレーシア・ロシア・ブラジル・メキシコ現地法人）

※4 2018年度管理会計ルールベース（15/上期～17/下期は遡及修正）

用語解説

● 国内貸出金残高（平残）

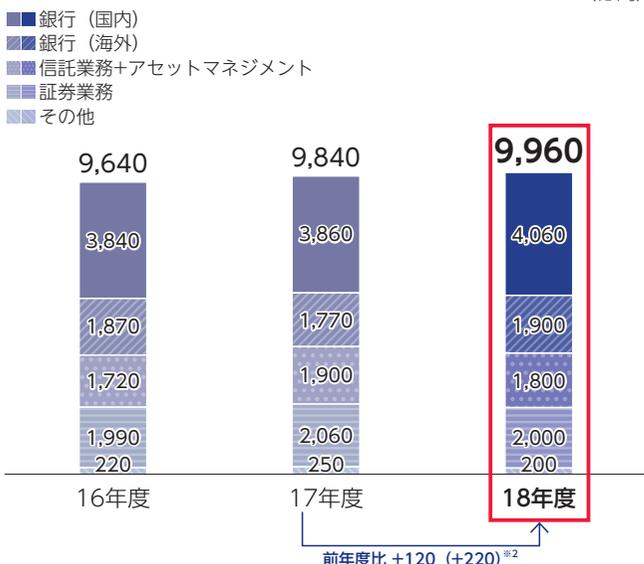
国内における貸出金の平均残高を示しています。

● 国内預貸金利回差

国内における、貸出金利回と預金等利回の差（貸出金利回－預金等利回）を示しています。

非金利収支（顧客部門）※1 グループ合算

【管理会計】【概数】 (億円)



※1 2018年度管理会計ルールベース。変更前の計数は、16年度:9,740億円、17年度:9,940億円

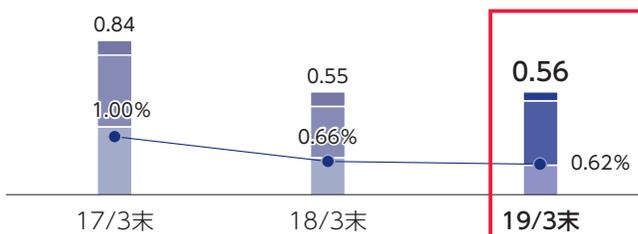
※2 18/10月に非連結化した資産管理サービス信託銀行の影響補正後

金融再生法開示債権残高※3 銀行・信託

■ 破産更生債権及びこれらに準ずる債権 ● 不良債権比率 (兆円)

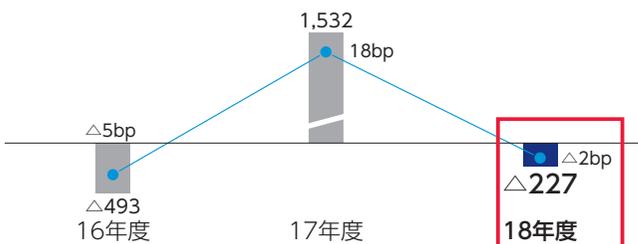
■ 危険債権

■ 要管理債権



与信関係費用※3 銀行・信託

■ 与信関係費用 ● 与信関係費用比率※4 (億円)



※3 銀行勘定+信託勘定

※4 与信関係費用/期末総与信残高

用語解説

● 金融再生法開示債権

金融再生法に基づき、銀行の保有する債権（貸出金等）を回収可能性に応じて①正常債権、②要管理債権、③危険債権、④破産更生債権及びこれらに準ずる債権に分類し、正常債権以外の残高を金融再生法開示債権の残高（所謂、不良債権残高）として開示しています。



● 不良債権比率

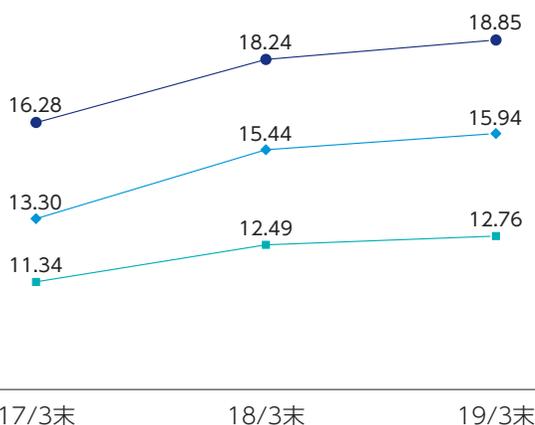
不良債権（前記、金融再生法開示債権）を総与信で割った比率を不良債権比率として開示しています。貸出資産等の健全性を示す指標として用いられています。

自己資本の状況 ～引き続き十分な水準を確保～

	2018年 3月末	2019年 3月末
(1) 普通株式等Tier1資本	74,370	73,900
(2) その他Tier1資本	17,551	18,421
(3) Tier2資本	16,681	16,853
(4) 総自己資本 (1) + (2) + (3)	108,604	109,175
(5) リスク・アセット	595,289	578,995
(6) 普通株式等Tier1比率 	12.49%	12.76%
同 (その他有価証券評価 差額金を除く)	10.15%	10.71%
(7) Tier1比率	15.44%	15.94%
(8) 総自己資本比率	18.24%	18.85%
(9) レバレッジ比率 	4.28%	4.42%
(10) リスク・アセットベース 外部TLAC比率 	—	22.18%
(11) 総エクスポージャーベース 外部TLAC比率 	—	7.14%

自己資本比率

● 総自己資本比率 ◆ Tier1比率 ■ 普通株式等Tier1比率 (%)

用語解説 

● 普通株式等Tier1比率

Tier1はBIS（国際決済銀行）が定める銀行の自己資本の中の基本的項目で、普通株式等Tier1は、Tier1のうち特に資本性の高い普通株式等で構成されます。リスク・アセットに対する普通株式等Tier1の比率が普通株式等Tier1比率で、銀行の健全性を示す指標として用いられています。

● レバレッジ比率

自己資本比率の補完的指標で、リスク・ウェイトによる調整を行わないエクスポージャー額に対するTier1の比率を示し、銀行の健全性を示す指標として用いられています。

● 外部TLAC比率

TLAC規制とは、グローバルなシステム上重要な金融機関に対し、自己資本規制に加えて課せられる規制です。リスク・アセット、総エクスポージャーに対して、一定割合以上の損失吸収力のある資本・負債の確保が求められています。

政策保有株式に関する方針

上場株式の政策保有に関する方針

- 当社及び当社の中核3社は、政策保有株式について、コーポレートガバナンス・コードを巡る環境の変化や、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、その保有の意義が認められる場合を除き、保有しないことを基本方針とします。
- 保有の意義が認められる場合とは、取引先の成長性、将来性、もしくは再生等の観点や、現時点あるいは将来の採算性・収益性等の検証結果を踏まえ、取引先及び当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断される場合を言います。
- 上記各社は、保有する株式について、個別銘柄ごとに、定期的、継続的に保有の意義を検証し、その意義が乏しいと判断される銘柄については、市場への影響やその他考慮すべき事情にも配慮しつつ売却を行います。また、その意義が認められる銘柄についても、対話を通じて削減に努めていきます。

政策保有株式に係る議決権行使基準

- 当社及び当社の中核3社は、発行会社が適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているかという観点や、当社グループの企業価値向上の観点も踏まえ、総合的に賛否を判断し議決権行使を行います。
なお、会社議案に賛成できないと判断する際は、売却の可否について検討を行うことがあります。
- 具体的な議案検討に際しては、発行会社との対話や専門部署による検証等を通じ、議案の賛否を検討します。特に、以下の企業価値や株主利益に影響を与える可能性のある議案については、その目的及び企業価値向上に向けた考え方を確認した上で、賛否を総合的に判断します。

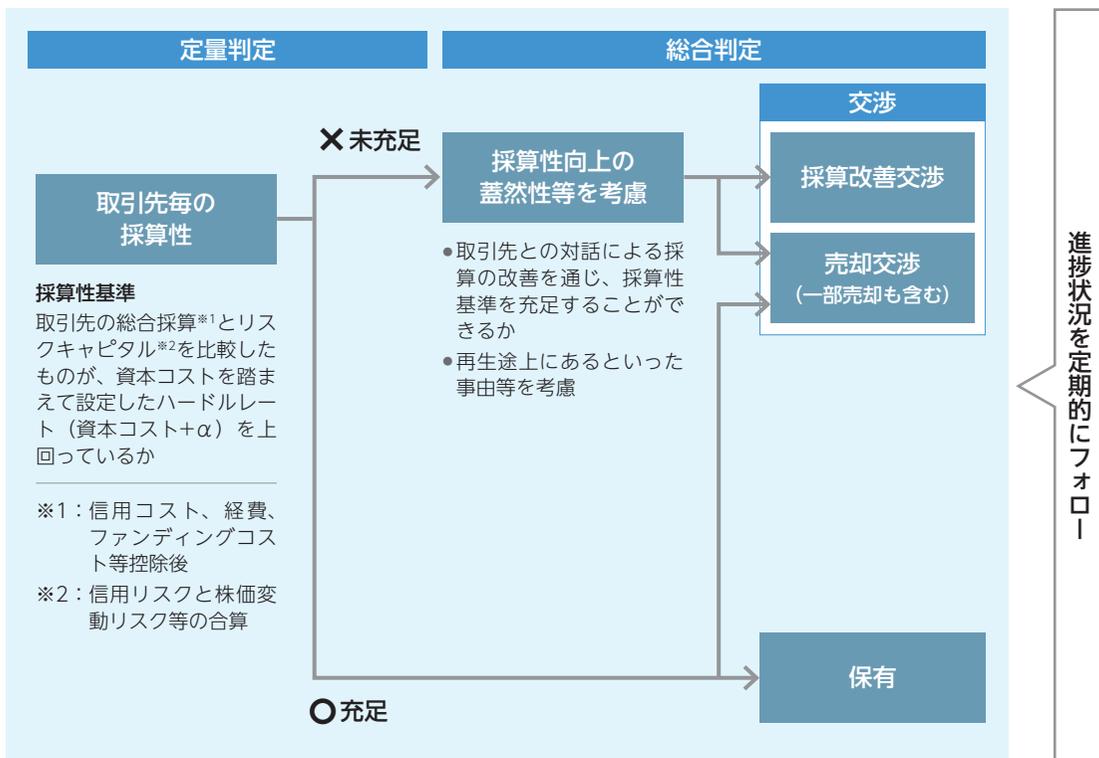
- 赤字や無配が一定期間に亘る場合や企業不祥事が発生した場合等の取締役・監査役の再任議案、退職慰労金贈呈議案、賞与支給及び報酬増額議案
- 資本収益性の水準が長期に亘り低迷している場合や総会後の独立社外取締役が2名未満となる場合の代表権のある取締役の再任議案
- 低配当が継続している場合や財務の健全性に悪影響を与え得る場合の剰余金処分議案
- 買収防衛策の導入・継続議案
- 合併等の組織再編関連議案
- 新株発行等の資本政策関連議案
- 総合的な希薄化を招くストックオプション付与議案
- 株主価値等に影響を与え得る定款変更議案
- 株主提案議案 等

※ 「中核3社」とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券をいう。

保有意義検証のプロセス

「上場株式の政策保有に関する方針」を踏まえ、以下のようなプロセスで保有意義の検証を実施しています。

採算性等を基準とした保有意義の検証

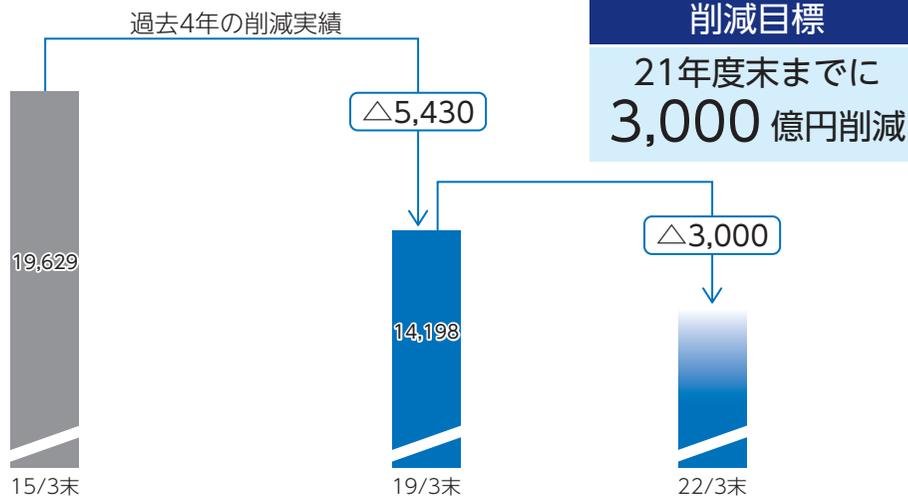


政策保有株式削減の取組み

削減実績及び目標

連結
取得原価ベース

(億円)



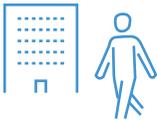
※ その他有価証券のうち時価のあるもの

議決権行使方法に関するご案内

議決権行使のお願い

株主総会における議決権は、株主の皆さまが当社の経営に参加できる重要な権利です。以下をご参照いただき、いずれかの方法にて議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席



詳細につきましては
裏表紙を
ご覧ください。

株主総会にご出席できない場合

Easy

郵送



詳細につきましては
113頁を
ご覧ください。

パソコン



詳細につきましては
114頁を
ご覧ください。

スマートフォン



詳細につきましては
114~115頁を
ご覧ください。

議決権行使チェックシート

議決権行使にあたり、議案のご検討結果をメモするチェックシートです。是非ご活用ください。

議案		取締役会の意見		株主さまメモ欄	
会社提案		賛	否	賛	否
第1号議案	取締役14名選任の件	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
株主提案		賛	否	賛	否
第2号議案	定款一部変更の件（国債市場特別参加者制度の参加資格の返上）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

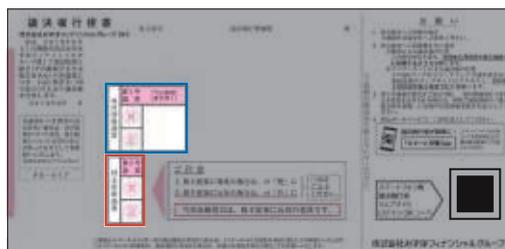


郵送による議決権行使

議決権行使期限

2019年6月20日（木曜日）午後5時到着分まで

同封の「議決権行使書」に、各議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議案の内容は株主総会参考書類（26頁～45頁）をご参照ください。



会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

第1号議案 議案 議案 議案	議案 議案 議案 議案	議案 議案 議案 議案
-------------------------	----------------------	----------------------

ご注意
1. 株主提案に賛成の場合は、⇒「賛」に
2. 株主提案に反対の場合は、⇒「否」に
当社取締役会は、株主提案に反対の意見です。

ご賛同いただける場合、株主提案には「賛」ではなく「否」になりますのでご注意ください。

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

第1号議案 議案 議案 議案	議案 議案 議案 議案	議案 議案 議案 議案
-------------------------	----------------------	----------------------

ご注意
1. 株主提案に賛成の場合は、⇒「賛」に
2. 株主提案に反対の場合は、⇒「否」に
当社取締役会は、株主提案に反対の意見です。

議決権行使書の記載例

※ 各議案に対して賛否の表示がない場合、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※ 第1号議案について、一部の候補者に異なる意思を表示される場合は、当該候補者の番号をご記入ください。



インターネットによる議決権行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにて議案の賛否をご入力ください。議案の内容は株主総会参考書類（26頁～45頁）をご参照ください。



パソコンから

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

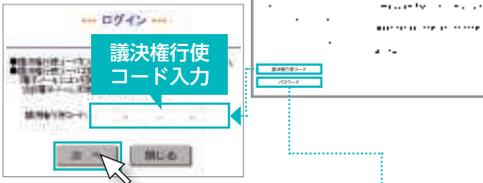


議決権行使ウェブサイト

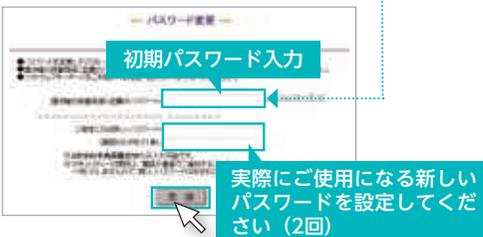
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

または 議決権行使 みずほ 検索

2 ログイン



3 パスワードの入力・変更

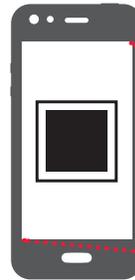


4 メイン画面から「ご投票」を選択

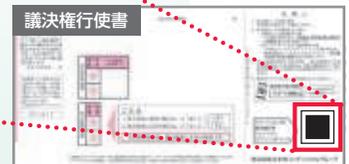


スマートフォンから

1 QRコードを読み取る



「スマート行使」を使えばカンタンに行使できます!



※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

カンタン!

カンタン!

QRコードを読み取るだけ!

文字入力不要!

賛否を入力

入力内容確認

行使完了

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームより議決権を行使いただけます。

「スマート行使」のメリット

メリット 1



場所を選ばず
行使が可能!!

●PC起動やサイト
検索にかかる時間
が不要



●ポストへの投函が
不要



メリット 2



QRコードを
読み取るだけ!!

手間が
かかりません!!

●議決権行使コード
／パスワードの
入力が不要



●議決権行使書への
記入が不要



! 注意

- パソコンから行使される場合（「スマート行使」の場合は除きます。）のパスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話等によるご照会には、お答えすることができません。また、パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- 議決権行使ウェブサイト・スマート行使は一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。
- インターネットで複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

スマート行使で一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合は、議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>にて変更ください。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコン・スマートフォンの操作方法等がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524

受付時間

9:00~21:00
土・日・休日を除く

株主総会にご出席いただける場合



開催場所 東京国際フォーラム（ホールA） 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

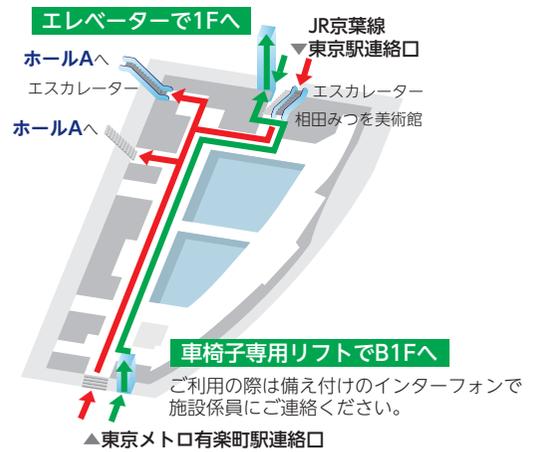
同封の「議決権行使書」を会場受付へご提出ください。
また、第17期定時株主総会招集ご通知（本書）をご持参ください。

会場のご案内 公共交通機関のご利用をお願いします。



施設概要図

B1F（地下コンコース）



交通のご案内

JR ● 山手線 ● 京浜東北線
「有楽町駅」 国際フォーラム口 徒歩1分

東京メトロ ● 有楽町線
「有楽町駅」 D5出口

〈有楽町以外の最寄りの駅〉

J R 東京 駅	丸の内南口より徒歩5分
	●京葉線地下丸の内口よりB1F地下コンコースにて連絡
東京メトロ	●日比谷線 日比谷 駅 A2出口 徒歩5分
	●銀座線 銀座 駅 C9出口 徒歩7分
	●千代田線 二重橋前 駅 1番出口 徒歩5分
	●丸の内線 銀座 駅 C9出口 徒歩5分
都営地下鉄	●三田線 日比谷 駅 B3出口 徒歩5分

- 例年開催間際は受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
- 株主さまへのお土産をご用意しておりません。

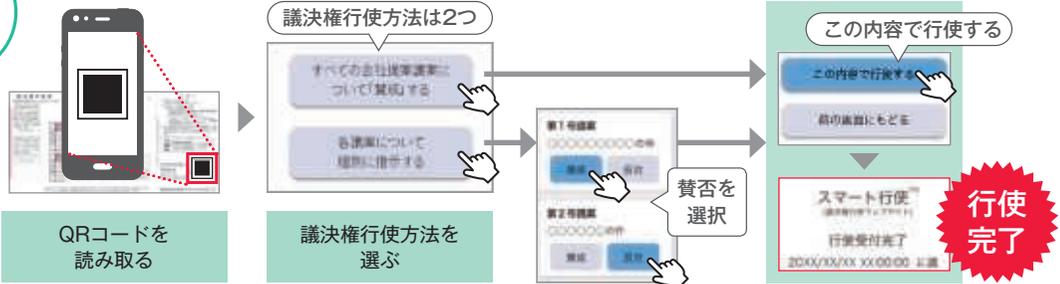
株主総会にご出席いただけない場合



インターネットまたは郵送により、議決権行使をお願いします。

議決権行使期限 2019年6月20日（木）午後5時まで

スマートフォンでカンタンに行使できます！



議決権行使の詳しい説明はP112から



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方に基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。